

令和5年度

東京都予算編成  
に対する要望

令和4年8月

東京都町村会  
東京都町村議会議長会



# 目 次

## I 地域振興

<b>1 町村部の個性と魅力ある地域づくりへの支援(各局共通)</b> .....	<b>1</b>
(1) 西多摩地域及び島しょ地域の個性と魅力ある地域づくりに向けた施策の推進【重点】 .....	1
① 西多摩地域の豊かな自然を活かした魅力と活力のある地域づくりの推進、生活基盤の整備	
② 島しょ地域の豊かな海洋資源を活かした産業及び観光振興の充実・強化	
③ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う支援及び施策の実施	
④ 離島振興法の期限の延長・改正	
(2) 西多摩地域広域行政圏計画事業の推進と財政支援の充実【重点】 .....	2
(3) 伊豆諸島北部地域の特定有人国境離島地域指定及び伊豆諸島の一体的な振興策の推進 .....	2
(4) 島しょ地域の振興策の充実と島しょ振興公社に対する財政支援の継続 .....	3
① 伊豆諸島・小笠原諸島地域力創造推進対策の充実	
② 島しょ振興公社に対する貸付金の継続	
③ ヘリコムター定期運航事業に対する財政支援の継続	
(5) 島しょ貨物運賃補助制度の補助率維持及び補助対象品目の見直し .....	4
① 生活物資及び生産物貨物に対する貨物運賃補助の補助率継続	
② 島民生活に必要な生活物資及び生産物への補助対象品目の見直し	
(6) 島しょにおける燃油類の価格安定・格差是正に対する支援の拡充継続及び支援制度の創設	4
(7) 山間・島しょ地域への移住・定住促進 .....	5
① 島しょ山村地域への定住促進サポート事業の継続実施	
② 移住・定住の促進に向けた更なる取組みの検討、実施	
(8) 地域活性化住宅政策の確立 .....	6
(9) 空き家利活用等区市町村支援事業補助金の拡充 .....	6
<b>2 市町村総合交付金による継続的な財政支援の拡充・強化(総務局)【重点】</b> .....	<b>7</b>
① 行政水準の維持向上を図るための継続的な財政支援	
② 公共施設等の整備状況や財政力を勘案した弾力的・効果的な配分	
③ 西多摩地域広域行政圏事業及び島しょ地域における地域振興策、地域経済活性化対策、行政サービスの充実等に対する財政補完の強化	
④ 交付金の対象範囲の拡大	
⑤ 市町村総合交付金まちづくり振興対策地域特選事業枠の一層の充実	
<b>3 地方分権の推進(各局共通)</b> .....	<b>7</b>
(1) 地方分権の推進とこれに伴う適切な財政支援の充実 .....	8
① 権限移譲に見合う適切かつ十分な財源措置について国へ要請していくとともに、都として分権交付金(仮称)の創設などの財源措置	
② 町村における行財政運営を確保するために必要な都としての適切な技術・財政支援	
③ 事務処理特例条例に係る適正な財源措置及び申請交付手続の簡素化	
(2) 総合戦略の実現に向けた財政支援の充実 .....	8
(3) 地方交付税総額の確保【重点】 .....	9

<b>4 安定的行政運営のための支援(総務局・デジタルサービス局・主税局・都市整備局・住宅政策本部・福祉保健局・建設局)</b> .....	<b>10</b>
(1) 個人住民税徴収事業への支援.....	10
(2) 市町村公営住宅建設事業への技術的指導及び助言等支援 .....	10
(3) 都の出先機関設置等及び各局横断的な連絡調整窓口の設置 .....	11
(4) 町村受託管理業務等に対する適正な財源措置.....	11
(5) 地籍調査事業費負担金に対する財政支援 .....	12
(6) 社会保障・税番号制度の運営のための支援 .....	12
① 住民に対するの社会保障・税番号制度の周知	
② 社会保障・税番号制度の運営等に対する国における十分な財政措置	
③ 都事務処理特例条例に基づく町村事務に対する都における財政措置	
④ 「デジタルPMO」の適切な運営	
⑤ 民間事業者に対する周知の徹底	
⑥ 自治体情報セキュリティクラウドの構築等に対する財政措置	
(7) 自治体DX推進等のための支援の強化【新規】 .....	14
① 自治体DX推進のための支援	
② デジタル人材の育成・派遣支援	
③ 新技術の導入支援	
④ 行政サービスや行政手続のデジタル化	
⑤ ガバメントクラウドへの移行支援	
⑥ 標準化・共通化に連携するシステムへの支援	
<b>5 島しょ町村への災害復興支援(総務局)</b> .....	<b>15</b>
(1) 大島町における復旧・復興事業の推進.....	15
(2) 三宅島噴火災害復興支援施策の推進 .....	16

## II 医療・保健

<b>6 医療体制確立等のための病院・医療施設等への人的支援及び財政支援(福祉保健局)</b> .....	<b>17</b>
(1) へき地医療行政等の充実【重点】 .....	17
① へき地に勤務する医師と看護師の確保、派遣及び期間の延長と支援職種の医療従事者全般への拡大	
② へき地勤務医師等確保事業に対する財源措置	
③ 医師給与費補助の引上げ	
④ 緊急時に必要な医師や看護師等の確保及び派遣	
⑤ 専門診療制度(眼科、耳鼻科、皮膚科、整形外科等)、巡回精神衛生相談の充実強化	
⑥ 休日急病診療、休日歯科診療事業の現行補助率の存続及び休日急病診療事業の補助単価引上げと土曜日診療への拡大	
⑦ 血液透析実施に対する医療費補助の充実	
⑧ 産婦人科、小児科等の不採算診療科目の運営に対する補助制度の創設	
(2) 公立病院等に対する施設整備事業補助の充実.....	18
(3) 国民健康保険直営診療施設整備事業の推進 .....	18
(4) 病院利用者宿泊施設の拡充等.....	18

<b>7 地域保健サービス事業に対する支援措置(福祉保健局)</b> .....	<b>19</b>
(1) 地域保健サービス事業に対する適切な人的支援及び財政支援 .....	19
① 町村が行う母子保健事業等に係る人的支援及び財政支援	
② 医師、保健師、栄養士、歯科衛生士等の地域保健従事者の確保に対する人的支援（職員派遣制 度の確立、事業実施時における協力等）	
③ 出産費用補助に対する財政支援	
(2) 母子保健事業の充実 .....	20
① とうきょうママパパ応援事業の継続	
② 公費による産婦健康診査事業の制度構築	
③ 新生児聴覚検査の実施における支援の確立	
④ 1歳6か月健康診査事業に対する財政措置の国への要請	
⑤ 乳幼児健康診査事業における視覚検査拡充に対する支援体制の整備【新規】	
⑥ 離島住民の出産後本土滞在に係る支援の確立	
(3) がん検診への支援の充実 .....	22
(4) 特定健康診査・特定保健指導事業への財政支援等 .....	22
① 補助基準単価及び補助基準内容を各保険者の実態に合わせて見直すなど、特定健康診査・特定 保健指導の確実な実施のための国への要請	
② 受診勧奨や普及啓発費用、特定健診のシステム関係費用等の事務経費等への財政支援のための 国への要請、及び都独自の支援策の構築	
③ 健診単価の統一、実施医療機関の広域化及びスケールメリットを活かした事業の実施などの都 としての関与	
(5) 予防接種等における支援の確立と新型インフルエンザ対策の充実 .....	23
① 高齢者に対するインフルエンザ予防接種及び肺炎球菌ワクチン接種に係る経費への財政支援	
② インフルエンザワクチン等の安定供給と新型インフルエンザ対策の充実	
③ MR（麻しん風しん混合）ワクチン及び麻しんの予防接種の財政支援と安定供給	
④ 風しんに関する追加対策への財政支援【新規】	
⑤ 子宮頸がん（HPV）・ヒブ・小児用肺炎球菌・ロタウイルスワクチンに対する財政支援	
<b>8 医療保険制度の安定的な運営のための対策(福祉保健局)</b> .....	<b>24</b>
(1) 医療保険制度の一本化に向けた取組み .....	24
(2) 国民健康保険制度における国の公費負担割合の拡大 .....	25
(3) 国民健康保険制度改正への対応 .....	25
(4) 生活保護受給者の医療費負担（人工透析患者等に係る医療費）を解消するための補助制度の 創設 .....	26
<b>9 新型コロナウイルス感染症感染防止対策の強化及び地域経済への支援等(各局共通)</b> .....	<b>27</b>
① 長期化する感染症対策の影響を踏まえた財政支援の更なる強化	
② 島しょ町村における感染症拡大防止	
③ コロナ収束後における各種地場産業の早期回復に向けた地域経済への多岐な支援強化	
④ ワクチン接種後及び感染収束後の対応に対する支援	
⑤ 新型コロナウイルス感染症に係る患者情報と町村所管の健康管理システムとの円滑な情報連携 を可能とするシステム等の構築【新規】	

### Ⅲ 福祉

<b>10 高齢者福祉施策のための支援(住宅政策本部・福祉保健局)</b> .....	<b>29</b>
(1) 高齢者福祉対策の充実強化 .....	29
① 高齢社会対策包括補助事業移行後の補助額の維持・拡充	
② 町村が実施する高齢者福祉施策に対する専門的な技術者及び指導者の派遣	
③ 高齢者緊急通報システム事業に対する財政支援	
(2) 介護保険制度改正に伴う支援策の充実.....	29
① 在宅介護サービスに係る基盤整備及び人材養成・確保に対する国や都からの財政支援、山間・島しょ地域への民間事業者参入を促す新たな支援策の構築、並びに訪問介護員、介護支援専門員等の人材育成、確保への支援	
② 「生計困難者に対する利用者負担軽減制度」の継続	
③ 居住地不明者の特別養護老人ホーム入所に関する施設所在町村の負担となる介護保険制度改正についての国への要請	
④ 保険者の広域化の協議を含めた、都による総合的な調整及び支援	
⑤ 介護給付費負担金は25%を国の負担とし、調整交付金は別枠とするための措置	
⑥ 次期介護報酬改定に関する適正な単価設定に対する国への要請	
⑦ 介護保険料の地域格差是正に対する国への要請	
⑧ 次期介護報酬改定に関する地域介護分野有効求人倍率を考慮した地域格差是正調整に対する国への要請	
⑨ 保険者機能強化推進交付金に関する保険者等の規模による不公平を生じさせない措置に対する国への要請及び支援策実施	
(3) 後期高齢者医療制度の円滑な実施のための財政支援等.....	30
① 調整交付金の別枠交付の国への要請	
② 住所地特例に係る市区町村間の財政負担不均衡の是正	
(4) サービス付き高齢者向け住宅建設に伴う付帯事項の徹底 .....	31
(5) 西多摩町村の高齢者の交通対策に係る財政支援の拡充.....	31
① 西多摩町村の福祉バス等への財政支援の拡充	
② 西多摩町村におけるシルバーパスの負担額軽減措置	
<b>11 児童福祉施策のための支援(生活文化スポーツ局・福祉保健局)</b> .....	<b>32</b>
(1) 子育て環境の充実 .....	32
① 子ども・子育て支援新制度を着実に実施するため、都の財政・技術支援の充実及び広域調整機能の発揮等の積極的な対応	
② 子育て推進交付金や子供家庭支援区市町村包括補助事業の予算全体の増額や補助率の引上げなどの継続と積極的な支援	
③ 児童相談所から市区町村への児童等送致を踏まえた虐待対策コーディネーター、ワーカー及び相談員の配置等に係る体制整備のための人的支援及び財政支援	
(2) 認可保育所及び認証保育所等に対する補助制度等の充実 .....	33
① 障害児保育の対象者の増加や重要化、延長保育の需要増加等に鑑み、町村が行う子育て支援施策の充実のために、子育て推進交付金制度の予算及び運用面の充実	
② 認証保育所利用家庭の経済的負担の軽減、認可保育所利用者との格差が是正できるよう、認証保育所利用者に対する恒久的な補助制度の創設及び国の無償化に伴う町村の財政負担増に対する補助制度の拡充	
③ 保育士の離職を防ぐための「保育士等キャリアアップ補助金」等の更なる充実と、高校生、大学生等への保育職の魅力を伝える事業展開等、保育士の人材確保策の実施	
④ 認可保育所の公定価格と比較して低い、待機児童が多い0歳児から2歳児までの認証保育所の単価の見直し、また、認証保育所40人までの単価に係る認可保育所の定員区分と同様の細分化	

及び適正な金額の設定	
⑤ 保育士確保に対する一律の制度に基づく事業者への直接補助制度に係る予算措置	
⑥ 保育サービス推進事業補助金及び保育力強化事業補助金における食物アレルギーへの対応としての代替食提供等に関する補助単価の実態に即した引上げ	
⑦ 幼児教育・保育無償化により、各市町村間で食材料費の保護者負担額が異なる状況が生じることに對する、一律の制度に基づいた補助制度の創設	
(3) 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助の充実	34
① 保護者負担の軽減を図るための補助の充実	
② システム改修費・事務費に係る補助の創設	
<b>12 障害者福祉施策のための支援(福祉保健局)</b>	<b>34</b>
(1) 心身障害者福祉の充実	35
① 障害者施策推進包括補助事業移行後の補助額の維持・拡充	
② 町村立の心身障害者(児)授産施設及び福祉作業所等への補助の拡充	
③ 心身障害者障害判定医の島しょ地区派遣及び巡回相談の年1回実施の確立	
(2) 精神障害者等に対する支援制度の創設と人的支援・財政支援の強化	35
① 精神障害者に対する経済的支援策として、手帳保持者に対する福祉手当支給制度の創設	
② 発達障害者の経済的支援策の創設	
③ 精神保健福祉事業に対する適切な人的支援・財政支援の強化	
(3) 精神科及び感染症患者の救急搬送体制の確立	36
(4) 難病患者・障害者に対する通院のための助成制度の創設	36
<b>13 社会福祉協議会への補助の充実(生活文化スポーツ局・福祉保健局)</b>	<b>37</b>
① 住民参加型在宅福祉サービスへの助成制度の拡充及び地域福祉推進事業の充実強化	
② 島しょ地区の特性を考慮した補助の充実	
③ ボランティアの活動拠点としての役割強化のための補助の創設	

#### IV 地域経済

<b>14 農業振興対策の充実強化(環境局・産業労働局)</b>	<b>38</b>
(1) 農業振興対策の推進	38
① 山村・離島振興施設整備事業の充実・強化	
② 農業委員会に対する財政措置の充実	
③ 農業改良普及センターの拡充強化、普及指導員の常駐及び指導事業の強化	
④ 農林水産振興財団の試験研究体制の拡充強化	
⑤ 畜産振興に向けた牧場の整備促進	
⑥ 遊休農地対策事業として「農地の保全と利活用促進事業」の充実	
⑦ 新規就農者支援体制の強化	
⑧ わさび田の造成と後継者の育成支援	
⑨ 島しょ地域の実態に即したストップ遊休農地再生事業の充実・強化	
⑩ 農業法人設立に向けた財政支援及び人的・技術的支援	
(2) 農業振興に係る基盤整備事業の促進	40
① 農村総合整備事業の事業量の確保	
② 土地改良事業の充実及び技術支援	
③ 農業用水の確保及び小規模農道の整備促進	
(3) 有害鳥獣等駆除対策の実施【重点】	41
① 農作物に被害を与える有害鳥獣(サル、ニホンジカ、イノシシ、カラス、ノヤギ、リス、キョ	

- ン、ネズミ等)の駆除、防除対策の推進、東京都農作物獣害防止対策事業の充実
- ② 森林病虫害(マツクイムシ、カシノナガキクイムシ、マイマイガ等)の防除対策に対する指導及び助成の充実
- ③ 椿林害虫(ハスオビエダシヤク、チャドクガ)の防除対策に対する指導援助
- ④ イエシロアリの駆除、防除対策に対する指導援助
- ⑤ ツキノワグマの対策実施市町村への財政支援強化
- ⑥ 外来生物(アシジロヒラフシアリ)大発生対策支援強化

## 15 林業振興対策の充実強化(環境局・産業労働局)..... 42

- (1) 林業総合振興対策の充実強化.....42
  - ① 都施工林道の開設(間伐林道の増設)、林道維持管理の積極的な推進と予算の増額
  - ② 林道開設に伴う工事延長及び林道舗装事業の採択基準の緩和
  - ③ 森林保全対策事業・治山事業の充実強化
  - ④ 林道天上山線道路改良工事(神津島村)
- (2) 「森づくり推進プラン」及び「森林・林業再生プラン」の推進.....43
- (3) 森林再生事業(間伐)の拡大.....44
- (4) 花粉症発生源対策の計画的な執行及び事業の改善.....44
  - ① 主伐事業による花粉発生源対策の充実・強化
  - ② 水の浸透を高める枝打ち事業の面積拡大及び人材の育成・確保
  - ③ 伐採木を活用するための加工施設等の整備
- (5) 森林環境譲与税を活用した林業労働力確保等の充実及び財政支援.....45
- (6) 木質バイオマス資源の積極的な利活用への支援.....46
  - ① 木質バイオマス資源を安定供給するための間伐材等搬出に係る助成制度の創設と搬出作業への技術支援
  - ② 木質バイオマス資源を地域で循環させ、一層の活用を図る継続的・安定的システムの構築に向けた技術・財政支援
- (7) 有害鳥獣等駆除対策の実施【重点・再掲】.....47
- (8) 利島村における椿林事業に対する支援強化.....47
  - ① 利島村のトビモンオオエダシヤク等による椿林被害について、発生原因の早期究明と実効性のある防除に対する技術・財政支援の強化
  - ② 利島村の椿林において新たに発生しているヨコヤマヒメカミキリとみられる被害の防除に対する技術・財政支援の強化
- (9) 神津島村における治山事業の整備促進.....47
  - ① 崩壊した山腹の復旧及び海岸への土砂流出等、天上山の山腹崩壊防止のための整備促進
  - ② 特別養護老人ホームに隣接する岩山の落石防止の整備
  - ③ 大黒根トンネル出口の隣接治山法面の調査【新規】

## 16 水産業振興対策の充実強化(産業労働局・港湾局)..... 48

- (1) 水産業の振興.....48
  - ① 沿岸漁業漁村振興構造改善事業等の継続と充実
  - ② 漁業専門技術指導員(普及員)制度の創設
  - ③ 栽培漁業センターの拡充整備
  - ④ 内水面活性化総合対策事業の充実
  - ⑤ 東京都島しょ農林水産総合センターの充実
  - ⑥ 漁業基盤施設整備に対する財政支援
  - ⑦ 漁業協同組合への財政支援及び人的支援
  - ⑧ 漁業への新規就業者に対する支援の拡充【新規】



⑨ 磯焼け対策に対する取組みの強化【新規】	
(2) 外国漁船による違法操業への対策の実施	50
(3) 港湾・漁港の整備促進	50
① 港湾施設整備の促進	
② 漁港整備の促進	
③ 港湾・漁港施設への監視カメラ設置	
<b>17 観光産業振興対策の充実強化(総務局・環境局・産業労働局)</b>	<b>52</b>
(1) 総合的観光対策及び補助制度の充実	52
① 観光施設整備事業等補助の増額及び限度額の撤廃	
② 観光施設整備事業等補助事業の拡充	
③ 観光施設管理運営経費補助制度の創設	
④ 観光客が排出するごみ、空缶等の観光公害対策に対する財政支援	
⑤ 観光シーズンオフにおける集客対策事業に対する専門的指導及び財政支援	
⑥ 都立施設などを活用したスポーツに親しめる施設の設置【新規】	
⑦ 森林資源を活用した魅力創出事業の継続	
⑧ 宿泊事業者負担を軽減するための補助制度の創設	
⑨ 観光協会に対する運営費補助制度の創設	
(2) エコツーリズムの推進	54
① エコツーリズム推進のための「庁内連絡調整会議」による総合調整の充実	
② 東京都自然ガイド制度の充実	
③ 「東京都版エコツーリズム」推進のための施策の充実	
④ 町村におけるエコツーリズム推進施策に対する財政支援	
⑤ 魅力ある観光地づくり事業(ハード及びソフト)に対する財政支援	
(3) 三宅島復興(観光振興)イベントに対する継続的な支援	55

## V 環境

<b>18 CO2削減事業に対する支援(環境局・産業労働局)</b>	<b>57</b>
(1) 地球温暖化防止のためのCO2削減に対する支援及び再生可能エネルギー対策への財政支援等の強化	57
① CO2削減に対する町村の施策の支援策の実施	
② 再生可能エネルギー対策への財政支援等の強化	
(2) 浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業に対する財政支援等	57
<b>19 廃棄物処理対策の促進事業に対する支援(総務局・都市整備局・環境局・下水道局)</b>	<b>58</b>
(1) 廃棄物処理対策の促進とごみの減量化等に対する調整・指導・財政支援の充実	58
① ごみの減量化及び広域資源循環の推進等に対する調整・指導・PR及び財政支援の充実	
② スチール缶、ダンボール、紙パックなどの処理に対する財政支援	
③ 家電リサイクル法施行に伴う不法投棄家電の処分費用に対する財政支援	
④ 家電リサイクル法の強化及び適用品目以外の処理に対する財政支援	
⑤ 小型家電等の島外搬出における海上運賃、都内陸上運賃、処理費用に対する財政支援	
⑥ 容器包装リサイクル品目及びプラスチック資源循環推進法で規定されたプラスチック使用製品を処理する施設の建設整備に伴う財政支援等	
⑦ 島しょ地域における円滑な家電リサイクル法及び資源有効利用促進法への対応促進	
⑧ 島しょ地域における自動車リサイクル法への対応促進	
⑨ 島しょ地域における循環型社会の推進に係る交付税措置の適正化	

⑩ 指定一般廃棄物（廃タイヤ）の島外搬出に対する財政支援	
⑪ 島しょ地域における一般廃棄物焼却施設の更新等における技術的支援及び財政支援	
(2) 廃棄物処理施設整備等（中間処理施設を含む）に係る財政支援の充実及び中間処理施設建設後の運営管理に対する補助制度の創設 .....	60
① 廃棄物処理施設整備等（中間処理施設を含む。）の建設に係る技術支援の充実及び財政支援	
② 中間処理施設及び管理型最終処分場等の安定的かつ健全な施設等の管理運営を図るため、建設地方債償還負担及び運営費に対する財政支援制度の創設	
③ 安定型最終処分場建設に対する財政支援	
(3) し尿等生活排水対策の推進 .....	61
① 浄化槽の設置など生活排水対策に係る施設整備に対する財政支援の充実強化及び維持管理に対する財政支援制度の創設	
② 山間・島しょ地域の実情に応じたし尿等生活排水対策を促進するための都としての技術・財政支援	
<b>20 自然環境保全の促進事業に対する支援(総務局・環境局・産業労働局・建設局) .....</b>	<b>62</b>
(1) 西多摩地域の環境保全対策等の推進 .....	62
(2) 自然公園施設の建設整備及び区域設定の見直し .....	62
① 野山北・六道山公園内の用地買収を含む施設整備の促進（瑞穂町）	
② 多摩川・秋川沿いの遊歩道、奥多摩の山頂周辺及び尾根筋の整備促進（檜原村・奥多摩町）	
③ 都立奥多摩湖畔公園（山のふるさと村）の木造東屋（野外ステージ）の拡張及びクラフトセンター施設へのエレベーター設置等の整備促進（奥多摩町）	
④ 大路池周辺から雄山中腹にかけての区域の整備促進（三宅村）	
⑤ 北港園地における必要施設（トイレ）の整備促進（小笠原村）	
(3) 国立公園及び自然公園内施設の整備促進 .....	63
① 老朽化した観光施設の改修・整備の積極的な促進	
② 登山道、遊歩道の指導標等の整備	
(4) 島しょ地域における生態系の総合調査の実施 .....	64
(5) 大島町におけるジオパーク施策の推進 .....	65
(6) 小笠原諸島世界自然遺産価値の保全 .....	65
① 新たな外来種対策の強化及び分野横断的な総合調整の実施	
② イエシロアリ総合対策の実施	
③ ネズミ類対策の継続・強化	
④ 傷病鳥獣対応の継続・強化	
(7) 小笠原村における未利用国有地を活用した公園整備に係る総合調整 .....	67
(8) 母島乳房山遊歩道崩落箇所を早期改修 .....	67
① 母島乳房山遊歩道の早急な復旧	
② 遊歩道の一部崩落に伴う特定希少動植物の観察機会の創出	
<b>21 住民生活の環境保持事業に対する支援(総務局・都市整備局・環境局・福祉保健局・産業労働局・建設局) .....</b>	<b>68</b>
(1) 土砂の処分に係る総合的な対策及び規制施策の実施 .....	68
(2) 横田基地周辺的生活環境整備対策の推進 .....	69

## VI 防災

<b>22 安全安心な町村住民の生活を確立するための防災対策への支援(総務局・都市整備局・建設局・水道局・東京消防庁)</b> .....	<b>71</b>
(1) 地震・津波・噴火等に対する防災体制の充実強化【重点】 .....	71
① 地震観測網の整備強化と調査研究の推進	
② 火山噴火を予知するための観測体制の一層の充実強化と多種多様な手法による観測・研究の推進	
③ 島しょ地域の孤立防止に向けた避難手段・通信手段の確保及び生活物資の供給法の早急な確立	
④ 南海トラフ地震に対する具体的な防災対策事業への財政支援	
⑤ 津波浸水想定地域に立地する発電所の防潮対策に対する財政支援	
(2) 防災対策等の促進 .....	72
(3) 消防力の充実強化 .....	73
① 消防力配備基準の充足	
② ドローンの配備に係る一層の支援の強化【新規】	
(4) 土砂災害特別警戒区域の指定に伴う支援及び解消に向けての施策の推進 .....	73
① 土砂災害特別警戒区域の指定に伴う、建築物の構造規制への対応への支援	
② 土砂災害特別警戒区域の解消に向けた取組みの強化	
③ 土砂災害特別警戒区域指定後の危険箇所の対策等への支援	
(5) 砂防区域指定と砂防事業の促進 .....	74
(6) 災害時の孤立を防止するための道路建設 .....	75
① 秋川南岸道路の建設促進	
② 多摩川南岸道路の建設促進	
③ 檜原村・奥多摩町の中心部を結ぶ連絡道路の建設促進	
④ 都道204号線(日原鍾乳洞線)の新規バイパス道路の建設促進並びに断水時のバックアップ体制の構築	
(7) 土砂災害に関する避難確保計画作成のための技術支援の拡充 .....	76
(8) 地域防災対策等に対する支援の拡充【重点】 .....	76
① 防災行政無線施設整備の改修及びシステム更新	
② 防災行政無線を補完する情報伝達手段の構築・維持管理に対する助成	
③ 消防無線(多重無線)の整備更新	
④ 災害時緊急情報の集約及び伝達体制の構築	
⑤ 災害時に必要な島しょ地域における携帯電話の不通地域の解消	
⑥ 山間部町村へのヘリポートの設置	
⑦ 施設・設備に対する補助率の引上げと小規模事業の補助対象化	
⑧ 備蓄倉庫、飲料貯水槽、水利道整備及び消火栓設置	
⑨ 防災備蓄品購入に対する財政支援等	
⑩ 総合防災訓練の実施	
⑪ 消防団設備の整備・維持	
⑫ 消防団の装備品拡充に対する財政支援	
⑬ 地域自主防災組織の運営支援及び防災用資機材・備蓄品整備のための包括補助の新設	
<b>23 島しょ地域における情報通信確保のための支援(デジタルサービス局)</b> .....	<b>78</b>
(1) 島しょ地域における高度情報通信ネットワークの安定的な運営の確保 .....	78
(2) 島しょ地域における地上デジタル放送の安定的受信への対応 .....	79
① テレビ共聴施設(有線・無線)の新設工事・維持管理に伴う財政支援及び事業採択	

- ② 高速ブロードバンドを活用した地上デジタル放送の安定的受信に対する財政支援

## Ⅶ インフラ

<b>24 地域特性に応じた公共交通確保のための支援(政策企画局・総務局・都市整備局・環境局・港湾局)</b> .....	<b>81</b>
(1) 地域振興のためのバス路線の確保 .....	81
(2) コミュニティバスへの財政支援の拡充 .....	81
(3) 離島航路の維持・存続に向けた、施策の充実・強化 .....	82
① 離島航路補助制度の継続	
② 経営改善カット制度の撤廃	
③ 燃料価格調整金の低減措置の実施	
④ 離島航路の経営改善に向けた施策の充実・強化	
(4) 港湾・漁港の整備促進【再掲】 .....	83
(5) 島しょ地域の航空路線の維持 .....	83
(6) 多摩都市モノレール上北台～箱根ヶ崎間の建設の促進 .....	83
(7) 小笠原空港の開設に係る整備計画の早期策定【重点】 .....	84
<b>25 道路整備の促進(建設局)</b> .....	<b>84</b>
(1) 都道の整備促進等 .....	84
① 福生都市計画道路3・4・10号線(主要地方道5号新宿・青梅線青梅街道～福3・5・17号線)の早期拡幅(瑞穂町)	
② 福生都市計画道路3・4・4号線(瑞穂町大字殿ヶ谷～大字武蔵)の早期拡幅(瑞穂町)	
③ 青梅都市計画道路3・4・13号線(青梅3・4・4～青梅3・4・8)の早期着工(瑞穂町)	
④ 都道184号線(大入地区～日の出山～御岳山～海沢)の整備促進(日の出町・奥多摩町)	
⑤ 都道238号線(肝要地区(トンネル)～青梅市吉野地区)の建設促進(日の出町)	
⑥ 秋3・5・2号線～秋3・4・5号線(都道165号線)を結ぶ道路の新設整備(日の出町)	
⑦ 都市計画道路秋3・4・14号線(都道185号線)の全線拡幅整備(日の出町)	
⑧ 都道主要地方道31号線(二ツ塚～萱窪信号)早期拡幅整備の再検討(日の出町)	
⑨ 都道251号線(青梅・日の出線)の全線拡幅及び歩道の整備(日の出町)	
⑩ 山岳道路の防災対策の強化(檜原村・奥多摩町)	
⑪ 都道202号線大丹波地区の早期拡幅整備(奥多摩町)	
⑫ 都道204号線(日原鍾乳洞線)の早期拡幅改修及び未登記の解消(奥多摩町)	
⑬ 多摩川南岸道路の早期完成(丹三郎工区)(奥多摩町)	
⑭ 国道139号線の早期拡幅(奥多摩町)	
⑮ 国道411号線のバイパス道路の整備促進(笹平橋～奥多摩湖)及び歩道(棚沢橋～将門)の設置(奥多摩町)	
⑯ 都道237号線(式根島本道)第二期工事の計画再検討(新島村)	
⑰ 都道224号線(神津本道)の歩道の設置(神津島村)	
⑱ 都道224号線七軒町地区狭隘区間の路線切回の整備(神津島村)	
⑲ 都道224号線(洞沢地区・平坦沢地区)の視距改良(神津島村)【新規】	
⑳ 都道212号線の拡幅整備促進及び伊ヶ谷・大久保地区における代替避難道路の確保(三宅村)	
㉑ 都道223号線(御蔵島環状線)の早期完成(御蔵島村)	
㉒ 都道217号線(汐間・洞輪沢港線)の法面補強工事(八丈町)	
㉓ 都道236号線(青ヶ島循環線)の整備促進(青ヶ島村)	
(2) 市町村土木補助の充実 .....	86
① 補助採択基準及び補助制度の弾力的な運用	

- ② 道路の安全確保のための上下斜面の落石等防止対策、防風対策及び沿道緑化のための植生への補助対象事業の拡大
- ③ 道路補修に要する経費の補助率の拡大
- ④ 安全施設（ガードレール・転落防止柵）の改修に係る補助の拡大

## 26 河川及び海岸整備の促進(環境局・建設局・港湾局)..... 87

- (1) 河川改修整備の促進 .....87
  - ① 秋多都市計画河川第1号平井川の早期整備（日の出町）
  - ② 準用河川改修事業補助の更なる充実（大島町）
- (2) 海岸保全区域指定と海岸保全事業の促進 .....87
  - ① 海岸保全事業の促進
  - ② 海岸環境整備事業の促進

## 27 水道事業運営への支援(総務局・福祉保健局・水道局) ..... 88

- (1) 簡易水道事業に対する財政支援の強化等 .....88
  - ① 簡易水道事業に対する施設整備等の補助対象の拡大、補助率の引上げ
  - ② 都営水道に一元化されていない町村に対する水源や水質安全性の確保等
- (2) 改正水道法に基づく水道基盤強化計画の早期策定及び都営水道一元化除外町村における一元化の実施等 .....89

## 28 下水道事業運営への支援(政策企画局・総務局・財務局・都市整備局・下水道局) ... 90

- (1) 下水道事業一元化に係る計画の早期策定 .....90
- (2) 公共下水道整備に対する支援措置 .....90
  - ① 維持管理に対する財政支援
  - ② 下水道事業に対する環境保全推進のための財政支援
  - ③ 雨水管渠設置に対する技術支援並びに都補助率の引上げ及び更なる財政支援

## VIII 教育

## 29 学校教育の安定的運営のための支援(教育庁) ..... 92

- (1) 小中学校等の運営の充実 .....92
  - ① 少人数授業に係る講師配置の時数配当に対する支援体制の維持
  - ② 小学校英語教科化に伴う専科教諭の配置
  - ③ スクールカウンセラー配置事業補助の拡充
  - ④ 外国人英語指導助手の配置に対する人材確保対策と財政支援
  - ⑤ 国へのICT教育環境整備に対する支援要求
  - ⑥ GIGAスクール構想推進に伴うICT支援員への補助金の継続及び増額
- (2) 小中学校施設整備の促進 .....93
  - ① 校舎、体育館等の改築等に係る国庫補助に都補助を上乗せ
  - ② 国庫補助対象外事業に対する都単独補助制度の創設
  - ③ 義務教育施設整備費補助事業に係る補助対象基準の緩和
  - ④ 公立小中学校校庭芝生化事業に対する補助
  - ⑤ グランド整備費に対する都単独補助制度の創設
  - ⑥ 35人学級への対応に伴う施設改修等費用に対する補助制度の創設
  - ⑦ 学校給食施設整備に対する財政支援及び広域連携による運営への支援
- (3) 島外生徒受入事業に対する支援の拡充【新規】 .....95

(4) 指導主事の適切な配置.....	95
(5) 特別支援教育の円滑な実施.....	96
① 軽度発達障害の児童・生徒に対するサポートティーチャーや介助員の配置	
② 都立大島高校における都立特別支援学校の分校または分教室の設置【新規】	
(6) 小笠原村における東京都教育委員会の権限に属する事務の適正執行【重点】.....	96
<b>30 生涯学習及び社会教育活動の安定的運営のための支援(生活文化スポーツ局・教育     庁).....</b>	<b>97</b>
(1) 生涯学習の推進.....	97
(2) 社会教育活動の充実.....	97
① 芸術文化活動への補助及び演奏家、芸術団体の派遣	
② スポーツ指導員の派遣及び育成の充実	
(3) 社会教育施設整備費等への補助制度の創設、図書館搬送便の継続.....	98
① 文化ホール等の施設整備に対する財政支援の充実	
② 都立図書館搬送便の継続	

# I 地域振興

## 1 町村部の個性と魅力ある地域づくりへの支援(各局共通)

各町村の地域振興に関し、次の点について、特段の措置を講じられたい。

### (1) 西多摩地域及び島しょ地域の個性と魅力ある地域づくりに向けた施策の推進【重点】

(要 旨)

西多摩地域及び島しょ地域の振興策を都として積極的に推進されたい。また、都が策定した「未来の東京」戦略における「多摩・島しょ振興戦略」に基づいて、西多摩地域及び島しょ地域の振興策を一層、充実・強化されたい。

- ① 西多摩地域の豊かな自然を活かした魅力と活力のある地域づくりの推進、生活基盤の整備
- ② 島しょ地域の豊かな海洋資源を活かした産業及び観光振興の充実・強化
- ③ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う支援及び施策の実施
- ④ 離島振興法の期限の延長・改正

(説 明)

都は令和3年3月に「未来の東京」戦略を策定し、同年9月には「新しい多摩の振興プラン」を策定した。これらの着実な推進により、西多摩地域の目指すべき姿の実現を図ることが必要である。一方、島しょ地域については、「東京都離島振興計画」や「小笠原諸島振興開発計画」を踏まえ、各種振興策を着実に進める必要がある。

令和3年4月に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行された。同法の規定により、都が策定する過疎地域持続的発展方針に基づき、該当町村が過疎地域持続的発展計画を策定するが、同計画に定める目標が達成できるよう財政支援を行うとともに、都が策定する過疎地域持続的発展計画に基づき、必要な助言や施策を実施されたい。

また、令和5年3月に離島振興法が失効する。島しょ地域は、我が国の領域や排他的経済水域の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全など、重要かつ多様な役割を担っているが、同地域を取り巻く自然的・社会的諸条件は依然として厳しく、過疎化・少子高齢化の進行、第一次産業の不振等も相まって、引き続き振興政策を継続し、定住環境の改善・充実を図っていくことが必要である。

一方、多地域居住や多地域就業が進むなど、生活様式や働き方の変化が新型コロナウイルス感染症の感染拡大等のなかで加速しており、その受け皿となる環境整備や新たな担い手の育成など、従来の枠組みにとらわれない振興施策の導入が求められている。

については、より実効性の高い離島振興政策を継続していくため、恒久法化も視野に入れ、必ず同法の延長及び必要な改正を行い、十分な財政措置を行うよう、強く国に働きかけられたい。

## (2) 西多摩地域広域行政圏計画事業の推進と財政支援の充実【重点】

### (要 旨)

西多摩地域の振興と均衡の取れた発展を図る上から、都の支援体制の強化と財政支援の充実を図られたい。

### (説 明)

西多摩地域は、都の中でも交通、道路等の都市基盤整備が立ち遅れており、多くの行政課題が山積している。このため、都と西多摩地域との密接な連携のもとに、地域に共通する課題に対応し、均衡の取れた発展と振興を図ることが重要である。

西多摩地域広域行政圏計画は、令和3年度から令和7年度の5か年にわたる計画であり、厳しい財政状況のなか、人口減少や少子高齢化の進行に伴う多様で高度な住民ニーズに対応し、圏域の活力や行政経営の自立性・持続性を確保していくことにより、構成市町村間の連携・協調をより一層効果的に推進するための指針である。

この計画の最終的な目標は、「水と緑に恵まれた自然環境を生かしながら、地域の連携に基づく新たな活力と文化を創造する圏域」を目指すとしており、将来に向けた戦略的な社会基盤整備をはじめとする道路交通ネットワークの充実、安全・安心・快適な生活環境の確保、産業振興による地域活性化事業等については、都の積極的な支援が必要である。

については、今後計画される事業に対して、関係自治体の状況を踏まえ、特段の財政支援等を図られたい。

## (3) 伊豆諸島北部地域の特定有人国境離島地域指定及び伊豆諸島の一体的な振興策の推進

### (要 旨)

都は、伊豆諸島の一体的な維持・振興が図れるよう、伊豆諸島北部地域を特定有人国境



離島地域に加えるよう、引き続き、国に対し強く要求するとともに、「東京都特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する計画」に基づく諸施策を着実に実行し、また、南北間に格差が生じないよう一体的な振興を図られたい。

(説明)

「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」では、有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められる地域を、特定有人国境離島地域と定め、全国で15地域71島を指定し、都では伊豆諸島南部地域の三宅島、御蔵島、八丈島及び青ヶ島の4島のみを指定している。伊豆諸島北部地域も指定するよう、強く国に働きかけられたい。

国は、指定地域の維持を推進するため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を創設し、地域の人口減の抑制、物資の費用負担の軽減、新規雇用者数の増加及び観光客等交流人口の増加に資するよう、①航路・航空路運賃低廉化、②物資の費用負担の軽減、③雇用機会の拡充、④滞在型観光の促進について財政支援を行っている。

都は、国の補助金（地域公共交通確保維持事業）等を活用して伊豆諸島北部地域も含め航空路及びヘリコプター路線の運賃低廉化を実現したところであるが、法の趣旨に鑑み、引き続き、運賃低廉化のための予算措置及び補助を継続されたい。

併せて、物資の費用負担の軽減、滞在型観光の促進等について、必要な財政措置を講じられたい。

#### (4) 島しょ地域の振興策の充実と島しょ振興公社に対する財政支援の継続

(要旨)

島しょ地域の振興と発展を図る上から、都の支援体制の強化と財政支援の充実を図られたい。

- ① 伊豆諸島・小笠原諸島地域力創造推進対策の充実
- ② 島しょ振興公社に対する貸付金の継続
- ③ ヘリコプター定期運航事業に対する財政支援の継続

(説明)

島しょ町村は、地域の安定的な経済基盤を確立し、地域全体としてのレベルアップを図るため、連携して振興施策に取り組んでいるところであるが、農林水産分野をは

じめ、観光、交通体系等広範にわたり大きな課題が残されている。

- ① 伊豆諸島・小笠原諸島地域力創造推進計画に基づき積極的な事業展開を図っていることから、都の財政支援のより一層の充実を要望する。
- ② 島しょ地域の産業振興等、島しょ町村の振興に不可欠である公益財団法人東京都島しょ振興公社の安定運営のため、都からの貸付金を継続されたい。
- ③ 島しょ振興公社が運航支援するヘリコプター（東京愛らんどシャトル）は島民生活の安定及び産業振興に重要な役割を担っているが、整備費、燃油の高騰などによる運航経費の増嵩や新機種及び予備機の運用に伴い、更なる運航費用の増加が見込まれている。ヘリコプターが安定的に運航することができるよう着実な財政支援を継続されたい。

#### (5) 島しょ貨物運賃補助制度の補助率維持及び補助対象品目の見直し

(要 旨)

島しょ地域住民の生活安定と生産物の流通対策のため、島しょ貨物運賃補助の補助率維持及び補助対象品目を見直されたい。

- ① 生活物資及び生産物貨物に対する貨物運賃補助の補助率継続
- ② 島民生活に必要な生活物資及び生産物への補助対象品目の見直し

(説 明)

島しょ貨物運賃補助制度は、住民の生活安定と生産物の流通対策に大きな成果を上げ、島しょ地域住民にとっては、欠かすことのできないものとなっている。

しかしながら、燃油価格上昇による海上輸送費の高騰、人材不足による陸上輸送費の上昇などによる輸送費負担が、一般食料品をはじめ、特産品の原材料、大型家電や介護ベッドなど生活や産業に影響を及ぼしている。島民生活及び物価の安定を図るためにも、現行の補助率を維持しつつ、生活に必要な品目の移入や生産物移出に適切な補助が受けられるよう補助対象品目を見直されたい。

なお、見直しに当たっては、有人国境離島法に基づく輸送コスト支援における補助対象品目を踏まえるとともに、伊豆諸島及び小笠原諸島間での地域格差が生じないよう措置を講じられたい。

#### (6) 島しょにおける燃油類の価格安定・格差是正に対する支援の拡充継続及び支援制度の創設

(要 旨)

島しょ地域におけるガソリンの価格安定・格差是正に対する支援の拡充継続及び軽油・灯油等燃油類への新たな支援制度を創設されたい。

(説 明)

島しょ地域の住民は、地理的条件のなかで、常に本土との経済的な格差を強いられており、「離島ガソリン流通コスト支援事業」により、一部、国の助成制度があるが、燃油類（ガソリン・軽油・灯油など）の価格格差は顕著である。移動の手段が車両のみとなる島しょ地域においては、必然的にガソリン等への依存度が高くなり、家計や地域経済に与える影響は非常に大きい。基幹産業である漁業・農業用の燃油も同様であり、島しょ地域の産業振興や後継者育成にも大きな影響を与えている。

このことから、都としても、国に対し「離島ガソリン流通コスト支援事業」の拡充継続及び軽油・灯油等燃油類への新たな支援制度の創設について強く要請されたい。

また、国の支援策にとどまらず、島しょ地域の基幹産業の振興のためにも、都の単独支援策について新たな支援制度を創設されたい。

## (7) 山間・島しょ地域への移住・定住促進

(要 旨)

山間地域や島しょ地域への移住・定住を促進するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- ① 島しょ山村地域への定住促進サポート事業の継続実施
- ② 移住・定住の促進に向けた更なる取組みの検討、実施

(説 明)

都の町村の一部の地域では、過疎化などによる人口減少が顕著化し、町村内の企業の雇用環境についても厳しい状況が続いており、移住・定住対策を実施することは急務となっている。

都では、令和2年度より定住促進サポート事業を開始し、令和4年5月26日より、有楽町のふるさと回帰支援センターに「東京多摩島しょ移住定住相談窓口」が開設されたが、コロナ禍によりテレワークが進展するなど暮らし方や働き方に変化が現れているこの機をとらえ、空き家の利活用など、山間地域や島しょ地域への移住・定住を促す取組みを一層進められたい。

引き続き、都において定住促進サポート事業を継続するとともに、移住・定住の促進に向け、各町村が主体的に行っている取組みに対する支援や町村の魅力の幅広いPRを行うなど、広域的な観点からの取組みを実施されたい。

## (8) 地域活性化住宅政策の確立

### (要 旨)

町村における定住化の促進、過疎化の防止を図るため、町村単独での住宅建設による定住化推進住宅の建設整備に対する国への働きかけ及び補助制度の拡充を図られたい。

### (説 明)

公営住宅法による所得制限にとらわれない住宅建設は、町村単独事業として実施しなければならず、大きな財政負担を伴うことから、十分な対応ができないのが現状である。

都は令和2年2月に第4期東京都地域住宅計画（令和2～6年度）を策定したが、今後も町村が住宅施策を推進するために、建設費や用地造成に対する補助制度など、積極的な財政支援を図られたい。

## (9) 空き家利活用等区市町村支援事業補助金の拡充

### (要 旨)

空き家利活用等区市町村支援事業補助金における企画提案型事業の拡充を図られたい。

### (説 明)

町村は、人口減少の影響や都市部に比べ土地等の価格が低廉で空き家等が活用されにくい環境のため（相続されていないケースも多くある）、適切に管理されない空き家が増加し、地域の防犯・防災力の低下が懸念されていることから、空き家対策は喫緊の課題である。

人口減や財源確保に苦しむ町村では、空き家等を移住・定住対策の資源として活用するため、各種事業を独自に実施しているが、様々な面においてコスト高となる町村の実情を踏まえ、より一層の事業の推進のため、補助率の拡充等を図られたい。

## 2 市町村総合交付金による継続的な財政支援の拡充・強化(総務局)【重点】

---

### (要 旨)

市町村総合交付金に係る次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- ① 行政水準の維持向上を図るための継続的な財政支援
- ② 公共施設等の整備状況や財政力を勘案した弾力的・効果的な配分
- ③ 西多摩地域広域行政圏事業及び島しょ地域における地域振興策、地域経済活性化対策、行政サービスの充実等に対する財政補完の強化
- ④ 交付金の対象範囲の拡大
- ⑤ 市町村総合交付金まちづくり振興対策地域特選事業枠の一層の充実

### (説 明)

市町村総合交付金は、町村の財政運営にとって重要な財源であり、年々増額されてきていることを、町村運営に対する都の配慮と認識している。

しかし、人口減少・高齢化に対応する施策や施設の維持・更新等、財政力の弱い町村にとっては厳しい状況が続き、住民サービス向上や社会資本の充実に十分応えられないのが現状であり、都による市町村総合交付金を中心とする継続的財政支援が必要である。

市町村総合交付金は、公共施設の整備状況や財政力を勘案して弾力的・効果的な配分を行うとともに、財政補完機能を強化するように図られたい。

また、行政需要は多様化しており、町村においても都市基盤となる公共施設の整備促進や地域固有の地場産業の振興、少子化・若者定住化対策、交通弱者の解消等が求められているが、地域の特性や地理的条件に応じて活用のできる市町村総合交付金まちづくり振興対策地域特選事業枠については、対象事業を拡大するなど、一層の充実を図られたい。

## 3 地方分権の推進(各局共通)

---

町村の着実な行政運営を図るため地方分権の推進を図るため、以下の点について、特段の措置を講じられたい。

## (1) 地方分権の推進とこれに伴う適切な財政支援の充実

### (要 旨)

町村の実情を踏まえた地方分権の推進について国に働きかけるとともに、都としても適切な財政支援の下にその推進を図られたい。

- ① 権限移譲に見合う適切かつ十分な財源措置について国へ要請していくとともに、都として分権交付金（仮称）の創設などの財源措置
- ② 町村における行財政運営を確保するために必要な都としての適切な技術・財政支援
- ③ 事務処理特例条例に係る適正な財源措置及び申請交付手続の簡素化

### (説 明)

- ① 平成22年6月の地域主権戦略大綱に続き、平成24年11月30日に地域主権推進大綱が閣議決定され、国は基礎的自治体への権限移譲を円滑に進めるため、引き続き市町村に対して、地方交付税や国庫補助負担金などに関し所要の財源措置を行うこととされた。法律の改正により措置すべき事項については、令和3年5月に第11次一括法が公布され、これまで10次にわたる分権一括法で法令整備が行われてきたが、事務移譲に関して、その財源措置は未だ明らかになっていない。

このため、真の地方分権を実現するため、市町村への適切かつ十分な税源移譲と地方交付税の法定率の引上げが必要である。また、税源移譲を含む税源配分の見直しを行い、地方税の充実について、国に対して強く働きかけられたい。

- ② 地方分権による事務移譲が小規模な町村にとって過重な負担となり、結果として住民サービスの低下に繋がる恐れもあることから、都としての適切な技術・財政支援を講じられたい。
- ③ 事務処理特例条例に係る財源措置は、現在、事務処理特例交付金により措置されているところであるが、町村にとっては、地方交付税の減額措置等による厳しい財政事情の下での事務移譲等については、単価・基準・範囲等を明確に示した上で町村と十分な協議を行い、それを踏まえた適正な財源措置を行うとともに、更なる財政支援が不可欠である。また、兼務職員の多い町村の事務処理体制にも配慮し、申請交付手続の簡素化を図られたい。

## (2) 総合戦略の実現に向けた財政支援の充実

### (要 旨)

総合戦略の実現に向けた人口減少の克服と地域の活性化などの町村の取組みに対する

国や都からの財政支援の充実を図りたい。

(説 明)

町村は、平成26年度に地方人口ビジョンと5か年の総合戦略を策定し、町村の価値や魅力を高め、子どもを産み育てる環境を整え、安心して住み続けることができるまちづくりなどを積極的に展開してきた。令和元年度には、新たな第2期総合戦略の策定を行い、令和2年度からその実現に向けて取り組んでいる。

この実現のためには、国や都は、町村の様々な取組みの障害となる規制の撤廃等、地方分権の更なる推進が必要である。

また、事業の展開に当たって財源の確保が重要となるが、地方交付税等の一般財源総額を確保し町村の財政基盤の強化を図るとともに、地方創生推進交付金については、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう自由度の高いものとし、その規模を拡充するよう都は、国に対して強く働きかけられたい。

### (3) 地方交付税総額の確保【重点】

(要 旨)

地方交付税が地方固有の財源であることを明確にし、地方自治体の一般財源の充実強化に繋げるための財源措置として地方交付税総額の確保を、国に対して強く要請されたい。

(説 明)

町村は税収が乏しいなか、農林水産業の振興はもとより、少子・高齢化に対応した医療・保険・福祉施策の推進、二酸化炭素吸収源対策等の環境施策の推進などを図るとともに、区市に比し相対的に立ち遅れている生活関連施設整備などに財源を振り分け、住民福祉の向上に努めている。

しかし、地方税収の収入見込みは新型コロナウイルスの収束が見通せないことなどから不透明であり、町村の安定的な財源確保を図るため必要な交付税総額を確保するよう国に対して強く要請されたい。

① 地方交付税は、地方固有の共有財源であることを明確にし、地方交付税の法定率の引上げ等によって地方自治体の財政の安定化に努められたい。また、国による義務付けや政策誘導による財源不足が生じないよう、新たな地方財源を確保されたい。

② 地方交付税の需要額算定基準の簡素化のため、人口と面積を基本とした算定が行

われているが、町村の多くは過疎化の進む山村、離島などであり、町村の多様な財政需要を的確に算定基準に反映できるように割増算定の拡充を図るとともに、個別町村の行財政運営に支障を来さないよう配慮されたい。

- ③ 町村が人口割合に比べて広い面積を有し、国土保全、水源涵養、食料生産、地球温暖化防止、水産資源確保等に重要な役割を果たしていることを考慮し、人口を中心とした配分基準を是正すること。また、湖沼面積を地方自治体面積に含めて基準財政需要額を算定しているが、これを海域面積にも適用されたい。

#### 4 安定的行政運営のための支援(総務局・デジタルサービス局・主税局・都市整備局・住宅政策本部・福祉保健局・建設局)

各町村が安定的に行政運営を行えるよう、次の点について、特段の措置を講じられたい。

##### (1) 個人住民税徴収事業への支援

(要 旨)

個人住民税の徴収業務への支援の継続と人員派遣などを強化されたい。

(説 明)

平成19年度に所得税から住民税への税源移譲が実施されたことに伴い、滞納者が増加し住民税の収入の確保が困難となることが危惧され、各市町村とも徴収体制の強化を図っているところである。

都は、平成24年度に市区町村と連携して「個人住民税徴収対策会議」を発足した。これを契機に、研修受入れなどによる人材育成や地方税法第48条の規定に基づく徴収引継、専門職員の派遣などの支援を更に強化されたい。

##### (2) 市町村公営住宅建設事業への技術的指導及び助言等支援

(要 旨)

市町村公営住宅の新築事業への技術的指導及び助言等による事業適正化について、支援策を講じられたい。



(説明)

町村においては、専門的知識を有する技術者が不足していることから、市町村公営住宅の建設計画段階からの適切な建築技術的指導や管理が困難となっている。設計から工事施工に至るまで、適正材料の選択や工法比較をはじめ、補助対象事業としての整合性など、各段階における技術的相談、指導、助言等の支援体制の整備、強化はこれらの事業執行に必要である。

都は、これらの技術的指導及び助言等支援体制の確立を図られたい。特に建設計画段階での支援について、特段の措置を講じられたい。

### (3) 都の出先機関設置等及び各局横断的な連絡調整窓口の設置

(要旨)

島しょ町村が機動的かつ安定的な行財政運営が行えるよう、また、地域ごとに異なる事情や課題をきめ細かく把握していくため、出先機関の設置又は人員配置増を図るとともに、各局横断的な町村の連絡相談窓口を設置されたい。

(説明)

島しょ町村は、都の行財政運営に関する支援・助言により、諸課題の解決に向け努力しているが、人口減少とともに進展する少子高齢化により、今まで以上に課題が専門的かつ高度化している。

しかしながら、限られた人員・人材のなかで、迅速な事業の調整を図っていくことは難しい状況にある。特に、小離島（利島村・御蔵島村・青ヶ島村）においては、人員・人材の確保に苦慮し、困難度が増している。

都は、島しょ地域に支庁及び出張所を設置し、地元町村の現状、意見などに対し、専門的知見に立った支援・助言を行っているが、出先機関の設置又は人員配置の増員などにより、支庁等が設置されていない小離島の行財政運営の支援を更に強化されたい。

諸課題の解決には、制度、財政など様々な分野にまたがる幅広い知識が必要となることから、特に小離島へは各局横断的な都と町村との連絡調整窓口としての出先機関の設置を行われたい。

### (4) 町村受託管理業務等に対する適正な財源措置

(要旨)

町村が都から受託している河川清掃業務等について、適正な財源を措置されたい。

(説 明)

都民が自然と触れ合う財産である河川（都管理）を清潔・安全に維持するため、その清掃業務を町村が受託して行っているところである。

都民全体の共有財産である河川を十分かつ適切に管理・維持していくため、適正な財源を措置されたい。

**(5) 地籍調査事業費負担金に対する財政支援**

(要 旨)

国土調査促進特別措置法に基づく計画的な地籍調査について、国土調査事業十箇年計画（第7次十箇年計画、令和2～11年度）による地籍調査（一般）として、町村が直接実施する一筆地籍調査に対する都の財政支援と、国へ適正な予算措置を要請されたい。

(説 明)

国土調査法に基づく地籍調査は、国土調査促進特別措置法の制定により計画的な実施が定められた。現在、国土調査事業十箇年計画（第7次十箇年計画、令和2年度～令和11年度）により、地籍調査（一般）として、町村が直接実施する一筆地籍調査を進めている。

地籍調査事業費の負担割合は、国1/2、都1/4、町村1/4と規定されている。しかし近年、国の策定した計画に従って進めている事業であるにもかかわらず、国、都の割当内示額は、規定負担割合を下回っている。

地籍調査の結果は、各種公共事業や重点施策の実施にも活用されることから、当初の計画を変更することもできず、結果として町村単独での財政負担（負担割合）が非常に大きくなっている現状がある。

都は、町村の規定負担割合以上の財政負担が生じないよう財政支援策を講じるとともに、当初計画どおり予算措置するよう、国に対して要請されたい。

**(6) 社会保障・税番号制度の運営のための支援**

(要 旨)

社会保障・税番号制度の円滑な運営及び情報セキュリティ対策の強化に向けて、次の事項について適切な情報提供と財源措置等を国へ強く要請されたい。また、都の支援体制を確立されたい。

- ① 住民に対しての社会保障・税番号制度の周知
- ② 社会保障・税番号制度の運営等に対する国における十分な財政措置
- ③ 都事務処理特例条例に基づく町村事務に対する都における財政措置
- ④ 「デジタルPMO」の適切な運営
- ⑤ 民間事業者に対する周知の徹底
- ⑥ 自治体情報セキュリティクラウドの構築等に対する財政措置

(説明)

社会保障・税番号制度においては、既に個人番号の運用が行われているが、実際に事務を行う自治体に過剰な量の情報伝達がなされている状況である。社会保障・税番号制度の運用に当たっては、セキュリティ対策に関しても万全な対策を講じられたい。

① 社会保障・税番号制度の利用範囲は、社会保障分野、税分野、災害対策分野と多岐に及び、全ての国民や法人が対象となっている。マイナポータルの運用や関係機関との情報連携のなかで、制度に対する誤解や利用に当たっての混乱が生じないように、国民の実生活との関連について、十分な周知を行うよう都も引き続き責任を持って国に働きかけられたい。

② 社会保障・税番号制度の運営等に関し、国の補助事業が実施されているが、依然として国が想定した補助基準額と実際にかかる経費とでは大幅な乖離が生じている。また、平成27年12月に国が示した「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」においては、町村における情報セキュリティ水準の確保が必須となっており、個人番号カードの交付に係る事務費については、一部の国庫補助にとどまり、町村の財政負担となっている。さらに、町村の実情に合わせたマイナンバー活用として独自利用事務を展開することが求められているが、システム整備等に関する費用は、全額町村の財政負担となっている。

国の補助について上限額を設けず、町村において財政負担が生じないように、万全の財政措置を国に強く要請されたい。なお、財政措置に当たっては、地方交付税によらず、全ての町村に十分な措置がされるよう併せて国に対して要望されたい。

③ 都事務処理特例条例に基づき町村が処理することとした事務のうち、社会保障・税番号制度に係る事務については、早期に事務処理の見直し等の内容を整理し、町村に影響を及ぼす範囲を示すとともに、都の責任において財政措置を講じられたい。

④ 国は、地方自治体との情報共有を目的とした「デジタルPMO」サイトを開設しているが、各自治体の質問に対する国の回答までに時間を要し、各自治体でのシステム開発等に影響が生じている。この問題を解決するため、迅速な対応を図るよう

国へ働きかけられたい。

- ⑤ 事業者への制度周知についても、国と地方公共団体で協力して行うこととしており、都においても都内事業者に混乱を生じさせないように、制度周知や相談受付等に積極的に取り組まれたい。また、マイナンバーカードの民間利用等の運用に当たっては、国の責任において個人情報厳格に守られる制度設計とするよう働きかけられたい。
- ⑥ 自治体情報セキュリティクラウドは、都内全市区町村が接続を行ったところであるが、令和4年度に次期セキュリティクラウドの整備が行われる。小規模自治体においてサーバ等をそれぞれ構築することは費用面及びセキュリティ面で非効率であるため、構築費や後年度維持費等の費用負担についても町村の置かれた状況を考慮し、相応の整備及び負担をするよう措置を講じられたい。メールサーバ、Webサーバ等機能は包括整備するよう特段の措置を講じられたい。

## (7) 自治体DX推進等のための支援の強化【新規】

### (要 旨)

行政サービスのデジタル化の推進に際し、町村の負担が過大とならないよう、次の項目について、十分な人的支援及び財政支援を講じられたい。

- ① 自治体DX推進のための支援
- ② デジタル人材の育成・派遣支援
- ③ 新技術の導入支援
- ④ 行政サービスや行政手続のデジタル化
- ⑤ ガバメントクラウドへの移行支援
- ⑥ 標準化・共通化に連携するシステムへの支援

### (説 明)

- ① 自治体DX推進計画に記載された施策を確実に実施できるよう、技術的支援や財政支援を行うよう国に働きかけるとともに、都においても、工程や整備手法などに係る情報を提供するなど、町村の取組みを支援されたい。
- ② 限られたデジタル人材を活用するため、都が町村の人材ニーズの把握・調整等を行ったうえで、複数の自治体での兼務等の手法などにより人材確保のための支援を行われたい。また、町村におけるデジタル人材の育成が促進されるよう研修機会の創出に努めるとともに、東京都への職員派遣に係る人件費については都が負担され

たい。

- ③ AI・RPAやクラウドサービスの導入に当たり、導入費用に係る負担軽減、事例の共有、業務の効率化の観点から、都が調整役として共同導入・利用を推進されたい。
- ④ デジタル技術の活用により、住民一人ひとりがニーズに合ったサービスを享受し、行政におけるより多くの手続きがデジタルで完結できるよう、各町村の実情を踏まえた技術的支援及び財政支援を行われたい。
- ⑤ 標準準拠システムの導入及びガバメントクラウドへの移行に当たっては、町村ごとの状況や導入・移行に係る前提条件が様々に異なることを踏まえ、町村の負担が過大とならないよう、支援策を講じられたい。
- ⑥ システムの標準化対応に当たっては、連携する他システムの改修、更改時期の調整及び業務プロセスの見直し等の検討も必要となることを踏まえ、円滑な導入に向けた支援を行われたい。

## 5 島しょ町村への災害復興支援(総務局)

---

大規模災害により被災した島しょ町村の復興に関し、次の点について、特段の措置を講じられたい。

### (1) 大島町における復旧・復興事業の推進

(要 旨)

大島町における平成25年台風26号により被災した区域に係る復旧・復興事業に対し、更なる財政支援を図られたい。

(説 明)

平成25年台風26号に伴う記録的な大雨により発生した土砂流は、大島町に未曾有の大災害を発生させた。大島町では、平成26年9月に策定された大島町復興計画に基づき、都の災害・復興特別交付金による多大な支援を受けながら、被災者の生活支援をはじめ、施設整備等の復旧・復興事業に取り組んできたところであるが、令和元年台風15号による災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、計画の最終年度である令和5年度以降においても、一部の複合公共施設の整備等に数年

間を要することが見込まれるため、これらの事業についても、引き続き財政支援を行われたい。

また、被災者家族へのフォローアップ事業や防災復興事業については今後も継続的に行い、被災地域の復興まちづくり事業を進めていく必要があるなか、町の財政運営を踏まえると多額の起債は現実的に困難であることから、これらの復興まちづくり事業に対する更なる財源措置を講じられたい。

## (2) 三宅島噴火災害復興支援施策の推進

### (要 旨)

三宅島噴火災害復興支援策のため、三宅村における漁業、農業、林業、観光業など産業振興について引き続き推進を図られたい。

### (説 明)

三宅村は、平成17年2月の帰島開始後、継続して復興への取組みを行ってきた。帰島後15年以上が経過するが、本格的な復興には未だ道半ばである。漁業、農業、林業、観光業などの産業については、復興の要となることから引き続き強い支援施策の推進を講じられたい。

## II 医療・保健

### 6 医療体制確立等のための病院・医療施設等への人的支援及び財政支援(福祉保健局)

住民の生命・健康を守る地域の医療体制を確立するために、公立病院、国民健康保険直営診療施設、及びへき地医療に関して、以下の点について、特段の措置を講じられたい。

#### (1) へき地医療行政等の充実【重点】

##### (要 旨)

住民の生命・健康を守るへき地医療等の充実のため、次の事項について積極的に促進されたい。

- ① へき地に勤務する医師と看護師の確保、派遣及び期間の延長と支援職種 of 医療従事者全般への拡大
- ② へき地勤務医師等確保事業に対する財源措置
- ③ 医師給与費補助の引上げ
- ④ 緊急時に必要な医師や看護師等の確保及び派遣
- ⑤ 専門診療制度（眼科、耳鼻科、皮膚科、整形外科等）、巡回精神衛生相談の充実強化
- ⑥ 休日急病診療、休日歯科診療事業の現行補助率の存続及び休日急病診療事業の補助単価引上げと土曜日診療への拡大
- ⑦ 血液透析実施に対する医療費補助の充実
- ⑧ 産婦人科、小児科等の不採算診療科目の運営に対する補助制度の創設

##### (説 明)

へき地医療の確保は、へき地に所在する町村に課せられた重要な責務であり、住民の生命と健康を守る上からも欠かすことができないものである。

しかし、国の「へき地勤務医師等確保事業」等の現状の支援システムだけでは、医師の確保はもとより、医療体制の充実等を図ることに苦慮しているのが実情である。

そのため、国の「第9次へき地保健医療計画」に基づき、都が設置している「へき地医療支援機構」のなかの会議体「東京都へき地医療対策協議会」を活用し、医療人材確保等の医療支援体制の充実を図られたい。

また、財源措置について国に対し強く要請するとともに、都として人的支援及び財

政支援の充実を図られたい。

## (2) 公立病院等に対する施設整備事業補助の充実

(要 旨)

公立病院等に対する施設整備事業補助の充実を図られたい。

(説 明)

町村部では、地域の中核的病院として公立病院（福生病院、阿伎留医療センター、奥多摩病院、八丈病院）が果たす役割はもちろん、公設民営型の医療施設も地域で果たす役割は非常に大きい。

しかし、町村部の各病院の経営状況は厳しく、病院施設の改修、高度医療に対応した医療機器整備及び維持・更新、救急医療体制の確保などは、財政力の弱い町村にとって過重な負担になっている。公立病院等に対する施設整備事業に対しては補助金交付により一定の支援がされていることから、引き続き財政支援の充実を図られたい。

## (3) 国民健康保険直営診療施設整備事業の推進

(要 旨)

町村における地域医療の中心である国民健康保険直営診療所・病院に対する施設整備事業補助の充実を図られたい。

(説 明)

国民健康保険直営診療所・病院施設の改修、医療機器の整備に対する経費負担については、財政力の弱い町村にとって、過重な財政負担となっている。

したがって、これら診療所・病院が地域医療に果たす役割の重要性を踏まえ、国民健康保険調整交付金、東京都国民健康保険直営診療施設整備費都費補助金の補助率の引上げなど、より一層の充実を図られたい。

## (4) 病院利用者宿泊施設の拡充等

(要 旨)

都立病院利用者宿泊施設の拡充等を図るよう地方独立行政法人東京都立病院機構と十分に調整されたい。



(説明)

都立広尾病院は島しょ医療の基幹病院として、病床の確保や技術的支援等が行われている。このため、島しょ住民の入院や通院が多く、病院内の職務住宅（さくら寮）の一部が患者や家族のための宿泊施設として提供されている。

しかしながら、利用者が多く利用できないことも頻繁にあることから、都は平成28年度より宿泊できる部屋数を従来の3部屋から5部屋へと拡充することとなり、島しょ住民の利便性の向上が図られることとなった。

今後、島しょ住民の高齢化が進み滞在期間の長期化等も予想され、これに伴い宿泊希望者の増加も考えられることから、利用実績の推移を見つつ部屋数拡充など引き続き適切な対応が図られるよう、地方独立行政法人東京都立病院機構と十分に調整されたい。

併せて、以下の項目についても、その実現に向け、地方独立行政法人東京都立病院機構との調整を行うなど、適切な措置を講じられたい。

- ① 広尾病院の建替えに当たっては、利用者の意見を反映しつつ、島しょ住民の患者や家族が宿泊できる施設を確保するとともに、建替え期間中においても利用者に支障を与えないよう万全の対策をされたい。
- ② 多摩総合医療センターは調布飛行場に近接する場所にあることから、島からの空路によるアクセスが良く、島しょ住民にとって利便性が高い。島しょ医療拡充のためにも、多摩総合医療センターを利用する患者や家族のための宿泊施設を確保されたい。

## 7 地域保健サービス事業に対する支援措置(福祉保健局)

町村における地域保健サービス事業の水準を保つために、以下の点について、特段の措置を講じられたい。

### (1) 地域保健サービス事業に対する適切な人的支援及び財政支援

(要旨)

地域保健法及び母子保健法に基づき町村が実施する事務について、サービス水準の低下を招かないよう、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- ① 町村が行う母子保健事業等に係る人的支援及び財政支援

- ② 医師、保健師、栄養士、歯科衛生士等の地域保健従事者の確保に対する人的支援（職員派遣制度の確立、事業実施時における協力等）
- ③ 出産費用補助に対する財政支援

（説 明）

予防接種、健康診査、休日診療事業その他地域保健サービスを提供するには、地域保健に関わる従事者の確保が大きな課題である。母子保健事業等については、町村での事業実施体制が必ずしも十分に整備できない状況にあり、住民サービスの低下が懸念される。特に、保健所出張所の支所が設置されていない一部の島しょ町村では、一層深刻である。

令和2年3月に策定された「東京都医師確保計画」で西多摩及び島しょの医療圏は、全国的にも医師少数区域であるとの現状認識が示された。また、高齢者人口の増加が2040年（令和22年）までにピークに達し、地域保健医療従事者となり得る生産年齢人口の減少も予測されている。都内において偏在する従事者の調整を図り、町村における地域保健サービス事業が十分に実施できるよう、医師、保健師、栄養士、歯科衛生士等の地域保健従事者の確保に対する人的支援及び財政支援をより一層図られたい。

## （2）母子保健事業の充実

（要 旨）

母子保健事業の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- ① とうきょうママパパ応援事業の継続
- ② 公費による産婦健康診査事業の制度構築
- ③ 新生児聴覚検査の実施における支援の確立
- ④ 1歳6か月健康診査事業に対する財政措置の国への要請
- ⑤ 乳幼児健康診査事業における視覚検査拡充に対する支援体制の整備【新規】
- ⑥ 離島住民の出産後本土滞在に係る支援の確立

（説 明）

① とうきょうママパパ応援事業は、妊娠の届出をした全ての妊婦を対象に、保健師等が面談を行うことで、支援の必要性の早期把握に効果がある。アンケートでは、出産・育児への不安を率直に相談でき安心できた等、満足度の高いものとなっている。

る。また、補助金を活用して配布している育児パッケージについても、継続を強く希望する声がある。

しかし、当該事業の補助金は、令和6年度までの時限的なものであり、事業を継続するためには、町村の財政負担増が避けられない状況である。妊娠期から切れ目ない支援を継続するため、行政との信頼関係を構築する機会となる妊婦面談の実施について、都において、補助金の更なる拡充等、町村の財政負担の軽減を図る措置を適切に講じられたい。

- ② 産婦健康診査事業に係る費用負担は、とうきょうママパパ応援事業に組み込まれているが、受診する医療機関は、居住する町村以外の医療機関となることが想定される。事業を推進する都は、妊婦健康診査と同様、都内共通の受診券による公費負担制度の構築及びこれに係る財政支援をされたい。
- ③ 新生児聴覚検査の公費負担が開始されたが、これに係る経費は、地方交付税措置となっている。都は、国に対し、新生児の健康管理に地域差が反映されるべきでなく、町村が継続的・安定的に新生児聴覚検査が行えるよう、補助制度を創設するよう強く働きかけるとともに、都においても町村に対する支援策を講じられたい。
- ④ 1歳6か月健康診査事業は、幼児の健康の保持及び増進を図るとともに障害の発症を防止するよう努め、かつ、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害を早期に発見し、適切な事後指導を行うために重要な役割を果たしている。町村における円滑な事業実施を図るため、交付、不交付団体に関わらず十分な財政措置を講じるよう、国に対して要請されたい。
- ⑤ 令和4年度に母子保健対策強化事業による国庫補助が措置され、視覚検査のための屈折検査機器購入補助が行われているが、同機器を導入し、屈折検査の件数が増えることで、視覚機能に関する精密検査の件数が増加することが見込まれる。弱視や眼疾患を早期に発見し治療へつなげる体制整備のため、町村の視覚検査実施に対する更なる支援について国へ要請するとともに、都においても必要な支援を図られたい。
- ⑥ 島しょ町村には、出産できる医療機関が少なく、本土の医療機関を利用する島民も多い。周産期における離島の妊婦支援の医療機関として、東京北医療センターがあるが、それ以外の出産医療機関等を利用する島民も多く、本土に身寄りのない母子が退院から健診まで本土に滞在するのは難しい。

都から各島医療機関の医師に対し、島民が島外で出産する際は、母子ともに産後1か月健診までは本土での滞在を勧めるよう指導していることも考慮のうえ、出産前後の滞在に係る経費に対する財政支援、もしくは低額で滞在できる施設への優先的

入居など、1か月健診を受診するまでの滞在に対する都独自の支援制度の創設を図りたい。

### (3) がん検診への支援の充実

#### (要 旨)

がん検診の受診率向上のため、国に対し自治体への支援を強く働きかけるとともに、都においても町村に対する財政支援の拡充等、適切な支援策を講じられたい。

#### (説 明)

平成29年10月に策定されたがん対策推進基本計画（第3期）では、令和4年度までに対策型検診で行われている全てのがん種について、がん検診の受診率の目標値を50%とすることとされている。現状は30～40%台で達成できていないことから、更なる受診率の向上のために、これまで以上の財政支援を図られたい。また、同計画で、国は財政上のインセンティブ策の活用を努めるとしている。都においても国の指針に基づく対策型がん検診に係る委託料等に対して、医療保健政策区市町村包括補助事業の拡充や、新たな補助制度の創設等必要な財政支援を図られたい。

### (4) 特定健康診査・特定保健指導事業への財政支援等

#### (要 旨)

特定健康診査・特定保健指導事業を円滑に実施するため、引き続き、次の事項について国に強く働きかけるとともに、都独自の財政措置等を講じられたい。

- ① 補助基準単価及び補助基準内容を各保険者の実態に合わせて見直すなど、特定健康診査・特定保健指導の確実な実施のための国への要請
- ② 受診勧奨や普及啓発費用、特定健診のシステム関係費用等の事務経費等への財政支援のための国への要請、及び都独自の支援策の構築
- ③ 健診単価の統一、実施医療機関の広域化及びスケールメリットを活かした事業の実施などの都としての関与

#### (説 明)

- ① 特定健康診査・特定保健指導の事業実施に係る費用については、国・都道府県及び市町村が1/3ずつ負担することとされているが、実態は低額な補助基準単価により、本来国と都が負担すべき金額が交付されず、国及び都道府県の負担は不十分

なものとなっている。補助基準単価及び補助基準内容を各保険者の実態に合わせて見直すなど、特定健康診査・特定保健指導の確実な実施のための措置を国に強く働きかけられたい。

- ② 今後、国保事業の広域的な運営が求められるなか、受診勧奨や普及啓発費用、特定健診のシステム関係費用等の事務経費等に対する財政支援を講じるよう国に働きかけるとともに、都独自の支援策も講じられたい。
- ③ 超高齢化社会において医療費が増大するなか、データヘルス計画の根幹をなす特定健康診査等の保健事業は、国保制度の安定化に欠かせないことから、都においても、健診単価の統一、実施医療機関の広域化及びスケールメリットを活かした事業の実施など、財政運営の責任を担う保険者として積極的に関与されたい。

## (5) 予防接種等における支援の確立と新型インフルエンザ対策の充実

### (要 旨)

予防接種等において、次の事項について、財政支援等を図られたい。

- ① 高齢者に対するインフルエンザ予防接種及び肺炎球菌ワクチン接種に係る経費への財政支援
- ② インフルエンザワクチン等の安定供給と新型インフルエンザ対策の充実
- ③ MR（麻しん風しん混合）ワクチン及び麻しんの予防接種の財政支援と安定供給
- ④ 風しんに関する追加対策への財政支援【新規】
- ⑤ 子宮頸がん（HPV）・ヒブ・小児用肺炎球菌・ロタウイルスワクチンに対する財政支援

### (説 明)

- ① 高齢者に対するインフルエンザ予防接種及び肺炎球菌ワクチン予防接種の自己負担分を都事業として助成する場合は、過去の実績に比べ、接種希望者の増加が見込まれるため、この影響分も併せて町村に財政支援をされたい。
- ② 流行全期間において安定供給が図られるよう、引き続き対策を講じられたい。また、新型インフルエンザ対策については、医療体制の確保に支障が生じないよう医療機関等との十分な協議を図るとともに、都において総括的な対策を進められたい。
- ③ 定期予防接種（A類疾病）として実施している麻しん・風しんは、MR接種及び麻しん、風しんの接種にかかる経費が巨額であるうえ、補助の対象となっていないため、財政支援策を講じられたい。また、麻しん集団発生時の感染拡大を防止するワク

チン接種に係る経費について、継続的に医療保健区市町村包括補助事業の対象とするなどの財政支援策を講じるとともに、引き続きワクチンの安定供給を確保されたい。

- ④ 令和7年3月まで延長される緊急風しん抗体検査事業・風しん第5期定期予防接種については、令和4年3月までと同様に、市町村に財政負担が生じることがないように、関係する費用の全額を国の責任において確保することを引き続き国に働きかけるとともに、都においても更なる支援策を講じられたい。
- ⑤ 定期予防接種（A類疾病）として実施している子宮頸がん（HPV）ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌・ロタウイルスワクチン接種費用について、国は地方交付税の基準財政需要額の算定範囲としているが、事業の継続的、安定的な実施のために、都は弾力的な財政支援を図られたい。特に、令和4年4月から子宮頸がんワクチンの積極的勧奨が再開されたことに伴い、国の判断によって勧奨が差し控えられた期間に接種機会を逃した者に対する接種（キャッチアップ接種）の実施及び定期接種期間後に自費で接種した者に対する償還払い制度の検討が市町村に求められている。これらの接種や償還払い制度に要する経費に対して、国に財政支援を要請されたい。

## 8 医療保険制度の安定的な運営のための対策(福祉保健局)

町村住民の安全・安心な暮らしを保障していくため、安定的な医療保険制度の運営を確保することが必要である。各種医療保険制度の負担と給付の公平化を推進するために医療保険制度の一本化の早期実現を図るなど、以下の点について、特段の措置を講じられたい。

### (1) 医療保険制度の一本化に向けた取組み

(要 旨)

我が国の国民皆保険体制の中核をなす国民健康保険の構造的問題を解決し、各種医療保険制度の負担と給付の公平化を推進するため、医療保険制度の一本化の早期実現に向けて、都としても積極的に取り組まれたい。

(説 明)

各種医療保険制度の負担と給付の公平化を推進するため、平成29年11月30日の国保制度改善強化全国大会では医療保険制度の一本化の早期実現が決議されている。

制度の都道府県化は、国保の広域化と基盤強化に一定の役割を果たす一方で、既に団塊の世代が全て70歳を超え、医療費の更なる増加は必至であり、国保財政は更に厳しくなることが予想される。

都は、今後も町村と協議を重ねつつ、医療保険制度の一本化が図られるように、国に対し一層強く働きかけられたい。

## (2) 国民健康保険制度における国の公費負担割合の拡大

### (要 旨)

国民健康保険制度における国の費用負担について、適切な負担割合へ拡大するとともに、更なる低所得者対策並びに子育て世代の負担軽減策の実施を国に対し要請されたい。

### (説 明)

国民皆保険体制の中核をなす国民健康保険は、中高年齢の被保険者が多いことから医療費の増加を招いている一方、年金生活者、非正規労働者及び失業者などの低所得者が多く加入していることから、保険料（税）収入が得られにくく、一般会計からの多額の繰入金等に頼らざるを得ないなど厳しい運営を余儀なくされている。

平成30年度から実施された国民健康保険の都道府県単位数化と基盤強化は、国民健康保険の運営に一定の効果が見込まれるものの、更なる財政支援策が必要である。

については、都は国に対し、現行の国庫負担金割合（療養給付費等負担金32%、調整交付金9%）の引上げとともに、国民健康保険制度の安定化に不可欠な、毎年3,400億円の財政支援の確実な実行は言うまでもなく、更なる低所得者対策の実施を要請されたい。

また、平成30年度から、子どもの医療費助成等の地方単独事業実施に係る国庫負担金・調整交付金の減額措置が未就学児まで廃止されることとなったが、全面的な廃止に向けて国に積極的に働きかけるとともに、多子世帯への均等割額の軽減など、子育て世代の負担軽減策の実施についても要請されたい。

## (3) 国民健康保険制度改正への対応

### (要 旨)

国民健康保険事業の財政運営が厳しい状況にあることを踏まえ、国民健康保険の共同保険者となり、財政運営の責任主体として中心的な役割を担う都は、町村と十分に連携し、国民健康保険事業の財政運営健全化に向けて、都独自の財政支援の更なる充実も含め積極的に取り組まれない。

また、町村が支障なく予算編成を行えるよう、国民健康保険事業費納付金や標準保険料率等の算定結果は適切な時期に提示されるよう、強く国に働きかけられたい。

(説明)

国保制度に都独自の財政支援が実施されていながら、国保事業の財政運営は、依然として大変厳しい状況にあり、一般会計からの多額の法定外繰入による支援を余儀なくされている。都は、引き続き、健全化に向けた取組みを積極的に実施されたい。

また、確定係数による国民健康保険事業費補助金納付金等の算定結果の提示時期が遅く、多数の市町村において、保険料(税)率の見直しや予算編成に苦慮している。同じく都内を単位とする東京都後期高齢者広域連合では例年1月末に開催される議会定例会において当初予算等審議が行われるべく、日程が組まれている。国民健康保険においても、今後の安定的な運営のためには、遅くとも広域連合と同等の時期に予算編成等準備が整えられていることが必要である。よって、国民健康保険事業費納付金等は適切な時期に示されるよう、国に強く働きかけられたい。

**(4) 生活保護受給者の医療費負担(人工透析患者等に係る医療費)を解消するための補助制度の創設**

(要旨)

生活保護受給者の医療費(人工透析患者等)が町村の負担にならないよう、補助制度の創設を国に要請されたい。

(説明)

現在、生活保護受給者が人工透析を受けた場合、自立支援医療(更正医療)を使用しなければならず、町村に負担が生じている。財政力の低い町村においてはこの負担は大きく、事業執行に影響を与えている。このため、生活保護受給者が人工透析を受けた場合でも町村に負担が生じないような補助制度の創設が必要であり国へ要請されたい。



## 9 新型コロナウイルス感染症感染防止対策の強化及び地域経済への支援等(各局共通)

### (要 旨)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の強化及び感染症拡大により影響を受けた地域経済への支援等を図るため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- ① 長期化する感染症対策の影響を踏まえた財政支援の更なる強化
- ② 島しょ町村における感染症拡大防止
- ③ コロナ収束後における各種地場産業の早期回復に向けた地域経済への多岐な支援強化
- ④ ワクチン接種後及び感染収束後の対応に対する支援
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症に係る患者情報と町村所管の健康管理システムとの円滑な情報連携を可能とするシステム等の構築【新規】

### (説 明)

長期間にわたる新型コロナウイルス感染症対策において、都道府県の広域調整機能が非常に重要であることを再認識させられている。都は、感染再拡大の予防措置、財政措置を行ってきたが、収束に向けた更なる取組みと地域経済への支援及びワクチン接種後に町村が行う対応への支援等を更に進められたい。

- ① 感染防止を図る施策実施のため、平時とは異なる突発的な財政需要が生じ、これまでも国においては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、また、都においても市区町村との共同による感染拡大防止対策推進事業をはじめとする補助金で、町村の財政を支援している。今後、歳入の大幅な減収が予測されるが、住民の健康を守るための各種健診等について施策の後退を招かないよう各種補助金の弾力的な運用を含めた財政支援策を講じられたい。
- ② 島しょ地域は医療体制が脆弱であり、新型コロナウイルス感染者が発生した場合、十分な感染症治療ができないだけでなく、通常医療にも影響を及ぼし、島の医療崩壊までも懸念されるため、感染対策の一層の強化を図られたい。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、観光・漁業・農業を主産業とした島しょ町村では、特に、各産業へ経済的影響を及ぼしている。各種産業においては、担い手不足も懸念され、これ以上経営が厳しくなると、産業の振興を図っていくこと自体が厳しくなる。コロナ収束後の各産業の早期回復を図るため、財政支援を強化されたい。

④ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種が継続しており、その終結が見えないなか、各町村は接種体制の確保に奔走してきた。現行の接種体制の終結後及び感染収束後は、新型インフルエンザ等対策行動計画の改定及び新型インフルエンザ等の新たな感染症への対応に資するため、都道府県及び市町村の取組みを収集し、情報共有するなど、町村に対する技術支援を行われたい。

⑤ 新型コロナウイルス感染症の陽性患者情報については、東京都よりファイル共有システムを介して市区町村へ提供されており、市区町村が実施する自宅療養者への支援等に活用されている。しかし、都と市区町村が共通の本人確認情報を用いていないことから、各市区町村において所管のシステム内の情報と突合する際には手作業等が必要となり、多大な事務負担と時間を要している。

今後も新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大や、将来的には、新たな感染症等の出現に対する備えが必要となっているなか、患者の発生状況とワクチン接種状況の相関の確認や、首都直下型地震などの大規模災害発生時における陽性患者・濃厚接触者に対する適切かつ迅速な避難誘導を行うための体制整備は喫緊の課題である。このことから、新型コロナウイルス感染症陽性患者に係る東京都のシステムと、市区町村保有の健康管理システム及び避難行動要支援者システムとの迅速な情報連携を可能とする仕組みを構築するなど、必要な措置を講じられたい。

## Ⅲ 福祉

### 10 高齢者福祉施策のための支援(住宅政策本部・福祉保健局)

高齢化社会が進行するなか、特に、少子・過疎化が同時に進む町村においては、地域の活力を維持する観点からも、高齢者が生きがいを持って暮らせる環境を整備することが必要である。また、高齢者の安全・安心な暮らしを保障していくため、介護保険、後期高齢者医療の各制度の安定的な運営が不可欠であるため、以下の点について、特段の措置を講じられたい。

#### (1) 高齢者福祉対策の充実強化

##### (要 旨)

高齢化社会の進行に伴う高齢者福祉対策に係る、次の事項について積極的な対応を図られたい。

- ① 高齢社会対策包括補助事業移行後の補助額の維持・拡充
- ② 町村が実施する高齢者福祉施策に対する専門的な技術者及び指導者の派遣
- ③ 高齢者緊急通報システム事業に対する財政支援

##### (説 明)

社会の高齢化が進行するなか、高齢者福祉対策の推進を図ることは町村の大きな課題となっている。しかし、独自に地域の実情に即した施策展開を図ることは、財政基盤の弱い町村にとっては非常に困難である。

こうした町村の実態を踏まえ、高齢者福祉対策のより一層の充実強化など、都の柔軟かつ積極的な支援を図られたい。

#### (2) 介護保険制度改正に伴う支援策の充実

##### (要 旨)

町村における介護保険制度の円滑な運営を図るため、次の事項について都が積極的な技術・財政支援を図るとともに、国に対して要請されたい。

- ① 在宅介護サービスに係る基盤整備及び人材養成・確保に対する国や都からの財政支援、山間・島しょ地域への民間事業者参入を促す新たな支援策の構築、並びに訪問介護員、介護支援専門員等の人材育成、確保への支援

- ② 「生計困難者に対する利用者負担軽減制度」の継続
- ③ 居住地不明者の特別養護老人ホーム入所に関する施設所在町村の負担となる介護保険制度改正についての国への要請
- ④ 保険者の広域化の協議を含めた、都による総合的な調整及び支援
- ⑤ 介護給付費負担金は25%を国の負担とし、調整交付金は別枠とするための措置
- ⑥ 次期介護報酬改定に関する適正な単価設定に対する国への要請
- ⑦ 介護保険料の地域格差是正に対する国への要請
- ⑧ 次期介護報酬改定に関する地域介護分野有効求人倍率を考慮した地域格差是正調整に対する国への要請
- ⑨ 保険者機能強化推進交付金に関する保険者等の規模による不公平を生じさせない措置に対する国への要請及び支援策実施

(説明)

地域密着型サービスや予防給付、介護事業者に関する規定強化の実施など、これらの実効性を確保するために、国及び都の財政・技術支援が不可欠であるが、現状は必ずしも十分とは言えない。

介護報酬は、大都市における人件費や物件費が他の地域と比較して高いことから、次期報酬改定に向けて地域の実情を踏まえたものとなるよう国に対して強く要請されたい。

また、平成29年度に設けられた保険者機能強化推進交付金については、市町村の取組みに係る評価指標の達成状況に応じて交付金が交付されることとなっているが、人員体制の充分でない町村の中には、当該評価に係る事務を充分に実施することができない自治体もある。行政組織の大きさや事務負担能力の差異による不公平が生じないよう、国へ要請するとともに、都としても必要な支援を図られたい。

(3) 後期高齢者医療制度の円滑な実施のための財政支援等

(要旨)

後期高齢者医療制度の円滑な実施のため、次の事項について、国へ要請するとともに、都として財政措置等を講じられたい。

- ① 調整交付金の別枠交付の国への要請
- ② 住所地特例に係る市区町村間の財政負担不均衡の是正

(説明)

- ① 被保険者の負担を軽減するため、国の法定負担分である療養給付費については、全てを定率とし、各広域連合間での所得格差を調整する財政措置は、調整交付金とは別枠で確保するよう、国に強く働きかけられたい。
- ② 現行の住所地特例制度においては、市区町村をまたぐ移動があっても、広域連合の区域を越えない場合にはこの特例は適用されない。そのため、介護老人福祉施設等の設置数の多寡により、広域内市区町村間において療養給付費負担金等の財政負担の偏在が生じている。市区町村間の財政負担の不均衡を是正するため、制度の見直しについて国に強く働きかけられたい。

#### (4) サービス付き高齢者向け住宅建設に伴う付帯事項の徹底

(要旨)

サービス付き高齢者向け住宅建設に伴う付帯事項の徹底について国へ要請されたい。

(説明)

西多摩地域では、土地が安価なため、サービス付き高齢者向け住宅の建設に関する相談等が急増している。サービス付き高齢者住宅が数多く建設されると、医療費など地元自治体にとっては、将来的に多大な財政負担が生じることとなる。

平成27年4月から住所地特例が適用されるようになり、都の補助金を活用する場合には自治体の同意などが必要になった。一方、国の補助金を活用する場合においても、平成28年4月から、自治体への意見聴取を要件としている。補助金交付の際には、この自治体に対する意見聴取の要件を徹底するよう、国に対し要請されたい。

#### (5) 西多摩町村の高齢者の交通対策に係る財政支援の拡充

(要旨)

高齢者の交通対策に対する次の事項について、財政支援の拡充を図られたい。

- ① 西多摩町村の福祉バス等への財政支援の拡充
- ② 西多摩町村におけるシルバーパスの負担額軽減措置

(説明)

- ① 西多摩地域の各市町村が平成27年度に策定した「人口ビジョン」によれば、令和7年には高齢化率が30.6%となり、都全体で比べると人口減少と高齢化がい

ち早く進行することが想定されている。

また、平成29年3月に都市整備局で策定された『利用者の視点に立った東京の交通戦略推進会議のとりまとめ』において、西多摩地域の市町村は、高齢者の「自動車分担率」が高く、外出頻度が低い傾向が指摘されている。

西多摩地域は高齢化がいち早く進行しているほか、地域公共交通が脆弱な交通不便地であり、高齢者の介護予防や生活支援と言った観点からも、早急な交通対策の充実が求められていることから、西多摩町村で行っている高齢者に対する福祉バス等の事業に対し、各種補助金に係る充当率の拡充を図られたい。

- ② 西多摩町村は、区部や市部に比べ交通不便地であることから、バスの利用機会や頻度が少なく、西多摩町村における老年人口に対するシルバーパス発行枚数の比率は、大半の自治体が20%未満と低い状況にある。

また、発行に係る負担額は、住民税の課税対象者は20,510円、非課税対象者は1,000円と、所得による負担の緩和は図られている一方で、地域公共交通の整備状況による利用機会の格差への対応は不十分であることから、西多摩町村のような交通不便地におけるシルバーパスの負担額軽減措置を講じられたい。

## 11 児童福祉施策のための支援(生活文化スポーツ局・福祉保健局)

子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化するなか、子育て環境の充実のために町村が実施する各種施策に係る事務や財政負担が増大している。都は、町村の施策の円滑な実施のため、以下の点について、特段の措置を講じられたい。

### (1) 子育て環境の充実

(要 旨)

子育て環境を充実させる施策の円滑な実施のため、国への働きかけや、次の事項について財政支援等の積極的な対策を講じられたい。

- ① 子ども・子育て支援新制度を着実に実施するため、都の財政・技術支援の充実及び広域調整機能の発揮等の積極的な対応
- ② 子育て推進交付金や子供家庭支援区市町村包括補助事業の予算全体の増額や補助率の引上げなどの継続と積極的な支援
- ③ 児童相談所から市区町村への児童等送致を踏まえた虐待対策コーディネーター、ワーカー及び相談員の配置等に係る体制整備のための人的支援及び財政支援

(説明)

子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しているなか、子育て環境の充実のために町村が地域の実情に応じて実施する各種施策について、法や制度改正に伴い事務や財政的負担が増加している。

都は、町村のこれら施策の円滑な実施のため、国への働きかけや財政支援等の積極的な対策を講じられたい。

## (2) 認可保育所及び認証保育所等に対する補助制度等の充実

(要旨)

子育て支援に関する次の事項について、補助等の充実強化を図られたい。

- ① 障害児保育の対象者の増加や重要化、延長保育の需要増加等に鑑み、町村が行う子育て支援施策の充実のために、子育て推進交付金制度の予算及び運用面の充実
- ② 認証保育所利用家庭の経済的負担の軽減、認可保育所利用者との格差が是正できるよう、認証保育所利用者に対する恒久的な補助制度の創設及び国の無償化に伴う町村の財政負担増に対する補助制度の拡充
- ③ 保育士の離職を防ぐための「保育士等キャリアアップ補助金」等の更なる充実と、高校生、大学生等への保育職の魅力伝える事業展開等、保育士の人材確保策の実施
- ④ 認可保育所の公定価格と比較して低い、待機児童が多い0歳児から2歳児までの認証保育所の単価の見直し、また、認証保育所40人までの単価に係る認可保育所の定員区分と同様の細分化及び適正な金額の設定
- ⑤ 保育士確保に対する一律の制度に基づく事業者への直接補助制度に係る予算措置
- ⑥ 保育サービス推進事業補助金及び保育力強化事業補助金における食物アレルギーへの対応としての代替食提供等に関する補助単価の実態に即した引上げ
- ⑦ 幼児教育・保育無償化により、各市町村間で食材料費の保護者負担額が異なる状況が生じることに対する、一律の制度に基づいた補助制度の創設

(説明)

子育て支援を進め、少子化対策の一層の推進・拡大を図るため、都は、町村が実施する施策への財政的支援や保護者、保育施設、保育人材への補助等の充実強化を図られたい。

### (3) 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助の充実

#### (要 旨)

私立幼稚園等園児保護者負担軽減のための次の事項について、財政支援の強化を図りたい。

- ① 保護者負担の軽減を図るための補助の充実
- ② システム改修費・事務費に係る補助の創設

#### (説 明)

- ① 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助は、公・私立の幼稚園間の保護者負担の格差を是正することを目的として設けられたものである。

私立幼稚園の保育料は、運営費の増嵩を理由に引き上げられており、保護者負担の増大を余儀なくされている。

町村は、保護者負担の軽減に努めているところであるが、制度の趣旨である公立幼稚園保育料との格差は是正されるに至っていない。

また、平成18年度には、第2子以降の補助単価を増額し、平成21年度には第2子以降の優遇措置を講じる場合の適用条件を緩和し、平成28年度には、国制度の変更に合わせ、ひとり親世帯等の階層区分を引上げ、多子計算における兄弟の年齢制限を一部撤廃するなど、格差是正に向けた改善は認めるものの、公・私立間の格差是正という補助制度の趣旨を実現するためには、一層の補助の充実を講じられたい。

- ② 国においては無償化等の制度や多子軽減の制度改正を行う際にはシステム改修や事務費の補助が実施されているが、関連する事業である都の私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業に関しては、制度改正に伴うシステム改修経費が補助されていないため、システム改修費・事務費の補助の創設を図られたい。

## 12 障害者福祉施策のための支援(福祉保健局)

---

障害者に対する地域生活支援を総合的に行うためには、関連事業に対する着実な取り組み及び施設等整備が必要である。また、精神障害者の自立と社会参加を目指すための施設の設置等が、地域から強く要望されているところである。さらには、町村地域における救急搬送体制や通院についても課題があることから、以下の点について、特段の措置を講じられたい。



## (1) 心身障害者福祉の充実

### (要 旨)

心身障害者福祉の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- ① 障害者施策推進包括補助事業移行後の補助額の維持・拡充
- ② 町村立の心身障害者（児）授産施設及び福祉作業所等への補助の拡充
- ③ 心身障害者障害判定医の島しょ地区派遣及び巡回相談の年1回実施の確立

### (説 明)

障害者総合支援法が施行され、障害者に対する地域生活支援を総合的に行うこととなったが、関連事業施行及び施設等整備が必要となり、脆弱な町村財政を更に圧迫することになる。

都及び町村は、これまでも障害者福祉について単独上乘せを行うなど努力しているが、障害者総合支援法の主旨を達成するためにも障害者の所得保障（年金・手当制度）について十分な配慮をするよう国へ働きかけられたい。

また、令和3年度から都立八丈高等学校内に都立青鳥特別支援学校八丈分教室が設置されたところであるが、卒業生の就業の場の確保など、今後も障害者施策のより一層の充実を図られたい。

## (2) 精神障害者等に対する支援制度の創設と人的支援・財政支援の強化

### (要 旨)

精神障害者等に対する支援等に係る次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- ① 精神障害者に対する経済的支援策として、手帳保持者に対する福祉手当支給制度の創設
- ② 発達障害者の経済的支援策の創設
- ③ 精神保健福祉事業に対する適切な人的支援・財政支援の強化

### (説 明)

① 精神障害者保健手帳は、発達障害者も障害者総合支援法の対象とされ、高次脳機能障害に対しても交付され、入院中の精神障害者の地域生活への移行なども進められている。しかし、精神障害者が居住する地域の施設・制度の整備度合いや各種サービス・制度の適用範囲には自治体間で差があり、精神障害者には、身体障害者・知的障害者と比較すると福祉手当等の経済的支援がない状況のため、手帳保持者に

対する福祉手当支給制度を創設されたい。

- ② 発達障害者は、精神障害者保健福祉手帳を取得できないケースや申請しないケースがあり、社会に出た途端に急激に環境に馴染めなくなり、職場を追われるなど行き場を失ってしまうケースが多くある。町村の規模では、発達障害者に対する経済的な支援等が難しいことから、都として経済支援制度を創設されたい。
- ③ 精神保健福祉事業の一部が都から市町村へ事務移譲されているが、円滑な実施のためには専門職等の配置が必要である。しかし、人材の確保に苦慮していることから、都としての人的支援・財政支援を強化されたい。

### (3) 精神科及び感染症患者の救急搬送体制の確立

(要 旨)

精神科及び感染症患者の救急搬送体制の確立を図られたい。

(説 明)

精神科救急患者については、夜間休日の初期・二次対応や合併症対応等、体制の確保が図られてきている。

特に島しょ地域においては、島しょ救急患者搬送の仕組みが構築されているが、今後も関係機関との連携を強化し、適切な搬送体制の確立を図られたい。

また、感染症患者の救急搬送については、島しょ地域の実情を踏まえ、円滑に搬送されるような体制の確立を図られたい。

### (4) 難病患者・障害者に対する通院のための助成制度の創設

(要 旨)

交通事情の悪い山間・島しょ地域に対する難病患者・障害者の通院のための助成を行っている自治体への支援制度を創設されたい。

(説 明)

難病患者については、島しょ地域では難病専門医巡回相談事業が実施されているが、時期が限られているうえ、あくまでも相談事業であり、ほとんどの患者は都内の医療機関での治療を余儀なくされている。山間地域では、東京都医師会に委託している在宅難病患者訪問診療事業及び保健所が実施している在宅難病患者訪問相談指導事業が実施されている。しかし人工透析を受けざるを得ない難病患者は、町村内に対応でき

る医療機関がなく、近隣の市・島しょ地域においては本土にある医療機関まで通院しているのが現状である。

また、島しょ町村内に整備されている医療機関においては、人的・財政的理由等から、町村間の医療水準に差が生じている。難病患者だけでなく、障害者も島から本土の病院に通院する必要性が高く、その回数も多くなっている。島しょ地域においては1回当たりの通院費や宿泊費が多額になり、経済的な理由で通院回数を制約せざるを得ないケースが生じている。

このことから、難病患者・障害者の負担軽減を図るため、通院支援事業を行っている自治体への助成制度の創設を図るとともに、離島住民の負担を解消できるよう、国へ強く働きかけられたい。

### 13 社会福祉協議会への補助の充実(生活文化スポーツ局・福祉保健局)

#### (要 旨)

社会福祉協議会に関する次の事項について、財政支援の強化を図られたい。

- ① 住民参加型在宅福祉サービスへの助成制度の拡充及び地域福祉推進事業の充実強化
- ② 島しょ地区の特性を考慮した補助の充実
- ③ ボランティアの活動拠点としての役割強化のための補助の創設

#### (説 明)

社会福祉協議会は、在宅福祉サービスや地域福祉普及啓発の推進役として、その役割は大きい。住民参加による在宅福祉サービスへの助成制度の拡充及び地域福祉推進事業の充実強化を図られたい。

また、住民参加型団体等の活用が困難な島しょ地域においては、住民参加による在宅福祉サービスを社会福祉協議会が行い、ボランティアの活動拠点としての役割も担っている。これらについての財政支援の一層の強化を図られたい。

## IV 地域経済

### 14 農業振興対策の充実強化(環境局・産業労働局)

町村の地域振興を図る上で重要な農業の事業展開に関する以下の点について、特段の措置を講じられたい。

#### (1) 農業振興対策の推進

(要 旨)

町村において農業は地域振興の上で欠かせないものであり、次の事項について推進されたい。

- ① 山村・離島振興施設整備事業の充実・強化
- ② 農業委員会に対する財政措置の充実
- ③ 農業改良普及センターの拡充強化、普及指導員の常駐及び指導事業の強化
- ④ 農林水産振興財団の試験研究体制の拡充強化
- ⑤ 畜産振興に向けた牧場の整備促進
- ⑥ 遊休農地対策事業として「農地の保全と利活用促進事業」の充実
- ⑦ 新規就農者支援体制の強化
- ⑧ わさび田の造成と後継者の育成支援
- ⑨ 島しょ地域の実態に即したストップ遊休農地再生事業の充実・強化
- ⑩ 農業法人設立に向けた財政支援及び人的・技術的支援

(説 明)

- ① 西多摩及び島しょ地域における農業振興のため、農業生産に係る環境整備について、より一層の支援を図られたい。

西多摩地域においては、令和元年台風19号により、わさび田施設に対する甚大な被害が発生したが、今後発生する台風や集中豪雨に伴う風水害への備えが必要となるなか、防護ネットやモノレール等の施設の復旧や経年劣化への対応が課題となっている。町村で生産される希少な農産物の生産体制を保護するため、施設の復旧・補修等に係る総合的な支援の拡充を図られたい。

また、島しょ地域における、花卉等の荷傷み防止に必要な冷蔵倉庫や保冷コンテナ等の施設整備を充実させるための措置を講じられたい。

- ② 農業委員会の活動強化のための事業費補助について、より一層内容を充実し、地域における農政問題への取組みを推進されたい。
- ③ 離島特別技術指導事業等による普及指導員の派遣は大変効果を上げているので、常駐し、指導を充実するよう措置を講じられたい。
- ④ バイオテクノロジーをはじめとした品種改良等の試験研究を強化促進し、技術指導の充実を図るために、農林水産振興財団の試験研究体制を拡充強化されたい。
- ⑤ 島しょの畜産業が衰退しつつあり、畜産振興を図るために、公営牧場の施設整備の充実を図られたい。
- ⑥ 遊休農地対策は、農政の重要な課題として様々な施策が展開されているが、農家の高齢化などにより明確な打開策は未だ見出せないのが現状である。町村の地域特性を活かした遊休農地対策事業の充実を図られたい。
- ⑦ 離農及び高齢化等により、農業者の減少は著しい。一定量の出荷がないと、市場より産地として認識されない。新規就農者確保のため、研修センターの開講、支援制度の確立を図るなど対策を講じられたい。
- ⑧ 奥多摩町では奥多摩山葵栽培組合、東京都西多摩農業改良普及センターの協力により遊休農地解消、また後継者育成や栽培技術の伝承を目的に奥多摩わさび塾を開講している。

平成28年度より、国の山村活性化交付金を活用し、わさび田の調査を実施し、新規就農者等に情報提供を行っているが、耕作が行われていないわさび田については荒廃が進んでいるため、造成等が必要である。このため、わさび塾等の運営に要する費用や造成に要する費用等の支援を引き続き行われたい。

- ⑨ 「ストップ遊休農地再生事業」は、平成28年度に要綱が改正され充実が図られたところであるが、島しょ地域は、通常の農業機械での開墾が不可能で、建設用機械で抜根・伐採、整地、島外搬出による原木の処理まで行わなければならない、本土と違い多額の費用がかかる。開墾した農地から収入を得るには時間もかかることから、農業者の負担を少しでも減らせるよう、農地の状態や、島外への搬出等、ハンデの多い島しょ地域の実態に即した開墾のための補助事業について充実・強化をされたい。
- ⑩ 個人で営農している農業従事者の高齢化により、耕作放棄地や遊休農地が増加し、生産量も年々低下している。個々の農業者を共同体などの農業法人化し、自立型組織とするため、農業法人設立に向けた財政支援及び人的・技術的支援を強化されたい。

## (2) 農業振興に係る基盤整備事業の促進

### (要 旨)

基盤整備事業は農業振興を図る上で欠かせないものであることから、次の事項について推進されたい。

- ① 農村総合整備事業の事業量の確保
- ② 土地改良事業の充実及び技術支援
- ③ 農業用水の確保及び小規模農道の整備促進

### (説 明)

① 生産向上と水質保全を図るため、農道や集落排水の整備は不可欠であり、集落内で環境整備を総合的に実施することが必要である。着実な事業推進のため、必要な事業量に見合う都費負担分の財源を措置されたい。

② 町村は、補助基準面積に達しない地域が多いことから、都単土地改良事業の基準面積の引下げ（2ha→1ha）を図られたい。また、農業用水の安定確保への技術指導及び財政支援を図るとともに、事業の早期完成と、調査中の事業の促進について措置を講じられたい。

また、令和元年7月1日に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定され、防災重点ため池の指定を受けたため池の整備に取り組むこととなるが、町村では改修計画や工事は未経験であるため、事業を適正かつ円滑に実施できるよう、専門的知識を有する職員による技術支援を図られたい。

③ 河川のない島しょ地域において、農業用水の確保は最も重要な農業振興対策のひとつであり、また、圃場へのアクセス道の整備は農業の高効率化を図る上で、必要不可欠なものである。

小笠原村は、少雨による渇水が多く、農業経営に影響を及ぼしている。また、農地及びそれに付随する施設栽培面積の増加等などに伴い、特に父島北袋沢地区においては、農業用水の確保、灌がい施設の整備などの早急な対策が必要である。また、農家の高齢化等に伴い発生する遊休農地を有効利用するために、農業用インフラの整備を促進し、新規就農の促進や利用集積を図っていく必要がある。このことから、農業用水の確保や小規模農道整備の促進など、農業の基盤整備を図るための措置を講じられたい。

### (3) 有害鳥獣等駆除対策の実施【重点】

#### (要 旨)

有害鳥獣・森林病虫害等の駆除、防除等について、次の事項を早急に実施されたい。

- ① 農作物に被害を与える有害鳥獣（サル、ニホンジカ、イノシシ、カラス、ノヤギ、リス、キョン、ネズミ等）の駆除、防除対策の推進、東京都農作物獣害防止対策事業の充実
- ② 森林病虫害（マツクイムシ、カシノナガキクイムシ、マイマイガ等）の防除対策に対する指導及び助成の充実
- ③ 椿林害虫（ハスオビエダシヤク、チャドクガ）の防除対策に対する指導援助
- ④ イエシロアリの駆除、防除対策に対する指導援助
- ⑤ ツキノワグマの対策実施市町村への財政支援強化
- ⑥ 外来生物（アシジロヒラフシアリ）大発生対策支援強化

#### (説 明)

農作物に被害を与える有害鳥獣（サル、ニホンジカ、イノシシ、カラス、ノヤギ、リス、キョン、ネズミ等）及び森林病虫害（マツクイムシ、カシノナガキクイムシ、マイマイガ）・椿林害虫（ハスオビエダシヤク、チャドクガ）・シロアリ（特にイエシロアリ）、外来生物等の被害は甚大なため、適切な対策及び財政支援策を講じるとともに、都は、環境や生態系を配慮した駆除、防除方法の研究を実施されたい。

有害鳥獣等による農作物への被害は依然として甚大であり、引き続き有害鳥獣対策のための調査費及び駆除費の補助等、積極的な支援を図られたい。また、被害が集中し、高齢化が進んでいる地域では、電気柵の建設及び維持管理が非常に困難な状況となっているため、これらの地域での電気柵の建設及び維持管理体制のための人件費等の補助費の拡大を図られたい。さらに、狩猟法の改正により駆除した鳥獣の山中での解体、埋設処理が困難になったことから、これらを含め、適正な事業執行を行うため、東京都農作物獣害防止対策事業の充実を図られたい。

平成22年には三宅村、御蔵島村、八丈町でカシノナガキクイムシによるスダジイの集団枯損が発生し、一旦沈静化したものの、令和2年6月頃から、三宅村、御蔵島村において、スダジイの被害が確認されている。枯れたスダジイの伐採に対する補助制度を創設するとともに、その原因の究明と今後の防除対策を考える上で、被害林の経過観察調査とカシノナガキクイムシの実態調査（航空写真による繁殖状況調査、被害木毎木調査、トラップ調査、全木穿入孔数調査等）、スダジイの樹勢調査（樹木調査、気候との関連調査、三宅島における火山ガスとの関連調査等）及び適切な薬剤の注入

など防除に向けた速やかな対策を講じられたい。

ツキノワグマについては、人家周辺への出没が近年増加傾向にあり、人的及び物的被害も発生していることから、東京都猟友会奥多摩支部と連携し追払い等の対策を強化している状況である。また今後、保護管理の効果から個体数の増加や生息域の拡大など、西多摩地域全体において人家周辺等への出没件数が増えることも懸念されるため、ツキノワグマに対する安全確保に要する費用等への恒常的な財政支援が実現できるよう、制度等の整備を検討されたい。

八丈島においては、東南アジア原産のアシジロヒラフシアリが島内に定着し、平成24年頃から大発生による被害が確認されるようになった。本種は家屋内におびただしい数が侵入及び営巣することにより精神的な不快感を与えるだけでなく、家電製品の故障、食料品や家具類等の生活用品への被害を招いている。現在は島内の生活圏ほぼ全域に拡散しており、多女王性という特異な繁殖形態により爆発的な速さで増殖を繰り返し、数百万頭からなる巨大なスーパーコロニーを形成していると考えられている。令和2年度から都立大学等の助言を受け生息状況調査や防除試験等に取り組んでいるが、他に例のない大発生であり、害虫防除に関する知識を有する職員もいないため、対応が困難を極めていることから、対策を講じられたい。

## 15 林業振興対策の充実強化(環境局・産業労働局)

多面的機能を持つ森林保全に寄与し、町村の地域振興を図る上でも重要な林業の事業展開に関する以下の点について、特段の措置を講じられたい。

### (1) 林業総合振興対策の充実強化

(要 旨)

林業は、町村における産業として大きな比重を占めており、また緑の保全も強く求められていることから、次の事項について積極的に措置されたい。

- ① 都施工林道の開設(間伐林道の増設)、林道維持管理の積極的な推進と予算の増額
- ② 林道開設に伴う工事延長及び林道舗装事業の採択基準の緩和
- ③ 森林保全対策事業・治山事業の充実強化
- ④ 林道天上山線道路改良工事(神津島村)



(説 明)

森林は、木材等の林産物を供給する経済的機能とともに、国土の保全、水源のかん養、炭酸ガスの吸収等の多様な公益的機能が高く、また、都民の観光レクリエーションの場としても重要な役割を担っている。

しかし、今日の林業生産活動は、国産材需要の減少、木材価格の低迷、労働力不足等により停滞している。また、害虫被害や風雪等による倒木被害により、森林の荒廃がますます進行している。

神津島の林道天上山線では、近年の通行車両の大型化に伴い現状の道路幅員での車両のすれ違いに支障が生じているとともに、天上山の登山客の増加に伴い、車両の通行量も増えている。既に都は、車両通行の安全を図るため、斜面を安定させる対策を実施しているが、経年劣化による舗装面の亀裂、見通しの悪い区間及び法面保護箇所等についても日頃より利用者から通行の安全性を懸念する意見が依然としてあることから、継続して斜面对策とともに、舗装面の改修と視距の確保に向けた対策を講じられたい。

こうした現状を踏まえ、林業振興対策を充実強化し、総合的に推進するよう措置を講じられたい。

## (2) 「森づくり推進プラン」及び「森林・林業再生プラン」の推進

(要 旨)

「森づくり推進プラン」及び「森林・林業再生プラン」の着実な実施のため、町村との協議及び財源措置等を講じられたい。

(説 明)

都の「森づくり推進プラン」は、都民共有の貴重な財産である森林を守り、多面的機能を発揮させるために森林循環の促進が不可欠としている。そのため、多様で包括的な森林整備の推進、効率的な林業経営の実現、多摩産材の利用拡大、協働による森づくりなどを重点的な取り組みとしている。

町村もその一翼を担い、連携を密にして森林循環の促進に効果を上げることに力を注いでいくが、施策の展開に当たっては十分な協議を行い、必要な財源措置を行うなど、信頼関係を損なわないように事業推進を図られたい。

また、国の「森林・林業再生プラン」は、路網・作業システム整備、人材育成など実践面のみならず、森林計画制度等の制度面での改革を伴っており、森林経営計画の策

定から実践的な事業の推進まで、林業事業体などにきめ細かい対応をする必要があるため、各種指導と財政支援を図られたい。

特に、多摩産材の利用拡大については、令和元年台風19号の豪雨により、間伐作業で処理をした木材が沢に流され土砂災害に発展した事例もあったことから、横伏せされた間伐材の有効活用が災害の激甚化の防止にも資することを踏まえ、横伏せされた間伐材を含め、より多くの間伐材を多摩産材として有効利用するための事業の充実を図られたい。

### (3) 森林再生事業（間伐）の拡大

#### (要 旨)

森林再生事業（間伐）の目的である森林の公益的機能を回復させるため、林業経営が困難な状況にあって荒廃している森林については、所有形態にかかわらず実施対象とされたい。

#### (説 明)

森林再生事業は現在私有林を対象として実施しているが、市町村有林においても人材や財政事情等により手入れがされずに荒廃しており、都全域の森林の公益的機能を回復させるためには、市町村有林についても早急に間伐などの森林整備が必要である。

しかしながら、西多摩地区の山間地域を抱える市町村の財政力では、森林整備に充てる財源の確保が困難なことから、森林再生事業の目的である「荒廃が進んでいる人工林を健全な森林に再生する」「森林のもつ公益的機能を回復させる」観点からも、市町村有林についても森林再生事業の対象となるよう、措置を講じられたい。

### (4) 花粉症発生源対策の計画的な執行及び事業の改善

#### (要 旨)

花粉症発生源対策の事業を効率的、効果的に実施するため、次の事項を拡充されたい。

- ① 主伐事業による花粉発生源対策の充実・強化
- ② 水の浸透を高める枝打ち事業の面積拡大及び人材の育成・確保
- ③ 伐採木を活用するための加工施設等の整備

#### (説 明)

- ① 都は、従前の「スギ花粉発生源対策事業」を平成27年度から「森林循環促進事

業」へと再構築し、主伐材搬出補助事業や低コスト林業技術の普及等と主伐事業による花粉発生源対策とを統合した。「森林循環促進事業」においても主伐後の少花粉種への植替え等、スギ花粉発生源対策を一層推進されたい。また、ヒノキ林も含めた総合的、効果的な花粉症発生源対策の実施を図られたい。

- ② 平成27年度で終了した「花粉症発生源対策（枝打ち）事業」の後継事業として、平成28年度から「水の浸透を高める枝打ち事業」が実施されることとなった。「水の浸透を高める枝打ち事業」の対象は森林再生事業実施面積の7割とされており、本事業の効果を高めるためにも、森林再生事業実施の全面積を対象とされたい。

なお、枝打ち事業は高い技術と経験を必要とする作業であることから、事業実施を担う労働力についても、育成・確保するための措置を講じられたい。また、当時3割の枝打ちを実施した山林に森林再生事業による2回目（12.5年後）間伐を実施する際、表土の痩せた森林を確認することがあり、その改善策として残り7割の枝打ちを実施することで下層植生回復が見込めることから、2回目の枝打ちを検討されたい。

- ③ 他県では、県産材加工センター等を整備しているが、西多摩地域の製材所等については、機器類等の整備が立ち遅れている。本事業で出荷された木材を製材するに当たり、他県との競争力を培えるよう、指導・機器導入補助の一層の拡充、また、加工施設等の整備を図られたい。

## (5) 森林環境譲与税を活用した林業労働力確保等の充実及び財政支援

### (要 旨)

森林環境譲与税の活用による林業労働力確保等の充実及び助成制度の創設等を図られたい。

### (説 明)

平成30年度税制改正大綱において、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保し、町村が主体となって実施する事業に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税を創設することとされ、森林環境譲与税は令和元年度から、森林環境税は令和6年度から導入されることとなった。各町村の取組みに加え、林業労働力の確保と技術者の育成を更に推進するため、既存事業の拡充のほか、様々な媒体や機会を活用した林業就業者の人材確保のPR活

動の実施や山間地域における空き家を林業者の住宅や林業事業体の事務所とするための改修等に要する費用に対し、森林環境譲与税を活用した支援体制の拡充を図られたい。

また、森林環境税の創設の趣旨のひとつでもある温室効果ガス排出削減目標の達成のため、市町村が森林整備に力を注ぐことは、都のCO<sub>2</sub>の削減に多大な効果をもたらすことになることから、都の森林環境譲与税財源を活用し、森林環境を維持・保全している町村に対する助成制度の創設や補助の拡充を図られたい。併せて、森林を有しない市区町村に交付される森林環境譲与税については、多摩産材の利用や多摩地域の森林を活用したカーボンオフセット事業など、都内の森林のために活用されるよう、都として積極的に働きかけられたい。

## (6) 木質バイオマス資源の積極的な利活用への支援

### (要 旨)

木質バイオマス資源の積極的な利活用に係る次の事項について、積極的に支援されたい。

- ① 木質バイオマス資源を安定供給するための間伐材等搬出に係る助成制度の創設と搬出作業への技術支援
- ② 木質バイオマス資源を地域で循環させ、一層の活用を図る継続的・安定的システムの構築に向けた技術・財政支援

### (説 明)

- ① 現在、様々な地球温暖化対策の取組みが進展しているなかで、木質バイオマスエネルギーを活用した設備は、二酸化炭素の排出量が削減できるだけでなく、工夫次第では燃料費の削減も可能となる。そのため、木質バイオマス資源を安定供給するため、森林再生事業で発生する間伐材等を搬出するための助成制度の創設と搬出作業への技術支援を講じられたい。
- ② 木質バイオマス資源を地域で活用するシステムを構築し、安定した木質エネルギー供給を行うことで、地域経済の活性化とCO<sub>2</sub>の削減が図られる。木材の流通を担う木材産業と、そこに従事する人々の雇用の場を設けるための施設整備に関する具体的な整備計画策定のための技術・財政支援を講じられたい。

## (7) 有害鳥獣等駆除対策の実施【重点・再掲】

※14(3)に同じ。

## (8) 利島村における椿林事業に対する支援強化

(要 旨)

利島村の椿林事業に関する次の事項に対し支援を強化されたい。

- ① 利島村のトビモンオオエダシャク等による椿林被害について、発生原因の早期究明と実効性のある防除に対する技術・財政支援の強化
- ② 利島村の椿林において新たに発生しているヨコヤマヒメカミキリとみられる被害の防除に対する技術・財政支援の強化

(説 明)

- ① トビモンオオエダシャクの令和2年度の生息密度調査では、令和元年度と比較し、約3倍に増加し、令和3年度の調査においては、具体的数値把握には至っていないが、過去に爆発的に発生したときと同様の状況を呈している。大量発生や近年の増加傾向について原因が判明しておらず、島しょ農林水産総合センターをはじめとした研究機関での原因調査と効果的な防除に対する支援及び財政支援の強化を図られたい。
- ② 利島村の椿林で、ヨコヤマヒメカミキリとみられる枝折れ被害が拡大し、椿油の生産量の減少に拍車を掛けている。被害状況の調査と効果的な防除方法の研究のための人的支援及び財政支援等を図られたい。

## (9) 神津島村における治山事業の整備促進

(要 旨)

神津島村における治山事業等に関する次の事項に対し対策を講じられたい。

- ① 崩壊した山腹の復旧及び海岸への土砂流出等、天上山の山腹崩壊防止のための整備促進
- ② 特別養護老人ホームに隣接する岩山の落石防止の整備
- ③ 大黒根トンネル出口の隣接治山法面の調査【新規】

(説 明)

① 神津島村では、令和元年の15号・19号の台風災害により、天上山南東から南部の山腹が大きく崩壊し、特に観音浦上部の山腹では、土砂海岸に流れ出し、良好な磯場が砂浜化してしまい、海藻、伊勢えびや貝類の生息に大きく影響し、近年伊勢えび漁の漁獲高も減少している。

また、天上山頂の裏砂漠や新東京百景展望地の山腹が崩壊し、危険性が增大している。このため、天上山の山腹崩壊防止のための整備促進を図られたい。

② 岩山の剥離を抑制していた樹木の根本に腐敗が生じ降雨の際に特別養護老人ホーム敷地内に剥離した岩塊が落石しているため、落石防止の整備を図られたい。

③ 大黒根トンネル出口については隣接治山法面の崩壊により道路新設事業が延期となっている。また、流出した土砂が磯場へ堆積しており環境への影響も懸念されている。このため、都の治山事業により崩壊法面の調査を行い、治山復旧計画を推進されたい。

## 16 水産業振興対策の充実強化(産業労働局・港湾局)

町村の地域振興を図る上で重要な水産業の事業展開に関する以下の点について、特段の措置を講じられたい。

### (1) 水産業の振興

(要 旨)

山村、島しょ地域における水産業の振興を図るため、次の事項について積極的に推進されたい。

#### ① 沿岸漁業漁村振興構造改善事業等の継続と充実

ア 人工漁礁、大規模増殖場の設置等、漁場の整備促進及び対象の拡大

イ 漁業資源の枯渇防止のための栽培・管理型漁業の育成及び助成

ウ 漁業近代化推進施設整備事業（蓄養施設・漁船保全修理施設、製氷貯氷施設、燃油施設等）の漁業施設の整備促進

#### ② 漁業専門技術指導員（普及員）制度の創設

#### ③ 栽培漁業センターの拡充整備

#### ④ 内水面活性化総合対策事業の充実

#### ⑤ 東京都島しょ農林水産総合センターの充実

#### ⑥ 漁業基盤施設整備に対する財政支援

- ⑦ 漁業協同組合への財政支援及び人的支援
- ⑧ 漁業への新規就業者に対する支援の拡充【新規】
- ⑨ 磯焼け対策に対する取組みの強化【新規】

(説明)

- ① 東京の漁業にとって、島しょ地域は重要な地位を占めている。特に、国際的な漁業規制の強化が図られていることから、沿岸漁業の重要性が一層増してきている。  
しかし、沿岸水域では水産資源の減少が進んでいるため、資源管理型漁業の推進や漁家経営基盤の強化等により、安定的かつ魅力的な産業として、水産業を発展させるための措置を講じられたい。
- ② 生産力の向上のために、新たな魚介漁法の開発・普及が重要であり、漁協・漁業者への指導体制を整備する必要があることから、専門技術指導員（普及員）制度を創設されたい。
- ③ 水産資源の減少に対応し、生産量の増大と漁業経営の安定化を図るため、栽培漁業の育成・普及を進めるとともに、栽培漁業センターを拡充整備されたい。
- ④ 町に所在する漁業協同組合をはじめ、都内の内水面漁業協同組合は、河川への入漁者や特設釣り場の入漁者数の激減により、経営が年々逼迫し、借入金が増加している状況が続いている。  
については、漁業協同組合の経営の健全化、安定化を早期に図るため、引き続き、指導、支援を強化されたい。
- ⑤ 東京都島しょ農林水産総合センターは、都の水産業振興に大きな役割を担っていることから、研究指導の体制強化や展示内容の充実及び学習施設の整備等より一層の充実を図られたい。
- ⑥ 生産力を向上させるため、漁業基盤施設の整備を計画的に進めるとともに、老朽化が進んでいる危険な箇所について緊急に整備を行えるよう、財政支援を図られたい。
- ⑦ 島しょの漁業にあつては、魚価の低迷や燃料価格の高騰など非常に厳しい経営状態が続いている。今までに漁協緊急再生支援事業などで、経費の節減や事務事業の見直しなどを行いながら財政的な支援も受けてきた。しかしながら予想以上に長引く魚価の低迷、水揚高の減少などが続き、このままでは組合の破綻という最悪の事態も予想されるため、管理運営費への補助制度の創設や人的支援を図られたい。
- ⑧ 将来、東京の漁業を支えていくことが期待される漁業研修生等の就業がより円滑となるよう、漁船・漁具等の取得に対する負担軽減策を含め、漁業への新規就業者

に対する支援策の更なる拡充を図られたい。

- ⑨ 近年、磯焼けが深刻な問題となっている。藻場の著しい減少により、貝類が獲れなくなり、貝類を捕食する魚類も減るという負の連鎖が止まらない状況である。東京諸島全体を対象として、磯焼けに対する更なる対策強化を図られたい。

## (2) 外国漁船による違法操業への対策の実施

### (要 旨)

伊豆諸島・小笠原諸島海域における外国漁船による違法操業への監視体制を充実強化されるとともに、被害海域の漁場や水産資源に対する影響調査等を継続し、水産資源の回復に対応されたい。

### (説 明)

平成26年、小笠原諸島及び伊豆諸島周辺海域に200隻以上もの中国のサンゴ密漁船が押し寄せ、違法操業、航行の妨害、ごみの海洋投棄など、国際的な海洋秩序をまったく無視した行為を繰り返した。漁業者への操業妨害や観光事業への影響、また島に住む住民の生活を脅かし、さらに生育に数十年から数百年かかると云われる赤サンゴを採り尽くすことによる海洋生態系への影響も危惧されるなど、極めて遺憾な事態が起きた。

都は、このような外国漁船の違法操業が再び行われることのないよう国に積極的に働きかけるとともに、引き続き国と協調体制をとり、伊豆諸島・小笠原諸島周辺海域の警戒・監視体制の一層の充実強化を図られたい。そのための所要の予算を確保され、漁場や水産資源に対する影響調査等を継続し、水産資源の回復に対応されるよう特段の措置を講じられたい。

## (3) 港湾・漁港の整備促進

### (要 旨)

島しょ地域の振興を強力に推進するため、港湾・漁港の整備を促進されたい。

#### ① 港湾施設整備の促進

ア 元町港施設の早期整備（大島町）【新規】

イ 波浮港港内及び航路の浚渫（大島町）

ウ 漁船の増加と大型化に対応するための泊地の整備促進（利島村）

エ 利島港西側岸壁の拡幅、利島港西側岸壁陸地への越波対策のための埋立て及び消



波ブロック増設、防波堤（北）東側越波対策のための消波ブロックの早期増設（利島村）

オ 利島港船客待合所の整備（利島村）

カ ジェットフォイル就航に伴う十分かつ安全な接岸を確保できる静穏性に優れた港湾施設の早期整備（利島村・新島村）

キ 新島港の早期整備（新島村）

ク 連絡船「にしき」の発着岸壁及びB堤入口の維持浚渫（新島村）

ケ 神津島港沖防波堤の整備（神津島村）

コ 神津島港の整備促進（神津島村）

サ 三池港防波堤の整備促進及び三池海岸離岸堤の整備促進（三宅村）

シ 御蔵島港及び小型船施設の整備促進（御蔵島村）

ス 御蔵島港の漁港機能としての泊地の静穏度の早期整備（御蔵島村）

セ 御蔵島港の新岸壁の早期整備（御蔵島村）

ソ 青ヶ島港の港湾整備の促進（青ヶ島村）

タ 青ヶ島港の漁港機能実現を目途とした泊地の早期整備（青ヶ島村）

チ 二見港の乗降施設の整備（小笠原村）

ツ 沖港の防波堤の整備（小笠原村）

## ② 漁港整備の促進

ア 漁港・漁場整備長期計画の促進

イ 羽伏漁港の整備促進及び定期船接岸岸壁の整備並びに都道への取付け道路である村道羽伏漁港線の補修（新島村）

ウ 若郷漁港の整備促進及びジェットフォイル接岸補完港としての整備促進（新島村）

エ 三浦漁港の整備促進（神津島村）

オ 伊ヶ谷漁港の避難港としての整備促進（三宅村）

カ 阿古漁港の整備促進（三宅村）

## ③ 港湾・漁港施設への監視カメラ設置

### （説明）

島しょ地域における港湾・漁港の整備は、住民生活を支える漁業・観光産業の振興を図る上で欠くことのできない重要な課題である。

しかし、気象条件によっては入港しながら接岸、荷捌きが容易にできないという状況があり、さらに観光シーズンにおける来島者への快適なサービスの提供が十分できないなどの現状がある。そのため、これらの課題の解決に向けて積極的な対策につい

て措置を講じられたい。

また、平成14年4月から伊豆諸島北部の島しょにおいて小型高速艇ジェットフォイルが就航しているが、特に冬季には就航率が激減し、住民生活に対して重大な影響を及ぼしている。このため、ジェットフォイルを十分かつ安全に接岸させることのできる静穏性に優れた港湾施設を早急に整備されたい。

大島町の主要港である元町港は大島町の玄関口でもあり、住民の生活を支える上で欠くことのできない重要な施設である。港湾整備については、駐車場の拡充や新しい荷捌き場の整備など、利用者の利便性向上に供する施設整備が徐々に図られてきているが、一方で、年々巨大化する台風の影響による大波の襲来や、冬季における島特有の強い西風による荒波に対応できるよう、港湾施設機能の安全性が依然として強く求められている。そのため、特に安全面に係る防波堤整備等港湾施設の早期着工・整備完了を図られたい。

また、御蔵島村については港が北側しかなく、季節風の強い冬場の大型客船の就航率は時に20%を下回る現状にあるため、地域の特性に適した新岸壁を早急に整備されたい。

## 17 観光産業振興対策の充実強化(総務局・環境局・産業労働局)

町村の地域振興を図る上で重要であり、都民にとっても、療養、保養、行楽、スポーツなどのニーズを満たすものである観光産業の事業展開に関する以下の点について、特段の措置を講じられたい。

### (1) 総合的観光対策及び補助制度の充実

(要 旨)

町村において、観光産業は非常に重要であり、観光ニーズに対応するため、総合的な観光対策の確立を図り、その積極的な推進を図られたい。

- ① 観光施設整備事業等補助の増額及び限度額の撤廃
- ② 観光施設整備事業等補助事業の拡充
- ③ 観光施設管理運営経費補助制度の創設
- ④ 観光客が排出するごみ、空缶等の観光公害対策に対する財政支援
- ⑤ 観光シーズンオフにおける集客対策事業に対する専門的指導及び財政支援
- ⑥ 都立施設などを活用したスポーツに親しめる施設の設置【新規】

- ⑦ 森林資源を活用した魅力創出事業の継続
- ⑧ 宿泊事業者負担を軽減するための補助制度の創設
- ⑨ 観光協会に対する運営費補助制度の創設

(説明)

都民の憩いの場としての役割を果たしている西多摩地域及び島しょ地域において、その観光資源を活用した施設整備等の観光対策を充実させ推進することが必要である。

近年の登山・トレッキングのブーム、ラフティングやキャニオニングといった新たなアクティビティの充実等、自然を楽しむ人々や外国人観光客の増加に伴い、町村を訪れる観光客数は増加しており、多摩・島しょ地域観光施設整備等補助事業で観光標識の設置や施設整備、観光パンフレット等の作成を行っている。しかしながら、観光客を受け入れる多くの施設は、老朽化が進み更新時期を迎えており、安全に施設を利用していただくためにも施設の更新が必要な時期に来ている。

これらの整備等に係る都補助金は、一事業1,000万円から2,000万円へ限度額の引上げがあったものの、今後ますます老朽化が進む観光施設が増えることから、補助率の引上げや限度額の撤廃等により、更に活用しやすい補助制度とするよう措置を講じられたい。

また、新たな観光客を誘致し、来訪者と地域の交流を図る場として、都立公園等の都立施設を活用し、スポーツに親しめる施設の設置を行われたい。

さらに、観光シーズンには多くの来訪者が訪れるが、ごみの置き去りや不法投棄が後を絶たず、その処理に苦慮している。観光地の景観破壊、衛生環境悪化防止のため、観光公害に対する対策及び財政支援を図られたい。

小笠原村については振興開発事業の補助対象に交流連携等のソフト事業も含まれていることから、当該事業補助の対象地域から外れている。現状では、振興開発事業のソフト事業において観光パンフレットの制作などは対象外となっているため、これまで村単費で制作してきた。平成28年7月に新おがさわら丸が就航し、今後、観光パンフレットなど様々な観光PR用の素材については改訂が必要となり経費もかかることから、当該補助事業の対象地域とされたい。

観光庁が令和元年度に行った訪日外国人へのアンケート調査では、旅行中困ったことでは「無料公衆無線LAN環境」が11.0%となっている。このため、Wi-Fiの整備を更に進めることと併せ、都全体の市区町村情報が掲載されたアプリケーションを構築されたい。

平成27年4月1日に改正された消防法令により、旅館等の宿泊施設に「自動火災報知設備」の設置が義務となった。宿泊施設が減ることは、観光客数の更なる減少を招くおそれがあるため補助制度を創設されたい。

## (2) エコツーリズムの推進

### (要 旨)

貴重な自然環境を保護するとともに、観光振興を図っていくことを目的としたエコツーリズムを推進するため、次の事項について措置されたい。

- ① エコツーリズム推進のための「庁内連絡調整会議」による総合調整の充実
- ② 東京都自然ガイド制度の充実
- ③ 「東京都版エコツーリズム」推進のための施策の充実
- ④ 町村におけるエコツーリズム推進施策に対する財政支援
- ⑤ 魅力ある観光地づくり事業（ハード及びソフト）に対する財政支援

### (説 明)

- ① 各局はエコツーリズムを推進するため、様々な事業を実施しているが、これら事業の連携を図り、効率的・有効的な施策を推進するための総合調整を充実されたい。
- ② 檜原村ではエコツーリズムから移住、定住者の増加に繋げようとするなど、エコツーリズムを推進しているが、都は、この事業に不可欠なガイドの養成、派遣、フォローアップ等の制度の充実について技術的支援を図られたい。
- ③ 「東京都版エコツーリズム」を推進するため、モニタリング調査の継続とそれに基づくルールの見直しや啓発活動など施策の充実を図られたい。
- ④ エコツーリズムによる地域振興を図るためには、地域の発意と総意による地域特性を生かした施策の推進が必要である。檜原村ではエコツーリズム推進法に基づく全体構想が認定され、自然環境の保全・観光振興・地域振興・環境教育の場としての活用が期待されているなど、各町村独自のエコツーリズム推進のための取組みに対する財政支援策を講じられたい。

神津島村では、令和2年12月に国際ダークスカイ協会により「星空保護区」の日本で2番目（都初）の認定を受けた。神津島は富士箱根伊豆国立公園でもあることから、今後、「エコツーリズム推進全体構想」の策定と認定のための「神津島村エコツーリズム協議会」を設置し、国立公園及び星空保護区としての整備と活性化を図っていく。自然に配慮した次世代型の観光振興を展開していくとともに、閑散期における

集客を図るなど、来島者受入れのために「ガイド養成」や星空保護区としての整備を実施していく。このための計画の策定や議会の活動について都の支援体制の強化とともに、技術・財政支援が必要である。

八丈町では、貴重な自然環境を守りながら観光利用という東京都版エコツーリズムにそったエコツアーを実施している。観光資源の一つであり町の天然記念物に指定されている、こん沢林道(ポットホール)周辺の整備を令和元年度から開始し今年度終了するが、未だ大雨等の影響によりツアー客の安全性が保てない状況にあるため、安全なツアーの実施に向けた整備を必要としている。

- ⑤ エコツーリズムの推進には観光スポットの開拓、自然と調和した景観をもつまちづくり等も重要となるため、これらの事業にも財政支援及び人的支援を強化されたい。

また、小笠原村においては、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条に規定する小笠原諸島振興開発計画に基づく事業、小笠原諸島振興開発事業費補助金交付要綱において補助金の交付対象となる事業に限定されており、新規の施設整備や既存施設の大規模改修にしか利用できない。振興開発事業の対象となる事業だけでなく小規模な改修工事にも適用されるよう補助対象枠の拡大を図られたい。

### (3) 三宅島復興（観光振興）イベントに対する継続的な支援

#### (要 旨)

三宅島復興（観光振興）イベントに対する継続的な支援を図られたい。

#### (説 明)

NPO法人三宅島スポーツ振興会を事業主体としたオートバイ・イベントは、平成19年度の開始から現在まで続き、令和4年度も従前同様のオフロード形態による開催を予定している。雄山（島中央の山）をバックに溶岩地帯をバイクが滑走する姿は雄大で参加者にも大変好評を得ている。また、島民の中からレースに参加する者が出てくるなど、着実にオートバイ・イベントは定着してきた。このため、「オートバイ・イベント」は継続しつつも、更なる三宅島の復興と観光産業の活性化を図っていく必要がある。

三宅村では、今後、サイクルロードレース等のスポーツイベント、音楽アーティストによる復興支援ライブ等の文化的なイベントなどを開催していくこととしている。

これまでの「三宅島オートバイ・イベント」に対する継続的な支援を拡大されたい。

もに、オートバイ・イベントに限定しない「三宅島復興（観光振興）イベント」に対する継続的な支援策を講じられたい。

## V 環境

### 18 CO2削減事業に対する支援(環境局・産業労働局)

地球温暖化防止のためのCO2削減事業を推進するため、以下の点について、特段の措置を講じられたい。

#### (1) 地球温暖化防止のためのCO2削減に対する支援及び再生可能エネルギー対策への財政支援等の強化

(要 旨)

地球温暖化防止策に取り組むため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- ① CO2削減に対する町村の施策の支援策の実施
- ② 再生可能エネルギー対策への財政支援等の強化

(説 明)

- ① 都民共通の財産である森林を後世に伝え、より一層のCO2を吸収するには一自治体だけでは限界があるため、CO2の吸収に貢献する広大な森林を有し、積極的に森林整備を進めている市町村への都制度の拡充をされたい。

ア 森づくり事業への支援を希望する区市と森林を有する市町村とのコーディネーターシステムの構築に対する調整及び支援

イ 都独自のクレジット制度の構築と普及

- ② 太陽光発電、バイオマス発電や廃棄物発電などの再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、設備投資及びこれらを運用していくための費用に対する都の財政支援とそれに対する情報を提供されたい。

ア 再生可能エネルギー利用拡大のための支援

イ 市区町村との連携による地域環境力活性化事業の補助率の引上げ及び町村が実施する環境政策推進のための財政支援の拡充

#### (2) 浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業に対する財政支援等

(要 旨)

CO2削減に対する町村の施策について支援の充実、再生可能エネルギー対策への財政支援等の強化を図られたい。

(説明)

現在、大島町では、国の浮体式洋上風力発電による脱炭素化ビジネス促進事業委託を受託しており、再生可能エネルギー活用に向け、地元関係者間での合意形成を図る体制をつくり、洋上風力発電の設置が可能か地域調査をするとともに、導入に向けた事業性の検討を進めることにより、内燃力発電に過度に依存しないエネルギー供給体制の構築を目指している。

地産地消型の浮体式洋上風力発電を導入することは、国や都が積極的に推進している脱炭素化への取組みとして発信する意義は大きく、実証事業に関連した新たな雇用創出にもつながると考えられるため、東京の離島における脱炭素モデルとなることを期待している。

将来的には複数の浮体式洋上風力発電装置によるウインドファーム事業を実施することにより、島内のエネルギー供給のみならず、余剰電力からの水素を島外へ販売するなど、新しい産業の形成にもつながるため、施策、財政等の積極的な支援を図られたい。

## 19 廃棄物処理対策の促進事業に対する支援(総務局・都市整備局・環境局・下水道局)

一般廃棄物処理事業を円滑かつ安定的に推進するため、以下の点について特段の措置を講じられたい。

### (1) 廃棄物処理対策の促進とごみの減量化等に対する調整・指導・財政支援の充実

(要旨)

一般廃棄物処理事業に対し、技術指導及び財政支援を図られたい。

- ① ごみの減量化及び広域資源循環の推進等に対する調整・指導・PR及び財政支援の充実
- ② スチール缶、ダンボール、紙パックなどの処理に対する財政支援
- ③ 家電リサイクル法施行に伴う不法投棄家電の処分費用に対する財政支援
- ④ 家電リサイクル法の強化及び適用品目以外の処理に対する財政支援
- ⑤ 小型家電等の島外搬出における海上運賃、都内陸上運賃、処理費用に対する財政支援
- ⑥ 容器包装リサイクル品目及びプラスチック資源循環推進法で規定されたプラスチック



ク使用製品を処理する施設の建設整備に伴う財政支援等

- ⑦ 島しょ地域における円滑な家電リサイクル法及び資源有効利用促進法への対応促進
- ⑧ 島しょ地域における自動車リサイクル法への対応促進
- ⑨ 島しょ地域における循環型社会の推進に係る交付税措置の適正化
- ⑩ 指定一般廃棄物（廃タイヤ）の島外搬出に対する財政支援
- ⑪ 島しょ地域における一般廃棄物焼却施設の更新等における技術的支援及び財政支援

（説 明）

- ① ごみの減量化・広域資源循環を促進し、循環型社会形成を推進するため、町村に対する技術・財政支援を充実するとともに、事業者処理責任の確立など企業に対する指導・PRを積極的に行われたい。

特に島しょ地域においては、リサイクル率向上のため本土への運搬費助成や、リサイクル率向上後の他市区町村に存する焼却施設を含むごみ処理施設への搬入等、広域適正処理の調整により、島しょ地域と本土を結ぶ広域資源循環を更に推進されたい。

- ② 容器包装リサイクル法施行以降も、スチール缶、ダンボール、紙パックなどの逆有償化が問題となっていることから、処理経費に対する財政支援を措置されたい。
- ③ 都市部に隣接した山間部では、町外からの家電製品の不法投棄が後を絶たず、町村に財政負担が生じている。これらの不法投棄は、市町村の行政区域を越境して行われており、単一の町村で対応することは適当でないことから、不法投棄された家電製品の処分費用について、広域的観点から都の財政支援を措置されたい。
- ④ フロンを冷媒として使用している全種類の家電を、家電リサイクル法の適用対象とするよう国等関係機関に働きかけるとともに、適用対象外の品目を自主的に回収している町村に対しては、財政支援をされたい。
- ⑤ 島しょ地域においては、小型家電等及びその他粗大ごみ等を適正にリサイクルするためには島外搬出しなければならないが、陸・海上輸送費等に莫大な費用を要するための財政支援をされたい。
- ⑥ プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品の分別収集に伴い必要となるストックヤード、選別・圧縮施設の用地確保及び施設建設・整備等に対して、財政支援の強化を図るとともに、収集運搬・選別処理・保管負担も含んだ事業者の負担強化等、発生抑制への誘導策等について、取組みを強化されたい。
- ⑦ 島しょ地域においては、区域内に家電リサイクル法で定める指定引取場所が設置されていないため、その排出から引渡しまでの対策に苦慮しているところである。

家電製品協会がこれらの海上輸送費相当の助成金を交付しているが、島内中間集積費用や島内と本土の両方で必要な陸送費用等については助成対象外であるうえ、当該助成事業は3年度毎の改定であり恒常的ではないため、引き続き支援継続のため関係機関へ働きかけられたい。

- ⑧ 島しょ地域の廃車処理については、離島の地理的条件を考慮した弾力的な運用と財政支援について、引き続き指定再資源化機関の資金協力及び自動車リサイクル全般の運用が円滑に行われるよう国へ働きかけられたい。
- ⑨ 島しょ地域における循環型社会の推進に係る国の交付税措置に対し、離島の地理的条件や交通事情等が適正に評価されるよう国等関係機関へ働きかけられたい。
- ⑩ 廃タイヤの処理は島内処理から島外搬出に切り替わり、運搬費用が生じているため、補助制度を創設されたい。
- ⑪ 島しょ地域においては海上運賃が高く、単独で焼却処理した方が安価になっており、焼却施設老朽化に伴い、早期の施設更新を予定しているが、小規模自治体においては、専門知識等を有する職員の確保が厳しく、計画策定が困難な状況にある。

このため、離島における地理的条件や、小規模自治体の実情を踏まえた焼却施設設置に係る技術的助言と財政支援を要望する。

## (2) 廃棄物処理施設整備等（中間処理施設を含む）に係る財政支援の充実及び中間処理施設建設後の運営管理に対する補助制度の創設

### （要 旨）

廃棄物処理施設等の整備促進及び安定的かつ健全な施設等の管理運営を図るため、次の事項について積極的な財政支援を図られたい。

- ① 廃棄物処理施設整備等（中間処理施設を含む。）の建設に係る技術支援の充実及び財政支援
- ② 中間処理施設及び管理型最終処分場等の安定的かつ健全な施設等の管理運営を図るため、建設地方債償還負担及び運営費に対する財政支援制度の創設
- ③ 安定型最終処分場建設に対する財政支援

### （説 明）

- ① 町村においては、ごみの適所処理、ダイオキシンばく露防止対策や飛灰対策等のための施設整備や設備改良が求められている。これら施設設備の整備促進を図るため、町村の財政負担増に対する都の財政支援の充実強化を図られたい。特に、国の

支援制度で認められている旧焼却施設の解体撤去費に、都として財政支援をされたい。

また、中間処理施設等はリサイクル啓発施設としての役割も果たすことから付加機能の充実が求められるため、建設・維持費が高騰している。特に島しょ地域においては、島外搬出処理に多大な経費がかかるとともに、安定型最終処分場の整備に係る負担が大きいことから、技術指導及び財政支援を行われたい。

- ② 島しょ町村では、中間処理施設及び管理型最終処分場の整備とともに、ごみの減量化などにより処分場の延命化を図ってきた。しかし、財政基盤が脆弱な島しょ町村においては、建設地方債償還費や運営費の財政負担が大きくなっている。施設等の安定的かつ健全な管理運営を図るため、財政支援を図られたい。
- ③ 安定5品目（廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類（コンクリート殻））について、島しょ地域の町村においては、中間処理を実施して減容化等を行っているが、島外搬出処理に多大な経費がかかっている。このため、町村によっては、安定型最終処分場を整備し、埋立て処理をする計画をもっているが、安定型処分場の建設を町村単独で行うことは財政面で厳しく一層の財政支援を図られたい。

### (3) し尿等生活排水対策の推進

#### (要 旨)

水質保全対策及び生活環境保全のため、次の事項について措置されたい。

- ① 浄化槽の設置など生活排水対策に係る施設整備に対する財政支援の充実強化及び維持管理に対する財政支援制度の創設
- ② 山間・島しょ地域の実情に応じたし尿等生活排水対策を促進するための都としての技術・財政支援

#### (説 明)

下水道未整備地域における公共用水域の水質保全及び廃棄物処理法に対する適正な対応による生活環境保全など、し尿等生活排水対策の推進が町村の重要な課題となっている。

島しょ地域では、公共下水道から個別排水処理施設整備事業までの多種類の下水道（類似施設）を単独町村で運営し、それぞれの地域特性に応じた方式により整備促進を図っているところである。令和3年度補正予算において、汲み取り槽からの転換が

新たに国庫補助の対象となったことから、都においても補助対象とするよう、措置を講じられたい。

一方、山間・島しょ地域におけるし尿等生活排水対策は、地理的な条件等から高コストとなり、町村に過重な財政負担が生じることから、容易に進捗しない実情がある。このため、施設整備に対する財政支援の充実強化とともに、特に整備後の維持管理に対する財政支援制度を創設するよう、国へ働きかけられたい。

## 20 自然環境保全の促進事業に対する支援(総務局・環境局・産業労働局・建設局)

西多摩・島しょ地域の自然環境保全を促進するため、以下の点について特段の措置を講じられたい。

### (1) 西多摩地域の環境保全対策等の推進

(要 旨)

大気汚染及び河川水質汚濁の防止など、西多摩地域における環境保全対策等を充実強化されたい。また、町村が行っている環境関係の各種調査等に対する財政支援及び技術指導を行われたい。

(説 明)

西多摩地域は、良好な自然環境を活かした都民のオアシスとしての機能を果たしている。大気測定を継続し山間部への影響を把握することやまた、清流としてアピールしている河川についても、水質の状況を常に把握し、保全していく必要があることから、大気環境及び河川水質の状況について、測定・監視体制を充実強化されたい。

さらに、町村が行っている環境関係の各種調査等に係る負担が大きいことから、財政支援及び技術指導を行われたい。

### (2) 自然公園施設の建設整備及び区域設定の見直し

(要 旨)

恵まれた自然環境を憩いの場として多くの都民が利用できるよう、次の施設について建設、整備の促進を図られたい。また、自然公園の区域設定について、実情に即した見直しを図るよう国へ要請されたい。

- ① 野山北・六道山公園内の用地買収を含む施設整備の促進（瑞穂町）
- ② 多摩川・秋川沿いの遊歩道、奥多摩の山頂周辺及び尾根筋の整備促進（檜原村・奥多摩町）
- ③ 都立奥多摩湖畔公園（山のふるさと村）の木造東屋（野外ステージ）の拡張及びクラフトセンター施設へのエレベーター設置等の整備促進（奥多摩町）
- ④ 大路池周辺から雄山中腹にかけての区域の整備促進（三宅村）
- ⑤ 北港園地における必要施設（トイレ）の整備促進（小笠原村）

（説 明）

奥多摩及び秋川流域は、秩父多摩甲斐国立公園と都立自然公園に、島しょ地域は、富士箱根伊豆国立公園と小笠原国立公園にそれぞれ指定されており、その恵まれた自然環境は都民のレクリエーションエリアとして広く利用されている。これらの地域は、都民の共有財産として、守り育てていかなければならない重要な地域である。

そのため、来訪者の利便性向上と、危険防止を図り、安心して自然環境を堪能できるよう、自然公園施設を建設整備されたい。また、現在の自然公園の区域設定については、産業振興、有効的な土地利用等を図る上で地域の実情に即していないため、早急に見直しを図るよう、国へ要請されたい。

### (3) 国立公園及び自然公園内施設の整備促進

（要 旨）

国立公園及び自然公園内施設について、次の事項を整備促進されたい。

- ① 老朽化した観光施設の改修・整備の積極的な促進
- ② 登山道、遊歩道の指導標等の整備

（説 明）

① 山間・島しょ地域は国立公園に含まれ、自然に恵まれた都民の憩いの場、レクリエーション地域として大きな役割を果たしているが、風雨・塩害等の厳しい自然条件下で登山道の崩落や自然公園施設の指導標、案内板、休憩所等の老朽化が著しく、利用者の危険を未然に防止する必要がある。

公園内公衆トイレについても未だに汲取り式トイレが利用されている状況があり、環境衛生の観点からも早急に水洗式に改修するとともに、歩道の起点となる場所に公衆トイレを新たに設置するなど、利便性の向上を図る必要がある。

登山や散策に訪れる人の安全を確保するためにも、公園内施設の改修を含め、新たな視点に立った自然公園の整備について措置を講じられたい。

- ② 自然公園の管理は、建設局（西部公園管理事務所）で整備をしていたが、環境局の所管となって以降は整備の遅れが目立っている。道標や案内板が破損している状況にあるため、遭難事故の一つの要因と考えられる。

最近のブームにより、登山・ハイキング来訪者が年々多くなっており、それに比例して山岳遭難事故発生件数も増加している。このような事故を未然に防ぐためには都が現状を把握し、安全に登山・ハイキングができるよう、また、今後増加することが見込まれる外国人旅行者にも対応した指導標・案内板を早急に整備されたい。

#### (4) 島しょ地域における生態系の総合調査の実施

##### (要 旨)

貴重な固有種の保護等のため、国とともに、島しょ地域における生態系の総合調査を実施されたい。

##### (説 明)

島しょ地域では、各島に動植物の貴重な種が存在し、鳥類・昆虫・植物等が来島者をひきつける魅力のひとつとなっており、観光資源として活用されるとともに、学術的な研究対象になっている。

しかし、これらの貴重な種が野生化した小動物や外来種の定着の影響により、減少する傾向がみられている。例えば、御蔵島は世界最大のオオミズナギドリの繁殖地と言われているが、近年、野生化したネコの捕食により数が減少しているとの研究者の報告がある。村では野生化したネコに避妊去勢手術を施しているものの、増加抑制には至っていない。さらには、ネコが固有種であるミクラミヤマクワガタを捕食する事例も報告されている。また、八丈島ではかつて導入されたイタチによって、町の鳥であるアカコッコの減少や在来種のトカゲなどが激減している。

過去にはその島に生息しなかった外来種がほとんどの島で確認されており、各島の生態系の総合的な調査を行い、貴重な固有種の保存等に効果的な手法を探る時期に来ていることから、都及び国による総合的な生態系調査を早急に実施されたい。

## (5) 大島町におけるジオパーク施策の推進

### (要 旨)

ジオパーク施策の推進における、環境保全・自然保護に関する整備及び拠点施設整備、ジオガイドの人材育成等のソフト事業に係る財政支援を図られたい。

### (説 明)

日本ジオパーク認定地域として、伊豆大島は2010年9月に認定を受けた。ジオパークの推進・普及に重要であり、再認定審査においても指摘を受けているジオパーク拠点施設整備について、特段の財政措置を図られたい。

伊豆大島ジオパークにおいてはSDGsの普及と達成を目指し活動を進めている。また、「学び」と「遊び」の融合によって多様なターゲット（子ども、地域住民、観光客、教育旅行者等）に対し伊豆大島の魅力とその価値を伝えている。このことから、自然景観の保全保護を基本に、地域学習、地域コミュニティの活性化、魅力ある観光地としての質の向上など様々な効果を促すために活動しており、躍進を果たすためには拠点施設整備が必要である。

また、ジオパークの推進は運営事務局や一部の人材による活動では振興が図れず、普及が進まない。このため、中・長期的に活動する人材の拡充が非常に重要であることから、ジオガイド等の育成、民間企業など多様な主体が実施するジオパーク関連事業・取組みへの支援を図られたい。

## (6) 小笠原諸島世界自然遺産価値の保全

### (要 旨)

小笠原諸島への移入動植物が固有の生態系を攪乱しており、世界自然遺産の価値の保全に向け、次の事項について総合的な対策を講じられたい。

- ① 新たな外来種対策の強化及び分野横断的な総合調整の実施
- ② イエシロアリ総合対策の実施
- ③ ネズミ類対策の継続・強化
- ④ 傷病鳥獣対応の継続・強化

### (説 明)

- ① 小笠原諸島の希少動・植物からなる固有の自然環境は、ノネコ、ネズミ、イエシロアリ、ノヤギ、アフリカマイマイ、プラナリア、グリーンアノール、ツヤオオズア

リ、アカギ、モクマオウ等の様々な外来種により、その生態系が攪乱されている。世界遺産委員会からは、侵略的外来種対策の継続を求められており、それを受けて、科学委員会や地域連絡会議において、新たな外来種の侵入・拡散防止対策に関する検討が進められ、竹芝や父島二見港、母島沖港などで水際対策を行うことが課題となっている。

特に固有陸産貝類が多く生息する母島においては、脅威となる可能性の高いプラナリアや外来カタツムリのアジアベッコウマイマイが近年確認されており、侵入初期の初動対応が重要となっている。

都においても、新たな外来種の侵入・拡散防止のための取組みを推進するため、特に侵入初期の初動対応に迅速かつ積極的に関わるなど、関係機関と連携・協働できる体制を構築し、関係部局が連携して対応できるよう分野横断的な総合調整を実施されたい。

- ② 父島では村が「人とシロアリの住み分け」方針を継続的に実施してきたことにより、相当の成果を上げている。しかし、集落周辺や山林域では依然として固有植物を含む木質植物に大きな影響を与えている。

また、母島では平成10年に都道長浜トンネル記念植樹帯からイエシロアリが発見され、以後「根絶」方針によるシロアリ対策を村が行っている。しかし、平成24年に新たに蝙蝠谷仮置場でのイエシロアリ定着が確認され、管理者である都が駆除対策を実施して近年は沈静化したように見えたが、平成30年度には再び蝙蝠谷周辺の羽アリが増加傾向にあり今後の状況を注視する必要がある。

特に母島北部のイエシロアリの対策地域は拡大しており、小笠原村の対策事業での駆除のみでは今後更に拡大する懸念があるため、都の所有地や外来種対策駆除の管理地におけるシロアリ駆除を事業者責任として実施するとともに、世界自然遺産地域の希少樹木保全を目的としたイエシロアリ駆除を実施していただくようお願いしたい。

- ③ オガサワラカワラヒワは、現在母島列島属島と南硫黄島でしか繁殖しておらず、個体数が年々減少傾向にあることから、緊急的な保全対策が必要となっている。オガサワラカワラヒワ保全のためには、特に繁殖地となっている母島属島におけるネズミ類対策が喫緊の課題であり、都においても母島属島のネズミ類対策を優先的に実施していただきたい。

- ④ 都は、オガサワラオオコウモリ、アカガシラカラスバト等希少鳥獣を含む野生動物の傷病個体の保護を実施している。治療が必要な傷病個体については、平成29年度に世界遺産センター内に設置された動物対処室（「おがさわら人とペットと野生



動物が共存する島づくり協議会（事務局：小笠原村）」による運営）において治療を施しており、これまで実現が難しかった島内での野生復帰ができるようになった。現在、動物対処室の経営は厳しい状況にあるなか、野生動物の治療は無料で行っている。環境省等関係機関との役割分担を整理のうえ、動物対処室運営に関する財政支援をされたい。

## (7) 小笠原村における未利用国有地を活用した公園整備に係る総合調整

### (要 旨)

小笠原村父島集落内における未利用国有地を活用した都市公園の整備に対し、総合的な調整を図られたい。

### (説 明)

父島二見湾の奥に位置する製氷海岸は、多くの村民・観光客が、海水浴やシュノーケリングまたダイビング講習等、手軽に身近な自然と触れ合うことができる場として利用している。しかし、その周辺には休憩施設やトイレ等必要な便利施設が整備されておらず、村の財政事情では対応しにくいいため、製氷海岸に連なる後背地の未利用国有地（約5,000㎡）に都立公園の整備を要望してきた。

しかし、都市公園、自然公園としての整備にはそれぞれ課題があると都担当各局から回答されている。都総務局は、これらの解決方法やその他の公園整備の可能性など、都立公園の整備に向けた総合的な調整を積極的に図られたい。

## (8) 母島乳房山遊歩道崩落箇所の早期改修

### (要 旨)

小笠原村における母島乳房山遊歩道に対し次の事項について対策を講じられたい。

- ① 母島乳房山遊歩道の早急な復旧
- ② 遊歩道の一部崩落に伴う特定希少動植物の観察機会の創出

### (説 明)

① 令和元年7月に、母島乳房山の頂上付近で大規模な崩落が発生し、母島の主要観光ルートの一つであり、都が周回ルートとして整備した乳房山遊歩道の一部が通行止めとなっている。

当遊歩道は集落内に起点があり、固有動植物を身近で観察しながら周回できるル

ートであることから、多くの村民、観光客に活用されている。しかしながら、崩落発生後は、頂上へは西側ルートのみ利用となったため、東側ルート上にある絶景の展望地点及び多種多様な植生を巡れないことから、ガイド付ツアー利用客が減少し地域経済に少なからず影響が生じてきていることから、早急に復旧されたい。

- ② 頂上に到達できる「西側ルート」は、利用頻度が高い一方、「東側ルート」では利用者が極端に減少しているため歩道の維持管理が困難となってきた。また、周回ルートにより可能となる特定の希少動植物を観察する機会が失われていることから、ルートの復旧はもとより観察機会の創出を図られたい。

## 21 住民生活の環境保持事業に対する支援(総務局・都市整備局・環境局・福祉保健局・産業労働局・建設局)

住民の安全安心な生活環境の保持を促進するため、以下の点について、特段の措置を講じられたい。

### (1) 土砂の処分に係る総合的な対策及び規制施策の実施

#### (要 旨)

土砂の埋立て等に起因する災害の発生や土壌汚染を防止するため、現行の「東京都における自然の保護と回復に関する条例」等の都条例の規制強化や運用の改善を行うとともに、(仮称)「東京都における土砂の埋立て等に関する条例」の制定を図られたい。

#### (説 明)

近年、建設残土の不適切な埋立て、盛土、堆積に伴う宅地造成によって、大規模な崩落事故が各地で相次いでいる。

建設工事に伴う残土処理について、十分な監視や指導、規制強化などの対策が進んでいない状況から、違法な行為や中山間地域の自然地への処理などが行われており、埋立て地周辺の住民に災害の発生や土壌汚染に対する不安を与えるとともに、自然環境への影響が危惧されている。

再開発やインフラ整備に加え、リニア中央新幹線等の整備で大量の建設残土の発生が予想され、行き場の無い建設残土が不適切に処理されることが想定されるため、土砂埋立て等に関する次の事項について規制強化を図られたい。

- ① 現行の「東京都における自然の保護と回復に関する条例」等の都条例について、罰則強化や土壌調査の義務化、許可の取消し条項の追加などの充実を図るとともに、残土問題に関する町村への土砂埋立て工事の詳細な判断ができる専門知識を持った人材の配置をされたい。
- ② 都において、都民が安全で安心した生活ができるよう土砂の処分に係る諸問題に対処するため有効な（仮称）「東京都における土砂の埋立て等に関する条例」の制定を講じられたい。

## (2) 横田基地周辺の生活環境整備対策の推進

### (要 旨)

横田基地から発生する生活環境などへの障害に対する諸施策や財政支援について、国に対して積極的に要請されたい。

### (説 明)

在日米軍横田基地は、首都圏の密集した市街地に位置し、その区域も6自治体の行政区域にまたがり大きな面積を占めている。そのため、周辺自治体のまちづくり及び発展の阻害要因となっている。また、周辺住民は航空機騒音に悩まされ続け、特に滑走路延長線上に位置する瑞穂町住民は、昭和15年の旧陸軍多摩飛行場として設置されてから、80年以上にも及ぶ航空機騒音の被害を受けている。都としても、国に対して渉外関係主要都道府県知事連絡協議会等を通じ周辺住民の生活環境整備や障害防止対策など様々な施策を要請しているところであるが、未だ十分とはいえない状況である。

基地交付金や基地周辺対策予算等は、制度の目的に沿った増額措置がされず、周辺自治体の行財政運営に大きな影響を及ぼしている。基地交付金は固定資産税の代替的性格を有するにもかかわらず不十分な水準にある。固定資産税相当額とする基本原則を確保されるよう引き続き要請されたい。特に、配備開始時期が数度変更された、C V-22オスプレイは、平成30年10月に正式配備となり、今後、基地内の施設に大幅な変化がもたらされる。これらの変化が基地交付金の配分に悪影響を及ぼさないよう、国に要請されたい。

また、防音助成事業は、全国一律の基準によらず市街地に所在するという特殊性や世界情勢により運用が激変する米軍の飛行実態を踏まえ、教育施設、病院等の施設の特異性を十分に配慮されるように制度の見直しを含めて引き続き要請されたい。

さらに、新型コロナウイルス等の新興感染症が発生した際の、防疫対策に万全を期すため、日米地位協定の見直しや駐留米軍との覚書の調整などの実効性のある検疫の実施についても引き続き要請されたい。

なお、経済性・利便性を主旨とする軍民共用化は、都単独の強行姿勢から、地元との調整を行うという軟化が見られるものの永年にわたり国際平和のために航空機騒音に耐えてきた周辺住民の心情を顧みないものであり、これ以上の騒音の拡大など生活環境への被害の増加に繋がることから推進すべきではない。

## VI 防災

### 22 安全安心な町村住民の生活を確立するための防災対策への支援(総務局・都市整備局・建設局・水道局・東京消防庁)

首都直下地震や南海トラフ地震や津波、伊豆・小笠原諸島の火山活動や大型化する台風などの自然災害への対策や地域の防災対策に関する以下の点について、特段の措置を講じられたい。

#### (1) 地震・津波・噴火等に対する防災体制の充実強化【重点】

(要 旨)

地震・津波・噴火等に係る防災体制等の充実強化及び発電所の津波被害軽減のために、次の事項について積極的な取組みを図られたい。

- ① 地震観測網の整備強化と調査研究の推進
- ② 火山噴火を予知するための観測体制の一層の充実強化と多種多様な手法による観測・研究の推進
- ③ 島しょ地域の孤立防止に向けた避難手段・通信手段の確保及び生活物資の供給法の早急な確立
- ④ 南海トラフ地震に対する具体的な防災対策事業への財政支援
- ⑤ 津波浸水想定地域に立地する発電所の防潮対策に対する財政支援

(説 明)

首都直下地震や南海トラフ地震、伊豆・小笠原諸島の火山活動など、地震・津波・噴火に対する防災体制等の充実強化を図るため、町村と共同して防災力向上を図られたい。

また、標高の低い所に立地する発電所の周囲に防潮堤等を設置するための補助制度を創設し、津波被害の軽減を図られたい。

- ① 首都直下地震、立川断層地震や南海トラフを震源とする巨大地震による災害が懸念されており、このような被害を軽減防止するためには地震観測網の整備強化と調査研究を推進し、地震防災体制を確立されたい。
- ② 伊豆諸島においては、昭和58年の三宅島、昭和61年の伊豆大島など、歴史上たびたび火山噴火による大きな被害を受けてきた。また、平成12年の三宅島火山

噴火により、全島民が避難を強いられるなど、いつ発生するかも知れない噴火災害の危険に直面している状況にある。

このような火山現象による被害を最小限に止めるために、噴火予知の観測体制を充実強化されたい。

- ③ 「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づいた、島しょ地域住民の避難手段と通信手段の確保及び生活物資の供給方法など、住民生命の安全を守るための具体策を早急に確立されたい。
- ④ 島しょ町村において、南海トラフ地震に対する被害想定を踏まえた防災体制の整備等が急務となっていることから、防災対策に対する一層の財政支援を図られたい。
- ⑤ 小笠原村父島では、発電所が海岸沿いの標高2mほどの土地に立地しており、南海トラフ地震による津波浸水想定区域図では、5～10mの最大浸水深が想定されている。また、小笠原村は、本土から遠隔地にあり、被災後の支援手段等を考慮すると、他の島しょ町村以上に、自力で対応せざるを得ない期間が長くなることが想定される。

そのなかで、村は事業者とともに、被災後の電力確保について、でき得る対策は講じている。都は、国土強靱化地域計画にある「大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る」という観点から、発災時に発電所の被害を極力抑える対策を講じられたい。

津波浸水想定を受けて発電所の高台移転を検討したが設置面積を確保できる土地がなく、現行津波浸水対策としては、2～3mの津波に耐えられる強度のブロック塀に改修せざるを得ない。しかし、村及び電力事業者の財政状況だけでは円滑に進まないため、都において財政支援を図られたい。

## (2) 防災対策等の促進

### (要 旨)

防災対策等の促進のため、山間部町村にヘリポートを早期建設するよう、特段の措置を講じられたい。

### (説 明)

山間部町村においては、林野火災の消火、土砂崩れの発見、交通事故による負傷者や病人の搬送及び遭難者の捜索等への迅速な対応や、災害時の孤立集落の被害状況の

把握、被災者の救助、避難、物資供給等のため、ヘリコプターの機動力を最大限活用する事態が数多く想定される。

また、登山ブームを背景とした遭難事故も増加すると想定され、山岳事故への対応も考慮した山間部のヘリポートを早急に建設するよう要望する。

檜原村では令和2年7月に最奥部に位置するヘリポートに接続する村道が崩落し、車両通行止めとなった。当該地区への迂回路が林道のみであったため、同年12月の村道復旧までの期間、ヘリポートへのアクセスが困難な状況となり、災害時の初期対応に不都合が生じる可能性があった。また、奥多摩町では、平成26年の大雪や令和元年10月の「令和元年東日本台風」災害において、日原街道（都道204号日原鍾乳洞線）の平石橋先で崩落し、日原地区の住民が長期間孤立する状態が続いた。災害などで道路が通行止めになり孤立した場合には、地域住民はもとより、観光客への食料や宿泊施設、避難場所等の確保が難しいことから、檜原村、奥多摩町の山間部の居住箇所周辺に人員輸送や物資搬送を可能とするヘリポートを早期に設置されたい。

### (3) 消防力の充実強化

(要 旨)

町村地域の消防力の充実強化のため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- ① 消防力配備基準の充足
- ② ドローンの配備に係る一層の支援の強化【新規】

(説 明)

- ① 高齢化・過疎化に伴い、地域の状況変化に的確に対処できる消防力の強化が急務となっている。消防力の配備が十分ではないことから、不足している消防力を補うため、消防団に依存している状況である。今後発生すると想定される大震災等に備え、防災・消防力の一層の充実強化が求められることから、町村の財政負担も考慮のうえ、消防力配備基準が充足されるよう措置されたい。
- ② 今後も頻発することが予測される大規模自然災害等に対応するため、災害現場の情報収集や行方不明者の捜索等において有用なドローンの配備について、より一層の配備の推進及び機体更新に係る支援等を図られたい。

### (4) 土砂災害特別警戒区域の指定に伴う支援及び解消に向けての施策の推進

(要 旨)

土砂災害特別警戒区域の指定に伴う支援及び解消に向け、次の事項について施策を推進されたい。

- ① 土砂災害特別警戒区域の指定に伴う、建築物の構造規制への対応への支援
- ② 土砂災害特別警戒区域の解消に向けた取組みの強化
- ③ 土砂災害特別警戒区域指定後の危険箇所の対策等への支援

(説 明)

近年、全国的に増加傾向にある土砂災害に備えること等から、土砂災害特別警戒区域の指定がされることとなり、町村によっては地形上の特性から多くの家屋が土砂災害特別警戒区域に含まれるほか、避難所や避難所へ至る道路についても家屋同様に多くの箇所が土砂災害特別警戒区域に含まれることとなる。また、土砂災害特別警戒区域に指定された場合、特定開発行為の許可制、建築物の構造規制、建築物の移転勧告及び支援措置が行われる。

- ① 建築物の構造規制は、現在居住する家屋についても対象となり、改修等の際には土砂災害に耐えられる構造への補強が必要だが、住民にとっては大きな負担が発生する。このため、住民の負担を軽減し、対策の推進を図るため、建築物の補強等に対する補助を行われたい。
- ② 土砂災害特別警戒区域の解消にあつては、砂防ダムの設置や擁壁の整備等により、それらの効果が広範囲に及ぶことから、家屋を含む個々の建築物等に対しても有効であると考えられ、積極的な対応が望まれるところである。該当箇所が多数に上ること、事業費が多額で大規模となることから、優先順位により進められているが、対策を早期に取り組み、更なる推進を図られたい。
- ③ 島しょ町村には、平地が少なく集落の周囲に山地があるなど、常に土砂災害の危険性を伴う地域を抱える。狭隘な土地事情により、危険区域指定されても、公共施設、民家等について移設ができる状態にないことがある。近年、多発化、甚大化する台風などの自然災害により崩落等が発生しているため、ソフト・ハードの両面から、生命財産を守るための支援をされたい。

## (5) 砂防区域指定と砂防事業の促進

(要 旨)

台風時等に災害が多発する恐れのある島しょ地域について、砂防区域の指定と砂防事業の一層の整備促進を図られたい。



(説明)

台風や降雨による農地、宅地、道路等の侵食、崩壊、決壊の危険を防止するために、砂防区域の指定及び砂防事業の促進について、特段の措置を講じられたい。

## (6) 災害時の孤立を防止するための道路建設

(要旨)

地震・台風・豪雨等の災害時の孤立防止のための道路を早急に整備されたい。特に、次の道路について建設促進されるよう積極的に措置されたい。

- ① 秋川南岸道路の建設促進
- ② 多摩川南岸道路の建設促進
- ③ 檜原村・奥多摩町の中心部を結ぶ連絡道路の建設促進
- ④ 都道204号線（日原鍾乳洞線）の新規バイパス道路の建設促進並びに断水時のバックアップ体制の構築

(説明)

① 秋川南岸道路については、従来の秋川南岸道路計画と秋川北岸道路計画の線形の見直し、新しい秋川南岸道路計画路線として災害防除を含めた計画案が示された。このため、山間地域における災害時の孤立を防止するために、秋川南岸道路の第一、第二工区が早期建設されるよう措置を講じられたい。

② 奥多摩町では、日常生活道路として国道411号一本に依存している状況である。この国道の道路構造は古く、石積みなどが崩壊する危険を含み、地震や災害に弱く、落石等が依然として続いているなど、常に孤立と隣合せである。

多摩川南岸道路建設は、登計工区、海沢工区、城山工区が完成したため、未完成の丹三郎工区の早期建設により全線供用開始となる。山岳地域における孤立を防止するためにも、丹三郎工区が早期建設されるよう措置を講じられたい。

③ 現在都道206号線が奥多摩町と檜原村を結ぶ車両の通行のできる唯一の都道であるが、山岳道路であるため災害時や強雨時等には道路の通行がままならず、檜原村北部の都道205号線は行き止まりである。

災害時における奥多摩町内及び檜原村内の孤立を防ぐためには、檜原村を南北に縦断する道路計画とその延長で鋸山を横断する道路を整備することで、主要地方道33号線から国道411号線を結ぶ必要がある。両地域の産業経済の発展にも寄与するため早期建設されるよう措置を講じられたい。

④ 日原街道は、奥多摩町氷川地内を起点とし、日原の地域住民が利用する唯一の一般道であるが、これまでも災害により、車両通行止めとなり、その都度、住民が孤立する状況が発生している。特に昨今、多発する異常気象により、孤立の頻度は高くなっており、直近では令和元年台風19号において道路崩落が発生し、仮復旧までに約半年を要したが、本復旧には、崩落発生から約1年半もの期間を要する見通しである。

また、同都道に埋設されていた水道管も、道路崩落とともに損壊し、町内の大半となる約2600世帯で、10日余りにわたって長期間の広域断水が発生し、住民生活及び経済活動に多大な影響を及ぼしたことから、新規バイパス道路が早期建設されるよう措置を講じるとともに、断水時のバックアップ体制の構築を図りたい。

## (7) 土砂災害に関する避難確保計画作成のための技術支援の拡充

### (要 旨)

改正土砂災害防止法により、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画作成・避難訓練の実施が義務付けされたため、各施設の避難確保計画作成や避難訓練、見直しについての技術的な支援を図りたい。

### (説 明)

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の平成29年一部改正により、要配慮者利用施設の避難体制強化のため、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画作成・避難訓練の実施が義務となった。要配慮者利用施設の避難確保計画作成には、実情に合わせた避難確保計画作成、避難訓練の実施、実施後の計画の見直しを行うことが必要であるため、有識者や都の砂防担当部局等からの現地での助言や技術的な支援が確実にされるよう措置された。

## (8) 地域防災対策等に対する支援の拡充【重点】

### (要 旨)

地域防災対策に係る次の事項について、国庫補助制度の拡充を国に働きかけるとともに、都として積極的な財政支援等を図りたい。

- ① 防災行政無線施設整備の改修及びシステム更新
- ② 防災行政無線を補完する情報伝達手段の構築・維持管理に対する助成

- ③ 消防無線（多重無線）の整備更新
- ④ 災害時緊急情報の集約及び伝達体制の構築
- ⑤ 災害時に必要な島しょ地域における携帯電話の不通地域の解消
- ⑥ 山間部町村へのヘリポートの設置
- ⑦ 施設・設備に対する補助率の引上げと小規模事業の補助対象化
- ⑧ 備蓄倉庫、飲料貯水槽、水利道整備及び消火栓設置
- ⑨ 防災備蓄品購入に対する財政支援等
- ⑩ 総合防災訓練の実施
- ⑪ 消防団設備の整備・維持
- ⑫ 消防団の装備品拡充に対する財政支援
- ⑬ 地域自主防災組織の運営支援及び防災用資機材・備蓄品整備のための包括補助の新設

（説 明）

各町村は地域防災対策として防災施設の整備や消防団の充実強化、地域自主防災組織の育成や活性化のための補助、防災訓練等の各種事業や山間部における孤立化防止対策に取り組んでいる。これらの事業を充実強化し、災害に強いまちづくりを推進するために、都はきめ細かな財政支援や、広域的な役割から災害時緊急情報の集約や伝達体制の構築を推進されたい。また、市町村防災行政無線（同報系）について、音達不感地帯への周知を補完する手段の構築及び維持管理に関する財政・技術支援を講じられたい。

東京都防災行政無線（地上系）が、海底光ケーブルを経由した運用に移行した。波浪の激しい島しょ町村では、海底光ケーブルの断線リスクと隣合わせになっており、過去にも大規模な通信障害が発生している。そのため、バックアップの衛星系は非常に重要であることから、実用に耐えうる一定の通信容量を確保されたい。

西多摩地域は多くの観光客や登山客などが訪れる地域であり、地域住民への対策と同様に、観光客等への孤立対策などの防災対策も重要になっている。檜原村では令和2年7月に最奥部に位置するヘリポートに接続する村道が崩落し、車両通行止めとなった。当該地区への迂回路が林道のみであったため、同年12月の村道復旧までの期間、ヘリポートへのアクセスが困難な状況となり、災害時の初期対応に不都合が生じる可能性があった。また、奥多摩町では、平成26年の大雪や令和元年10月の「令和元年東日本台風」災害において、日原街道（東京都道204号日原鍾乳洞線）の平石橋先で崩落し、日原地区の住民が長期間孤立する状態が続いた。災害などで道路が通行

止めになり孤立した場合には、地域住民はもとより、観光客への食料や宿泊施設、避難場所等の確保が難しいことから、檜原村、奥多摩町の山間部の居住箇所周辺に人的輸送や物資搬送を可能とするヘリポートの早期に設置されたい。

さらに、島しょにおいては災害時に必要となる携帯電話の不通地域が顕在化していることから、この解消を図るため、国及び関係機関に要請されたい。

なお、消防団の装備品については、市町村総合交付金の政策連携枠を活用した支援はされているが、本交付金は23区内の装備品を基本としている。山間・島しょ地域での消火活動に必要な可搬式散水装置・背負式水ろう（ジェットシューター）の配備がないことから、地域特性を考慮した消防団装備品を拡充されたい。

## 23 島しょ地域における情報通信確保のための支援(デジタルサービス局)

島しょ地域住民の情報通信基盤を確保するため、以下の点について、特段の措置を講じられたい。

### (1) 島しょ地域における高度情報通信ネットワークの安定的な運営の確保

#### (要 旨)

島しょ地域における高度情報通信ネットワークの安定的な運営を確保するため、海底光ケーブルの強靱化と衛星系バックアップ設備の導入を図られたい。

#### (説 明)

島しょ地域における高度情報通信ネットワークは、国、都をはじめ通信事業者の協力により海底光ケーブルが敷設され、超高速ブロードバンド環境が整備されたことにより、医療、教育、観光等、様々な面で島しょ住民の利便性は大きく向上した。

しかし、平成31年4月、令和元年10月及び同12月に、海底光ケーブルの故障により、新島村、神津島村及び御蔵島村において大規模な通信障害が発生し、光回線を利用した電話、インターネット、携帯電話、金融機関ATM、診療所画像転送、行政系ネットワークなどの利用ができなくなり、島民生活や産業に大きな影響を及ぼした。

このような通信障害が災害時に発生した場合、大きな混乱が生じ、島しょ住民の生命と財産において取り返しのつかない事態に陥ることも考えられ、さらに、都の防災行政無線(地上系)が海底光ケーブルを経由して運用されることから、その安定的な運

営の確保の重要性は大いに増している。

今後、同様の通信障害が発生しないよう、海底光ケーブルの点検・保守の徹底を図るとともに、利島での沖合接続を例とした複数経路の設置によるループ機能のさらなる強靱化及び衛星系のバックアップ回線の確保など障害発生に備えた事前対策や障害発生時において早期復旧が行われるよう、都、通信事業者及び関係機関による連携を強化されたい。

なお、特に利島、御蔵島においては、海底光ケーブルの引上げ地点付近の脆弱性が懸念されることから、令和4年度に新たに立ち上げる学識委員会において、早急に陸揚対策を検討し、対策を講じられたい。

## (2) 島しょ地域における地上デジタル放送の安定的受信への対応

### (要 旨)

島しょ地域における地上デジタル放送の安定的受信への対応として、次の事項について措置されたい。

- ① テレビ共聴施設（有線・無線）の新設工事・維持管理に伴う財政支援及び事業採択
- ② 高速ブロードバンドを活用した地上デジタル放送の安定的受信に対する財政支援

### (説 明)

テレビ電波の受信がデジタル放送に切り替わって以降、島しょ地域で発生している難視聴世帯の問題が解消していない。現在もなお、気象条件により海面反射フェージングによるブロックノイズ、ブラックアウト現象が発生している。

国において「対策完了」とされているが、フェージングの影響測定の委託業者の来島手段は船であるため、フェージングが出にくい状況で来島・調査がされる。

島しょ地域3村5島において、IRUによるF T T Hサービスが開始されたが、フェージング対策の代替手段となる通信事業者によるI P再送信サービスは行われていない。I P放送システムを含め、テレビ受信を行うシステムに対する財政・技術支援を行われたい。

今後、共聴施設の新設、運営、将来にわたっての維持管理及びそれらに付随する住民負担の発生が大きな課題となる。国においても共聴施設の新設について、補助の拡大を図るなどの対策の充実が図られてきたが、都においても引き続き現在の地上デジタル放送難視聴地域の解消に向けた情報提供などの支援に取り組むとともに、今後の地上デジタル放送の安定的運用等に対する補助等の構築について措置を講じられた

い。

また、海底光ケーブル、島内光ファイバー網による超高速ブロードバンド環境を活用した地上デジタル放送の視聴が安定的に可能となるよう財政支援を行われたい。

## Ⅶ インフラ

### 24 地域特性に応じた公共交通確保のための支援(政策企画局・総務局・都市整備局・環境局・港湾局)

安全安心な住民生活のためだけでなく、過疎化対策、観光産業などの地域振興の観点においても、地域交通は非常に重要である。町村部における地域の特性に応じた、バス、航路等の交通機関を確保する必要があることから、以下の点について、特段の措置を講じられたい。

#### (1) 地域振興のためのバス路線の確保

##### (要 旨)

住民及び都民を含めた多くの観光客の利便性並びに地域振興の観点からバス路線を確保するため、過疎地域における国の地方バス補助制度外の路線についても、都による新たな補助制度の創設などの財政支援や人的・技術的支援の充実を図られたい。

##### (説 明)

過疎地域においては、生活バス路線が唯一の公共交通機関であり、その縮小・廃止は、過疎化の一層の進行を招き、地域の崩壊に繋がるものである。

また、西多摩町村は、観光地として都民をはじめ多くの方が訪れており、観光客に対する二次交通の確保も必要である。

したがって、地域住民の利便性の確保及び地域振興の観点から、生活バス路線の維持・確保に対する財政支援等を講じられたい。

生活バス路線は、複数自治体を通過していることから、東京都地域間幹線系統確保維持協議会における地域の意見を十分に踏まえ、都として適切な支援を講じられたい。

加えて、単独町村内を走行する路線についても財政支援を充実することで、生活バス路線の維持・確保に努められたい。

#### (2) コミュニティバスへの財政支援の拡充

##### (要 旨)

西多摩地域のコミュニティバス事業について、財政支援の拡充を図られたい。

(説明)

西多摩地域は、地域公共交通が脆弱な交通不便地域が面的に広がっている箇所があり、高齢者や障害者といった移動弱者の移動支援のほかにも交通不便地域を生活圏としている住民の生活支援という側面からも早急な交通対策の充実が求められている。

コミュニティバスの運行は不採算事業であるが、住民の利便性の向上には必須事業であり、継続した事業実施のために補助制度の拡充を図りたい。

### (3) 離島航路の維持・存続に向けた、施策の充実・強化

(要旨)

島しょ地域住民にとって不可欠な、生活路線としての航路を維持・存続するため、離島航路補助制度の継続及び離島航路経営改善に向けた施策を充実・強化されたい。

- ① 離島航路補助制度の継続
- ② 経営改善カット制度の撤廃
- ③ 燃料価格調整金の低減措置の実施
- ④ 離島航路の経営改善に向けた施策の充実・強化

(説明)

離島航路は、島しょ地域住民の生活路線であり、離島航路の維持・存続は離島地域の産業振興にとっても不可欠なものである。

離島航路は、地元町村をはじめ離島航路事業者、国、都の協力・支援により航路維持に努めてきたところであるが、人口減少や来島者数の伸び悩みにより収益向上が見込めず、さらに、高騰する燃料費の負担により、航路運営は一段と厳しさを増している。

離島航路の確保・維持・改善に当たっては、国、都、各町村及び航路事業者を交えた「東京都離島航路協議会」において調査・検討を行っているところであるが、離島航路補助制度においては、欠損補助に係る標準単価が全国均一の基準で算出されることから、一部の航路では欠損補助が充分に行われず、累積欠損が増加するとともに、経営改善カット制度により厳しい運営状況が続いている。

このため地域、航路の特性に十分配慮した標準単価の算定方法に改善するとともに、経営改善カット制度の撤廃など、離島航路の維持・存続に向けた見直しを国に強く働き掛けるとともに、都による離島航路補助を継続されたい。



また、実質的な運賃値上げとなっている燃料価格調整金分について、島しょ振興と航路安定化を図るため、利用者への負担とならないよう低減措置を講じられたい。

加えて、従来の離島航路制度に捉われないこと、島民及び来島客の利便性・経済性の向上及び離島航路の経営改善に向けた施策について、一層充実・強化を図られたい。

#### (4) 港湾・漁港の整備促進【再掲】

※16(3)に同じ。

#### (5) 島しょ地域の航空路線の維持

(要 旨)

島しょ地域の航空路線の維持のため、需給調整規制廃止後の不採算航空路線の事業者に対する国及び都の運航費補助による支援を継続されるよう措置を講じられたい。

(説 明)

離島における航空路線は、船便による時間的な余裕がなく、短時間に本土と往復しなければならない時の交通手段であり、住民が安心して日常生活を送るために不可欠なものである。

しかし、ほとんどが不採算路線である東京の離島路線については、需給調整規制の廃止により、運航事業者の撤退が予測される。

したがって、国及び都による運航費補助が継続されるよう措置を講じられたい。

#### (6) 多摩都市モノレール上北台～箱根ヶ崎間の建設の促進

(要 旨)

多摩都市モノレール上北台～箱根ヶ崎間の建設の促進を図られたい。

(説 明)

現在、多摩都市モノレールは「多摩センター～上北台間」で運行しており、乗降客も年々増加し、営業成績も年々向上している。

平成28年4月に、交通政策審議会から「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」が答申され、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジ

ェクト」の一つに、多摩都市モノレールの延伸が位置付けられた。上北台～箱根ヶ崎間の延伸は前答申でもA2路線に位置付けられており、既に導入空間となりうる道路整備が進んでいる。

このようななか、答申内容に沿って、平成28年8月に「多摩都市モノレール（箱根ヶ崎方面）連絡調整会議」が設置され、平成30年度の都予算において「鉄道新線建設等準備基金への積立金」が計上され、令和3年度の都予算において「事業化に向けた調査」の予算が計上されるなど、事業が着実に進んでいる。モノレール延伸は、瑞穂町のみならず西多摩地域の将来の発展や多摩地域の更なる連携のために重要な意味があり、持続可能なまちづくりの観点からも、一日も早い実現を求める。

## (7) 小笠原空港の開設に係る整備計画の早期策定【重点】

(要 旨)

小笠原空港の開設に向け、空港整備に係る計画を早期に策定されたい。

(説 明)

都は、小笠原諸島が日本に復帰した当初から検討されている小笠原空港について、精力的に調査・検討を重ね、紆余曲折はありながらも、空港整備に係る計画案の検討が進められているが、現在においても、その開設の目途は付いていない状況にある。

都は、平成27年度に設置された「小笠原航空路に関する検討会議」において、実務者による計画案の検討をこれまで以上に推進し、「小笠原航空路協議会」の議を経て、計画を早期に取りまとめられたい。

## 25 道路整備の促進(建設局)

住民の利便性や防災性の向上、地域交流の活発化など、住民生活を支える道路整備を促進するため、以下の点について、特段の措置を講じられたい。

### (1) 都道の整備促進等

(要 旨)

産業振興と住民生活の安定化のため、次の主要地方道、都道の新設、整備を積極的に進められたい。

- ① 福生都市計画道路 3・4・10 号線（主要地方道 5 号新宿・青梅線青梅街道～福 3・5・17 号線）の早期拡幅（瑞穂町）
- ② 福生都市計画道路 3・4・4 号線（瑞穂町大字殿ヶ谷～大字武蔵）の早期拡幅（瑞穂町）
- ③ 青梅都市計画道路 3・4・13 号線（青梅 3・4・4～青梅 3・4・8）の早期着工（瑞穂町）
- ④ 都道 184 号線（大入地区～日の出山～御岳山～海沢）の整備促進（日の出町・奥多摩町）
- ⑤ 都道 238 号線（肝要地区(トンネル)～青梅市吉野地区）の建設促進（日の出町）
- ⑥ 秋 3・5・2 号線～秋 3・4・5 号線（都道 165 号線）を結ぶ道路の新設整備（日の出町）
- ⑦ 都市計画道路秋 3・4・14 号線（都道 185 号線）の全線拡幅整備（日の出町）
- ⑧ 都道主要地方道 31 号線（二ツ塚～萱窪信号）早期拡幅整備の再検討（日の出町）
- ⑨ 都道 251 号線（青梅・日の出線）の全線拡幅及び歩道の整備（日の出町）
- ⑩ 山岳道路の防災対策の強化（檜原村・奥多摩町）
- ⑪ 都道 202 号線大丹波地区の早期拡幅整備（奥多摩町）
- ⑫ 都道 204 号線（日原鍾乳洞線）の早期拡幅改修及び未登記の解消（奥多摩町）
- ⑬ 多摩川南岸道路の早期完成（丹三郎工区）（奥多摩町）
- ⑭ 国道 139 号線の早期拡幅（奥多摩町）
- ⑮ 国道 411 号線のバイパス道路の整備促進（笹平橋－奥多摩湖）及び歩道（柵沢橋－将門）の設置（奥多摩町）
- ⑯ 都道 237 号線（式根島本道）第二期工事の計画再検討（新島村）
- ⑰ 都道 224 号線（神津本道）の歩道の設置（神津島村）
- ⑱ 都道 224 号線七軒町地区狭隘区間の路線切回の整備（神津島村）
- ⑲ 都道 224 号線（洞沢地区・平坦沢地区）の視距改良（神津島村）【新規】
- ⑳ 都道 212 号線の拡幅整備促進及び伊ヶ谷・大久保地区における代替避難道路の確保（三宅村）
- ㉑ 都道 223 号線（御蔵島環状線）の早期完成（御蔵島村）
- ㉒ 都道 217 号線（汐間・洞輪沢港線）の法面補強工事（八丈町）
- ㉓ 都道 236 号線（青ヶ島循環線）の整備促進（青ヶ島村）

（説 明）

町村地域における都道等の整備は、都市部においては、道路交通を円滑化し、山間・

島しょ地域においては、地域交流を活発化し、住民生活を支えるための重要な課題であり、産業振興、観光振興の促進や地域防災等の観点からも早期に整備されるよう特段の措置を講じられたい。

## (2) 市町村土木補助の充実

### (要 旨)

道路新設・改良等の市町村土木事業に対して、積極的な財政支援をされたい。

- ① 補助採択基準及び補助制度の弾力的な運用
- ② 道路の安全確保のための上下斜面の落石等防止対策、防風対策及び沿道緑化のための植生への補助対象事業の拡大
- ③ 道路補修に要する経費の補助率の拡大
- ④ 安全施設（ガードレール・転落防止柵）の改修に係る補助の拡大

### (説 明)

- ① 市町村土木事業の補助は、平成23年7月の採択基準改正により地域の実情に即した必要性の高い道路の整備がしやすくなった。しかし、山間・島しょ地域の実情を踏まえたより一層の弾力的運用と、補助採択基準の緩和を図られたい。
- ② 急峻な地形の山間・島しょ地域では落石等が頻繁にある箇所が点在し、通行の安全確保と道路の適正な維持管理を図るために、補助事業の対象となるよう採択の基準の見直しを検討されたい。また、防風対策に加えて緑化や付属物の整備についても、新たに補助の対象とされたい。
- ③ 舗装済の生活道路は、経年劣化等により破損の著しい個所が多数発生しており、住民生活に大きな影響を及ぼしている。今後、舗装補修を必要とする道路が増えることから、現行の補修に要する経費の補助率3/10を、新設又は改築に要する経費の補助率1/2と同率にする措置を講じられたい。

また、補助申請の仕組みが非常に細かく規定されており、技術系職員がおらず少ない職員数で行政運営する自治体には、申請が困難な状態であり、昨年度、申請段階では補助予定だった補助金が、正しい積算がされていないことを理由に補助対象外となった例がある。施工距離の短い区間の場合には、申請の簡素化を適用するなどの措置を講じられたい。

- ④ ガードレール及び転落防止柵等安全施設の老朽化による撤去・設置については補助の対象外となっているが、島しょ町村においては塩害による腐食が著しく安全施

設の危険箇所が増えている。地域の実情を考慮のうえ、補助対象とするよう措置を講じられたい。

## 26 河川及び海岸整備の促進(環境局・建設局・港湾局)

自然環境との調和や自然災害対策の観点から河川及び海岸を整備するため、以下の点について、特段の措置を講じられたい。

### (1) 河川改修整備の促進

(要 旨)

河川水害の防止を図るとともに、自然環境と調和した整備を推進するため、河川改修について、次の事項を積極的に推進されたい。

- ① 秋多都市計画河川第1号平井川の早期整備(日の出町)
- ② 準用河川改修事業補助の更なる充実(大島町)

(説 明)

- ① 一級河川平井川は、都市計画決定され20数年経過しているが、下流のあきる野市内でも未だ整備されていない箇所が見受けられる。日の出町では平成元年に着手した土地区画整理事業において、雨水排水計画に基づいた雨水管を埋設し、周辺流域の雨水を処理しているところであるが、放流先である平井川に直接流せないため、調整池を作っているが、集中豪雨時には対応できず頻繁に溢流している状況である。

今後、平井川に直接放流できるよう、また50mm/時間の降雨量に対応できるよう早期に事業化されるよう措置されたい。

- ② 小河川である準用河川の改修を積極的に促進するための財政支援を図られたい。

### (2) 海岸保全区域指定と海岸保全事業の促進

(要 旨)

災害が多発する恐れのある海岸地域について、保全区域の指定と保全事業の一層の促進を図られたい。

#### ① 海岸保全事業の促進

ア 海岸保全事業計画の短縮実施(大島町・新島村・三宅村・八丈町)

- イ 未指定区域における海岸保全区域指定の促進（大島町・御蔵島村・青ヶ島村）
- ウ 海岸漂着・漂流ごみ処理への対応促進及び財政措置（大島町・神津島村・三宅村・御蔵島村・青ヶ島村・小笠原村）
- エ 台風で崩落した筆島海岸の侵食防止事業の実施（大島町）
- オ 弘法浜大金沢流域整備事業の実施（大島町）
- カ 前浜海岸の侵食対策、安全施設の建設促進及び現地調査の実施（新島村）
- キ 和田浜海岸の侵食防止（緩傾斜護岸の復旧及び海岸法面の崩壊対策など）（新島村）
- ク 羽伏浦海岸における人工リーフ等の設置（新島村）
- ケ 石白川、釜の下海岸の侵食防止対策（新島村）【新規】

## ② 海岸環境整備事業の促進

- ア 本村前浜、若郷前浜の海岸環境整備事業の促進（新島村）

### （説 明）

海岸漂着物処理推進法により、海岸管理者等が漂着物等を処理することとされた。しかし、一部国有海岸等において、管理者ではない町村の処理費負担が解消されていない。ついては、都の海岸漂着物対策推進計画の改正による経費負担の適正化と財政措置を図るとともに、漂流ごみ処理についても人的支援を行われたい。

大島町では、平成25年の台風26号の海岸侵食や崖地崩落のため、海浜は未だに危険な状態であり、健全な海浜利用のために整備が急務となっている。また、事業によって生じた長浜海岸の侵食が未だ自然復元されないままであり、原因調査も終了していることから早急に対策を講じられたい。

## 27 水道事業運営への支援(総務局・福祉保健局・水道局)

住民生活の安全を確保するための水道事業を安定的に運営するため、以下の点について特段の措置を講じられたい。

### (1) 簡易水道事業に対する財政支援の強化等

#### （要 旨）

簡易水道事業に対して、次の事項について積極的に措置されたい。

- ① 簡易水道事業に対する施設整備等の補助対象の拡大、補助率の引上げ
- ② 都営水道に一元化されていない町村に対する水源や水質安全性の確保等

(説明)

- ① 檜原村及び島しょ町村の簡易水道事業に対しては、国及び都から補助金を受け、効率的な運営に努めている。しかし、近年の起債の増大や施設の老朽化への対応等により、経営が極度に圧迫されているのが実情であるため、財政支援の更なる強化を図られたい。
- ② 事故・災害時の対応や水質管理の観点から、都営水道一元化がされていない町村が安定的な給水や水質安全性が確保できるよう、継続的な支援を図られたい。

## (2) 改正水道法に基づく水道基盤強化計画の早期策定及び都営水道一元化除外町村における一元化の実施等

(要旨)

改正水道法に基づく「水道基盤強化計画」の早期策定及び都営水道一元化計画から除外されている檜原村、島しょ町村の都営水道一元化を実現されたい。

(説明)

都営水道一元化計画から除外された檜原村及び島しょ町村は、事業規模が小さく地理的・地形的特性から水道事業の効率的な経営には限界がある。

しかし、近年の起債償還費の増大や維持管理の高騰などにより地域の料金格差が拡大しており、水道事業の経営が極度に圧迫されてきている。

都営水道一元化市町ではすでに高水準での安定・安全な水の供給は確保され、おいしい水の供給へと高度化しており、同じ都民でありながら安定供給や安全な水の供給さえ受けられない格差がある。

平成30年の水道法の改正により、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、広域連携の推進として、都道府県は関係市町村及び水道事業者等の同意を得て水道基盤強化計画を定めることや関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとなっている。高水準で安全な水の供給及び料金格差等を是正し、都内全市町村が同様のサービスを受けられるよう、都営水道一元化を実現されたい。

また、利島村は簡易水道会計を設置し、維持管理を行っているが、都水道局が供給する本土と比較し、給水単価・供給単価ともに高額となっている。地方公営企業法で

は、人口3万人未満の会計においても、令和5年度までに地方公営企業法の適用を行うとされており、現在、適用に向けた台帳整備等を進めているところであるが、公営事業会計・事業の維持には多くのマンパワー、財源が必要であることから、島しょ町村についても、都営水道の提供エリアとされたい。

## 28 下水道事業運営への支援(政策企画局・総務局・財務局・都市整備局・下水道局)

住民生活の安全を確保するための下水道事業を安定的に運営するため、以下の点について、特段の措置を講じられたい。

### (1) 下水道事業一元化に係る計画の早期策定

#### (要 旨)

都における下水道事業一元化に向けた計画について、早期に策定されるとともに、公共下水道のみならず、下水道類似施設も対象とされたい。

#### (説 明)

「経済財政運営と改革の基本方針2020」(骨太の方針2020)において「下水道の広域化計画の実現に向け都道府県が広域的な地方自治体として、関係市町村と連携体制を構築し、主体的に取り組むよう求める」と明記された。

都は、「下水道事業の広域化・共同化検討会」において、計画の検討をより一層推進し、一元化に向けた計画を早期に策定されたい。また、住宅が密集していない地域において利用している下水道類似施設についても、一元化の対象とされたい。

### (2) 公共下水道整備に対する支援措置

#### (要 旨)

町村地域における公共下水道の整備促進のため、次の事項について積極的な支援を図られたい。

- ① 維持管理に対する財政支援
- ② 下水道事業に対する環境保全推進のための財政支援
- ③ 雨水管渠設置に対する技術支援並びに都補助率の引上げ及び更なる財政支援



(説 明)

公共下水道は、生活環境の整備と公共用水域の水質保全を図るため不可欠な都市基盤施設であり、早急に整備を図る必要がある。しかし、下水道事業は莫大な建設資金を必要とし、維持管理の面からも将来にわたる大きな財政負担が生じることから、町村部では、大きく整備が遅れ、未供用世帯や未接続世帯が多く、使用料収入が減収となっているのが実情である。

こうしたことから、町村において公共下水道の整備促進を図るため、設置費はもとより維持管理費に対する財政支援をされたい。

また、水源地を抱え下水道事業を実施している町村にとっての下水道の位置付けは、そこに生活する住民の生活環境はもちろんのこと、保全された環境を求め訪れる都民全体に与える公共用水域の水質保全としての便益が大きいことから、都市住民を含めた受益者全体による費用負担の考え方に基づく財政支援策を講じられたい。

近年、局地的集中豪雨等によって冠水被害が発生するなか、浸水被害を未然に防ぎ、住民の安全で安心な生活を確保するため、雨水管の整備は喫緊の課題である。

しかし、雨水管の整備、特に幹線管渠の整備事業費は非常に大きいため、都補助金の補助率の引上げ及び更なる財政支援策を講じられたい。

また、特殊工法であり専門的知識を有する職員が不足しているため、技術支援を図られたい。

## VII 教育

### 29 学校教育の安定的運営のための支援(教育庁)

子どもたちの成長を支える学校教育を安定的に運営するため、以下の点について特段の措置を講じられたい。

#### (1) 小中学校等の運営の充実

(要 旨)

小中学校等の運営の充実を図るため、次の事項について措置されたい。

- ① 少人数授業に係る講師配置の時数配当に対する支援体制の維持
- ② 小学校英語教科化に伴う専科教諭の配置
- ③ スクールカウンセラー配置事業補助の拡充
- ④ 外国人英語指導助手の配置に対する人材確保対策と財政支援
- ⑤ 国へのICT教育環境整備に対する支援要求
- ⑥ GIGAスクール構想推進に伴うICT支援員への補助金の継続及び増額

(説 明)

- ① 主要教科の学力向上を図るため、都の支援を受けて少人数授業を行っているが、講師の時数配当による支援体制を維持されたい。
- ② 令和2年度から小学校の英語教科化が導入されたが、配置基準によると小規模な学校には、専科教諭が配置されないこととなる。生徒の不利益とならないよう学級数に限らず、専科教諭の授業が受けられるよう、制度の見直しを図られたい。  
中央教育審議会答申(令和3年1月26日)「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」に示されているとおり、特に小学校英語専科教員の配置を必須と捉え、小学校英語教科化を受けて対応してきたが、全小学校教員に対する十分な研修機会と専門性の確保は難しく課題がある。
- ③ スクールカウンセラー配置については、小学校の低学年からの相談が必要と思われるケースや家庭内の問題について早期に対応する方が望ましいケースが多い。中学校におけるスクールカウンセラーの常勤配置とともに、小学校へのスクールカウンセラーの配置は、週2日以上へ拡充されたい。
- ④ 町村負担で小中学校の外国人英語指導助手を配置しているが、財政規模の小さい

町村においては人材の確保と財源の措置に苦慮している。人材確保対策と財政支援体制を確立されたい。

⑤ 学校教育におけるICTの活用は、授業の理解度や意欲の向上に効果的である。八丈町では、東京都公立小中学校ICT教育環境整備支援事業による公開授業の実績があり、これを通して学校教育におけるICTの活用が非常に有効であることが確認できた。今後、教育環境におけるICT活用は必須であり、地域格差が生じないように、ICT教育環境整備に対する支援要求を国へ強力に働きかけられたい。

⑥ 教員の研修や研究は各教育委員会及び各学校において着実に進めているところであるが、特に学習指導に必要なパソコン等のスキル（アプリ含む）やハード面（パソコン等機器の設定を含む）のノウハウは不足しているのが現状である。GIGAスクール構想の早期実現にはICT支援員による教員支援は継続的に必要であることから、国と都を合わせて3/4以上の補助率とするとともに、一定期間の補助を実施されたい。

なお、ICT支援員配置に係る経費は、地方交付税措置となっているが、GIGAスクール構想は新型コロナウイルス感染症対策も含めており、円滑な事業展開をするため、また教員の資質向上、ひいては児童・生徒の学力向上を図り、教育格差を発生させないために、都による財政支援だけでなく、国からも財政支援が図られるよう、働きかけられたい。

## (2) 小中学校施設整備の促進

### (要 旨)

小中学校施設整備の促進を図るため、次の事項について措置されたい。

- ① 校舎、体育館等の改築等に係る国庫補助に都補助を上乗せ
- ② 国庫補助対象外事業に対する都単独補助制度の創設
- ③ 義務教育施設整備費補助事業に係る補助対象基準の緩和
- ④ 公立小中学校校庭芝生化事業に対する補助
- ⑤ グランド整備費に対する都単独補助制度の創設
- ⑥ 35人学級への対応に伴う施設改修等費用に対する補助制度の創設
- ⑦ 学校給食施設整備に対する財政支援及び広域連携による運営への支援

### (説 明)

①② 町村においては、厳しい気象条件から建築物の老朽化が都市部より早く、更に

島しょ地域は海洋による影響も加わり、塩害、風害等により学校施設の改築あるいは大規模改修が必要となっている。部分的な改造など国の補助対象外となるものについて、単独事業として実施することは財政的に厳しい状況であり、財政支援の強化を図られたい。

- ③ 義務教育施設整備の建築単価については、島しょ地域は遠距離による海上輸送等により割高になっており、義務教育施設整備費補助事業における補助対象基準の建築単価を建設局などで採用されている「支庁単価」を適用するなど、補助対策基準の緩和について措置を講じられたい。
- ④ 校庭芝生化の維持管理経費補助金は、平成27年度から補助期間が5年間となり、リーダー養成等に寄与することとなった。しかし、地域連携事業は、校庭芝生化校の増加で採択される可能性が低くなっており、対象校数の拡大が必要である。さらに、補助対象を一般的な管理経費にまで拡大し、1校当たりの補助金額の拡充と、スポーツ振興の面からも補助対象期間を延長されたい。
- ⑤ 島内各小中学校の校庭及びグラウンドは、火山島特有の玄武岩質の溶岩が風化して砂や細かい溶岩が露出している状態であり、その都度、整備してきたが、入れた土もまた玄武岩質の土であることから2年も経てば砂となってしまう。児童生徒の目に砂が入り傷つくことや、付近の住宅への砂が飛散する状況である。島外からグラウンドに適した砂を搬入し整備するためにも補助を創設されたい。
- ⑥ 国の方針に伴い令和3年度から順次、35人学級を進めていくこととなっているが、教室が不足することが見込まれる。既存の教室の改修や校舎増築には多額の費用がかかり文部科学省の補助制度だけでは非常に厳しい状況であるため、教室増加に伴う備品類整備も含め、都による追加の支援を図られたい。
- ⑦ 学校給食衛生管理基準に則した学校給食施設の整備が促進できるよう必要な交付金を確保する等、国へ働きかけたい。また、都においても、学校施設環境改善交付金（給食施設）を補完する補助制度を創設されたい。

学校給食施設は児童・生徒の身体生命の安全に直接的に関わるという特性上、学校給食法が定める学校給食衛生管理基準により施設設備のあり方及び運営が厳密に定められている。学校給食施設整備については、文部科学省の学校施設環境改善交付金が設けられているが、交付額が実工事費を大幅に下回ること、また、交付申請しても交付を受けられない状況もあることから、多くの施設が老朽化するなか、学校給食施設の更新が思うように進まない状況にある。したがって、都においても、学校給食施設に係る当該交付金の拡充を国に対し強く要望するとともに国の交付金を補完する形で、都独自の補助制度の新設を要望する。なお、地方創生、持続可能な自治体経営

等の考えも勘案し、広域連携による施設整備や運営を後押しするための支援枠や内容について拡充されたい。

### (3) 島外生徒受入事業に対する支援の拡充【新規】

#### (要 旨)

島外生徒受入事業を実施する島しょ町村に対するより一層の支援を講じられたい。

#### (説 明)

島外生徒受入事業については、島しょ以外に居住する中学生が島しょの都立高校へ進学できる取組みとして、平成28年度から実施されているところであり、都内生徒が親元を離れ、豊かな自然や文化のなかで、自立した生活をしながら学び、成長することを後押しする事業として、また、定員割れが続く島しょ部の高等学校にとっても、生徒同士が切磋琢磨する環境づくりを通じて学びの場の充実を図ることができる有意義な事業となっている。

同事業の一層の推進を図るとともに、島しょの高校へ進学する生徒の学習・生活環境整備のために町村が行う寄宿舎等の建設整備に関しても、町村の負担を軽減するよう、更なる財政支援を図られたい。

### (4) 指導主事の適切な配置

#### (要 旨)

教育指導の充実を図るため、指導主事を適切に配置されたい。

#### (説 明)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」は、市町村教育委員会の指導主事の設置について努力義務規定を設けている。

平成21年度から都は各町村教育委員会への指導主事配置を行っているが、都教育委員会との併任も多く、また、瑞穂町などは児童生徒数や学校数などから、近隣市なみの2名の指導主事の配置が必要と考えている。教育指導の充実を図るため、指導主事を適切に配置されたい。

## (5) 特別支援教育の円滑な実施

### (要 旨)

特別支援教育の円滑な実施を図るため、次の事項について措置を講じられたい。

- ① 軽度発達障害の児童・生徒に対するサポートティーチャーや介助員の配置
- ② 都立大島高校における都立特別支援学校の分校または分教室の設置【新規】

### (説 明)

- ① 学習障害（LD）・注意欠陥／多動性障害（ADHD）・高機能自閉症・アスペルガー等の軽度発達障害があり、特別な支援を必要とする児童・生徒が増加している。  
軽度発達障害の児童・生徒が在籍する普通学級においては、適正な状態を維持していくためには、教員1名で対応することは困難である。特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、個々人に応じた指導を充実させ、普通学級の適正な状態を維持するため、サポートティーチャーや介助員を配置されたい。
- ② 令和3年度から、都立八丈高等学校内に都立特別支援学校の分教室が設置された。大島町においても、障害の有無にかかわらず、全ての子どもたちの学びの場を確保し、充実させる観点から、都立大島高校内に都立特別支援学校の分校または分教室を設置されたい。

## (6) 小笠原村における東京都教育委員会の権限に属する事務の適正執行【重点】

### (要 旨)

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例によって、市区町村が東京都教育委員会の権限に属する事務の一部を処理することになっているが、小笠原村においては、本条例の対象となっていない事務についても、村が事務処理を行わざるを得ない状況であり、都は早期に適正化を図るべきである。

### (説 明)

小笠原村においては、都の教育出張所が未だ設置されておらず、かつ、事務処理特例条例に基づかない都教委事務を村が行っている状況にあり、村が人的・財政的負担を強いられる異常な状態が継続している。本来であれば、他の島しょ地域と同様、小笠原村にも都が教育出張所を設置し、都教委事務を行うべきであり、これまでも教育出張所の設置を要望してきたところである。

これに対し都は、財政的理由により設置困難と回答しており、事務処理特例条例に

基づかない都教委事務の処理が継続され、何ら解決に至っていない。これを踏まえ、都教委事務の適正化を早期に図るため、都が次の措置を行うことを強く要望する。

- ① 小笠原教育出張所の設置
- ② 教育出張所の設置が困難な場合、小笠原支庁に担当部署・人員を配置のうえ、教育出張所の機能を果たすこと
- ③ 小笠原支庁への担当部署・人員配置が困難な場合、小笠原村教育委員会に教育出張所に代わる機能を持たせるため、事務処理特例条例を改正のうえ、人的支援として都教育委員会から小笠原村教育委員会に都教委事務を執行する教育職員及び行政職員を派遣するとともに、村に対して財政支援を行うこと

### 30 生涯学習及び社会教育活動の安定的運営のための支援(生活文化スポーツ局・教育庁)

---

住民がゆとりと豊かさを実感できる文化的な生活を送るため、生涯学習及び社会教育事業に関する、以下の点について、特段の措置を講じられたい。

#### (1) 生涯学習の推進

(要 旨)

生涯学習に対する住民の要望に応え、また、その成果を地域に活かすため、地域の学習資源の掘り起こしや、適切な人材の活用など、町村の生涯学習施策の推進について、継続して支援されたい。

(説 明)

生涯学習の充実は、まちづくりや地域の活性化にも繋がるものである。地域の学習資源を掘り起こし、学びの輪を広げていくため、人材情報を提供するシステムの構築や人材の養成等に対し、継続的な支援を行われたい。

#### (2) 社会教育活動の充実

(要 旨)

地域の社会教育活動の充実を図るため、次の事項について措置されたい。

- ① 芸術文化活動への補助及び演奏家、芸術団体の派遣

## ② スポーツ指導員の派遣及び育成の充実

(説明)

- ① 地理的条件から、西多摩地域及び島しょ地域の住民は、芸術文化活動に触れる機会が乏しい。鑑賞会、演奏会等の文化活動が身近な施設でより多く企画できるよう、財政支援及び都による演奏家、芸術団体等の派遣をされたい。
- ② 町村には、スポーツに対する住民ニーズの多様化やスポーツ人口の増加に応ずる専門的な技術指導のできるスポーツ指導員が少ないため、専門指導員の派遣やこれら指導員の育成について措置を講じられたい。

## (3) 社会教育施設整備費等への補助制度の創設、図書館搬送便の継続

(要旨)

町村立社会教育施設整備等に関する、次の事項について措置されたい。

- ① 文化ホール等の施設整備に対する財政支援の充実
- ② 都立図書館搬送便の継続

(説明)

情報社会の進展や住民の余暇時間の増大等に伴い、社会教育施設等に対する住民の要望は多様化・広域化してきている。社会教育を一層充実し、住民がゆとりと豊かさを実感できる文化的な生活を送るため、社会教育施設の整備に対する住民要望も大きくなっている。

- ① 町村の社会教育施設は、建設地の環境の良さもあり、観光客を含め広く都民の憩いの場として活用される魅力を持った施設となりえるものである。

このため、公民館や文化ホール等の整備に対して補助制度を創設するなど、財政支援を図られたい。

- ② 都立図書館の搬送便について、今後も継続して実施されたい。